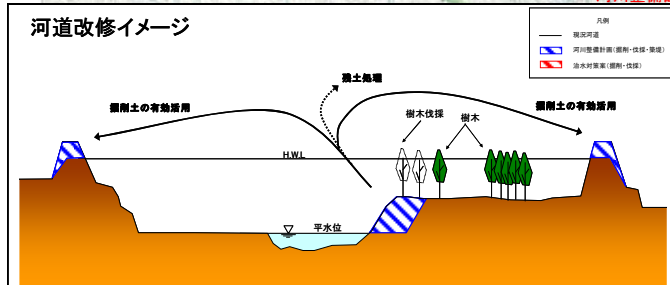
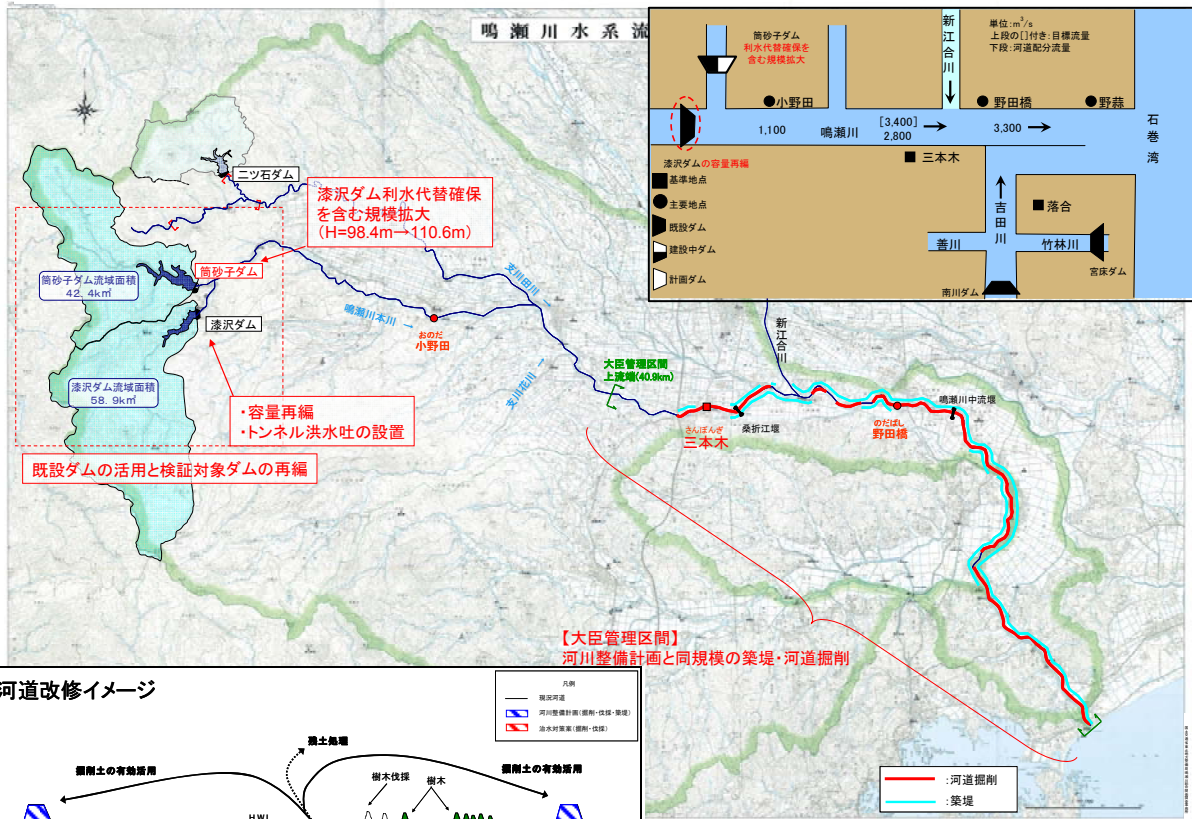


オ ケース⑤：筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案

- 筒砂子ダム規模拡大と既設ダム「漆沢ダム」の容量再編（治水専用化）により洪水調節を行うとともに、河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 漆沢ダムの容量再編に伴う利水容量の補償措置は、筒砂子ダムの規模拡大で確保することを想定する。
- 河道掘削や築堤により段階的に安全度が向上し、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編完成時には安全度が全川にわたり向上する。

【平面図】



| 対策案 | 概算数量 |
|--------|---|
| 治水対策案 | <p>【洪水調節施設諸元】</p> <p>(新設) 筒砂子ダム規模拡大 ダム高 H=98.4m→110.6m(利水代替分の確保)、洪水調節容量 V=1,220 万 m³</p> <p>(既設) 漆沢ダム容量振替 ダム高 H=80.0m、洪水調節容量 V=950 万 m³→1,600 万 m³</p> |
| 河川整備計画 | <p>【河道改修】</p> <p>築堤 V=約 190 万 m³、掘削 V=約 120 万 m³、残土処理 V=約 80 万 m³</p> <p>橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸</p> |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

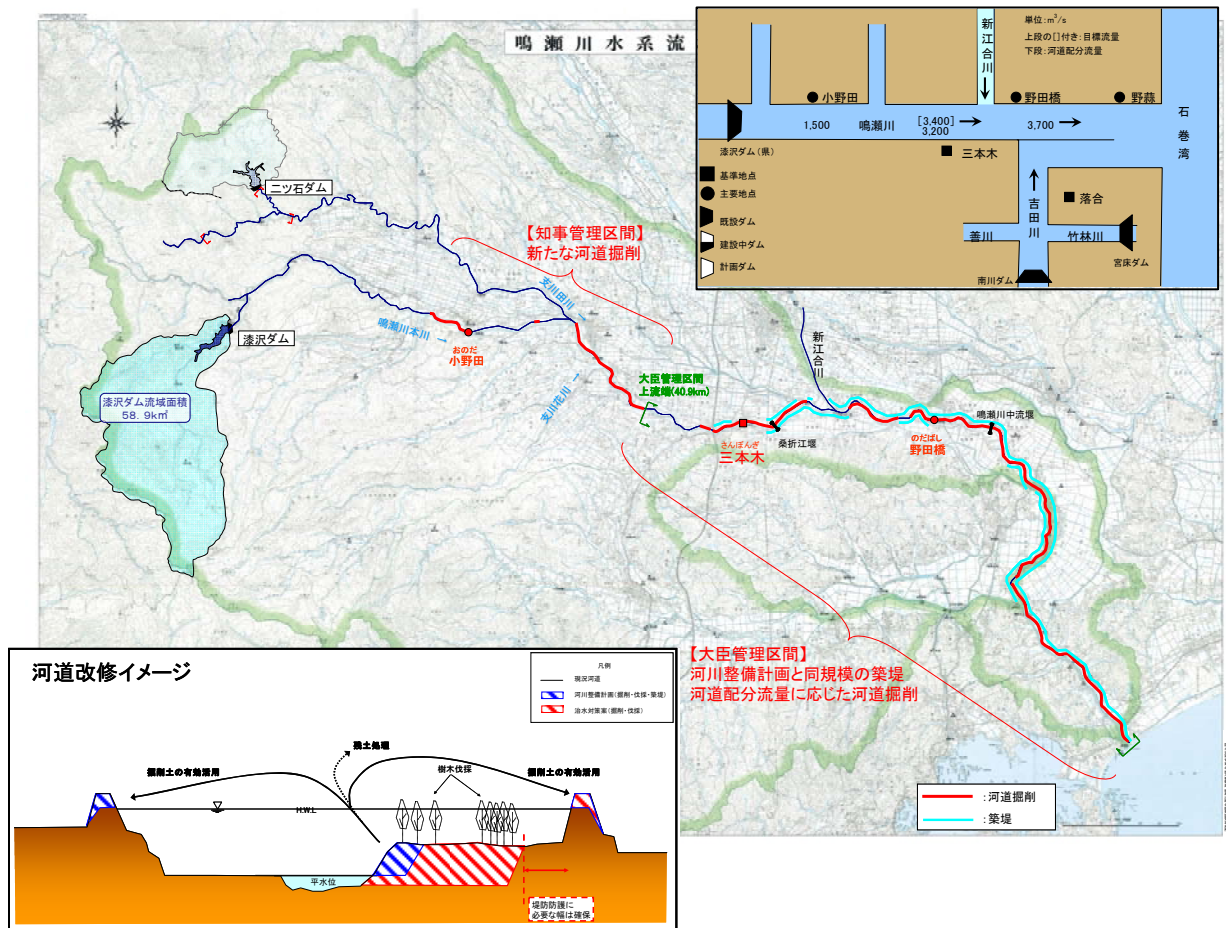
※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

カ ケース⑥：河道掘削案

- 既設ダム「漆沢ダム」による洪水調節を行うとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 河道掘削は上下流バランスに配慮しながら順次施工することで段階的に安全度が向上する。

【平面図】



| 対策案 | 概算数量 |
|--------|--|
| 治水対策案 | 【河道改修】 掘削 V=約 310 万 m ³ 、残土処理 V=約 300 万 m ³ 、堰改築 1 箇所 |
| 河川整備計画 | 【河道改修】 築堤 V=約 190 万 m ³ 、掘削 V=約 120 万 m ³ 、残土処理 V=約 80 万 m ³ 橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸 |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

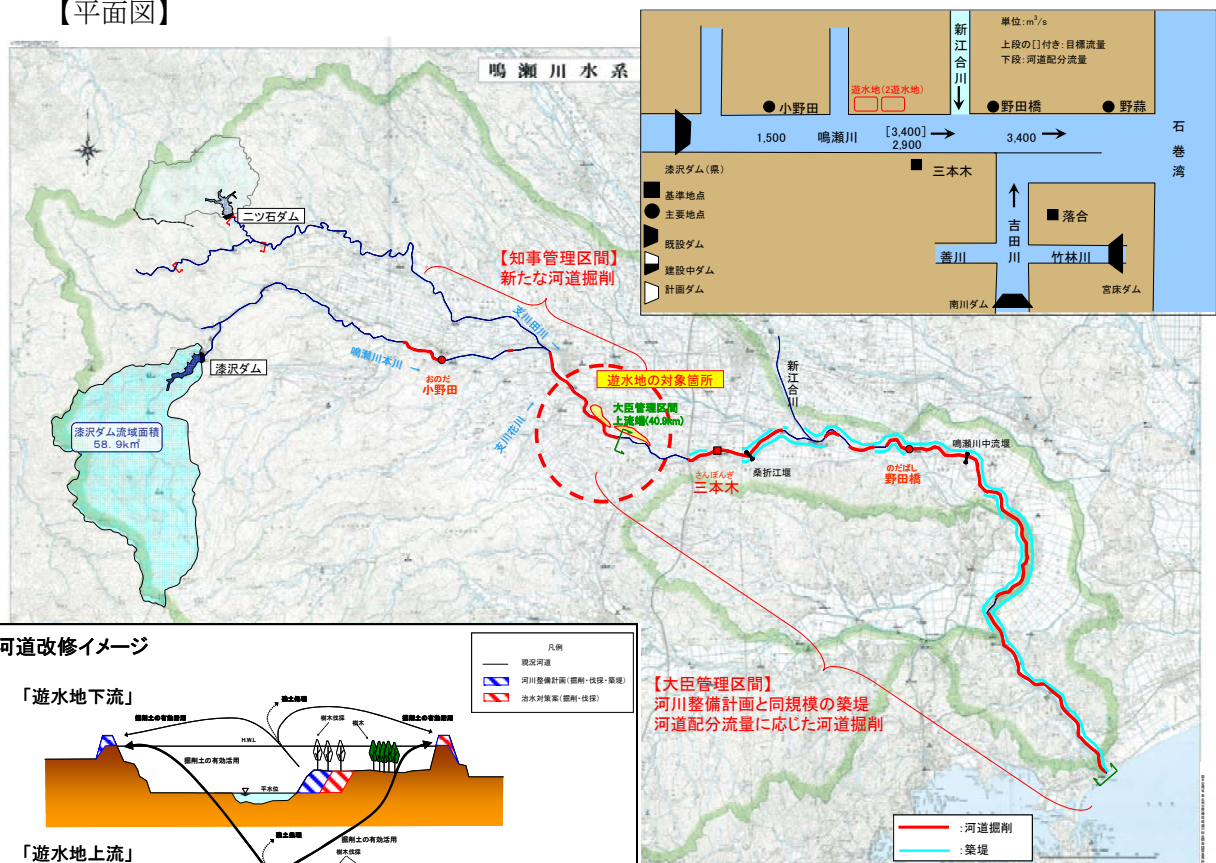
※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

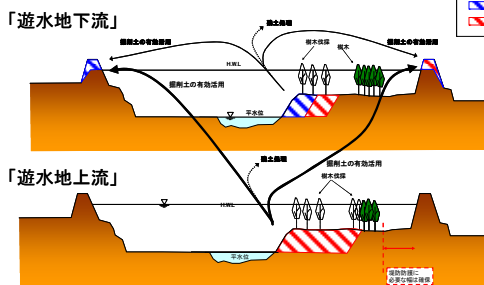
キ ケース⑦：遊水地＋河道掘削案

- 既設ダム「漆沢ダム」と「遊水地」により河道のピーク流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 河川沿いでできるだけ家屋等が少なく、洪水を貯留する容量が効率的に確保できる地形、位置的にも長い区間に効果が期待できる上流部の候補地として、支川花川合流点から下流に2箇所を想定する。
- 遊水地より上流では、新たな河道掘削が生じる。
- 河道掘削や築堤の進捗に伴って段階的に安全度が向上し、遊水地完成時には遊水地下流全区間の安全度が向上する。
- 遊水地内については用地買収を行い、掘削を実施する。

【平面図】



河道改修イメージ



| 対策案 | 概算数量 |
|--------|---|
| 治水対策案 | <p>【洪水調節施設諸元】 (新設) 遊水地 2箇所、A=約 60ha 【河道改修】 掘削 V=約 170 万 m³、残土処理 V=約 160 万 m³、堰改築 1箇所</p> |
| 河川整備計画 | <p>【河道改修】 築堤 V=約 190 万 m³、掘削 V=約 120 万 m³、残土処理 V=約 80 万 m³ 橋梁架替 2橋、樋門樋管改築 22箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140戸</p> |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

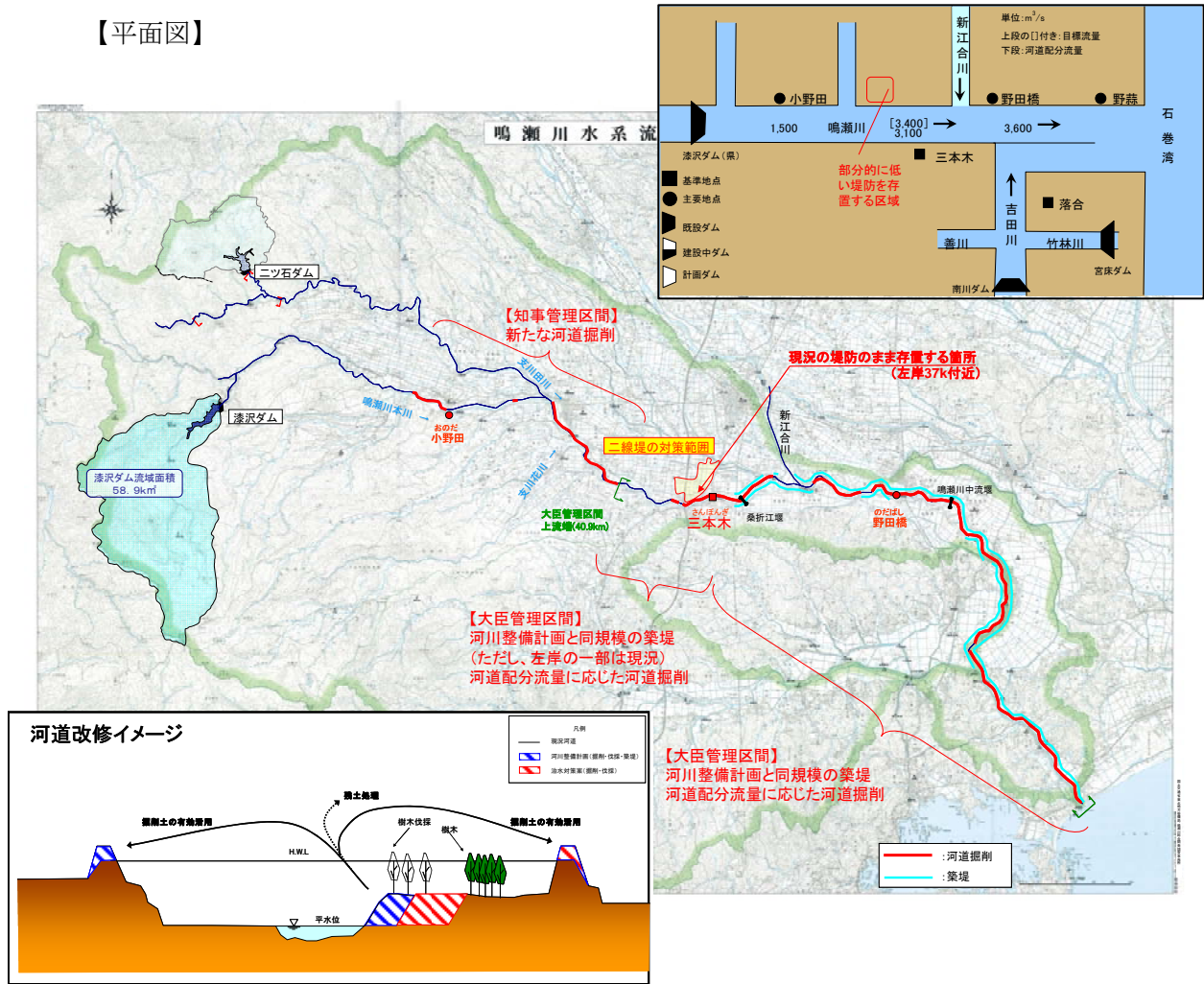
※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

ク ケース⑧：二線堤＋河道掘削案

- 既設ダム「漆沢ダム」の洪水調節後の流量に対し、現状で低い堤防を存置し、はん濫後の河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 低い堤防を存置する箇所は、位置的に長い区間にわたって流量低減効果が期待でき、かつ守るべき資産を広く対象にできるように候補箇所の中で最上流の37k付近左岸側を想定する。当該箇所の浸水区域では一部に家屋が存在するため、二線堤を設置し、家屋浸水を防御する。一部は集約するための移転を考慮する。
- 浸水する範囲では土地利用規制を行う。

【平面図】



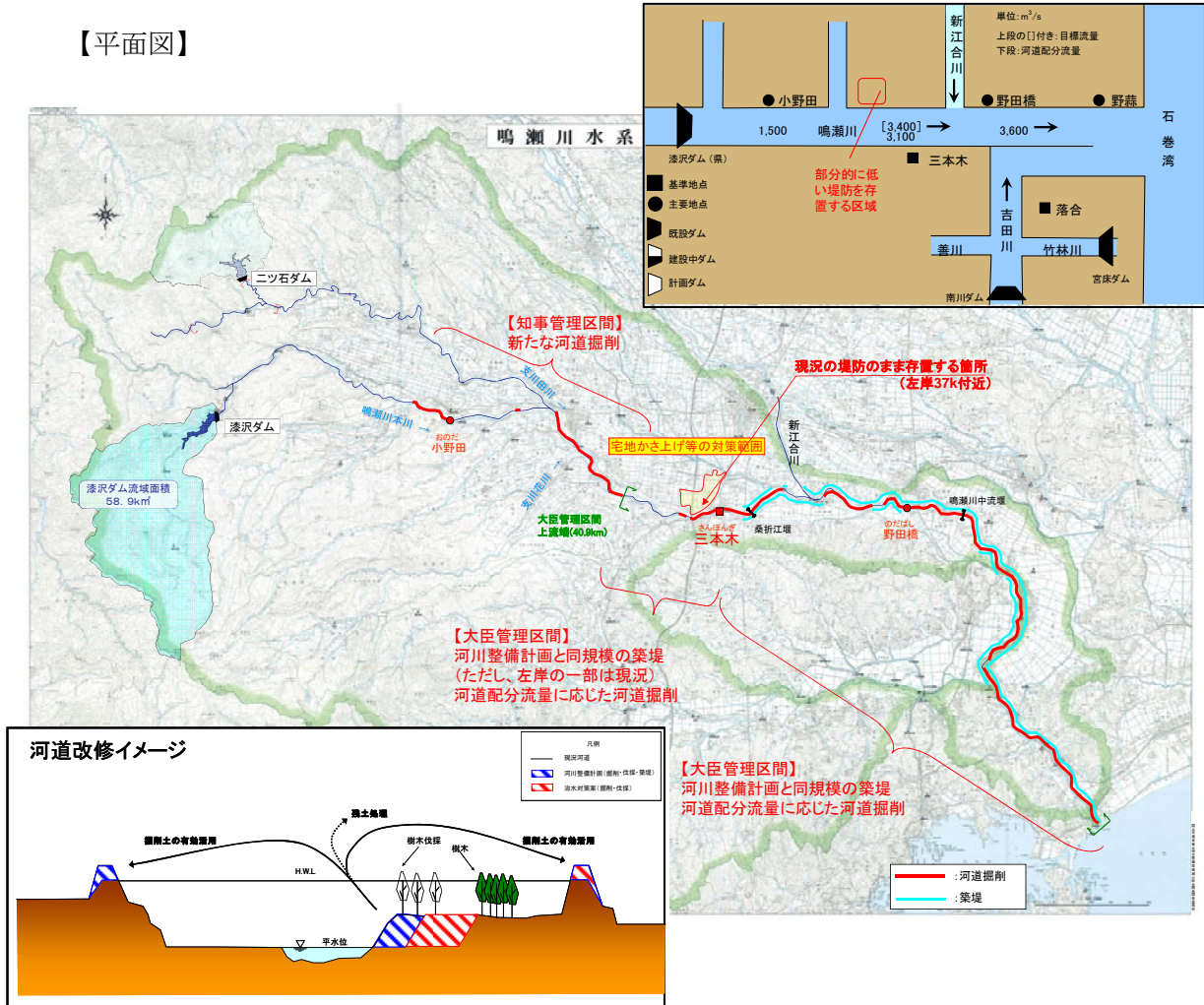
| 対策案 | 概算数量 |
|--------|--|
| 治水対策案 | (新設) 二線堤 1 箇所 【河道改修】 掘削 V=約 240 万 m ³ 、残土処理 V=約 70 万 m ³ 、堰改築 1 箇所 |
| 河川整備計画 | 【河道改修】 築堤 V=約 190 万 m ³ 、掘削 V=約 120 万 m ³ 、残土処理 V=約 80 万 m ³ 橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸 |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。
 ※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。
 ※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

ケ ケース⑨：宅地かさ上げ+河道掘削案

- 既設ダム「漆沢ダム」の洪水調節後の流量に対し、現状で低い堤防を存置し、はん濫後の河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 低い堤防を存置する箇所は、位置的に長い区間にわたって流量低減効果が期待でき、かつ、守るべき資産を広く対象にできるよう候補箇所の中で最上流の 37k 付近左岸側(三本木地区)を想定する。当該箇所の浸水区域では一部に家屋が存在するため、宅地のかさ上げやピロティ建築による被害軽減を図る。
- 浸水する範囲では土地利用規制を行う。

【平面図】



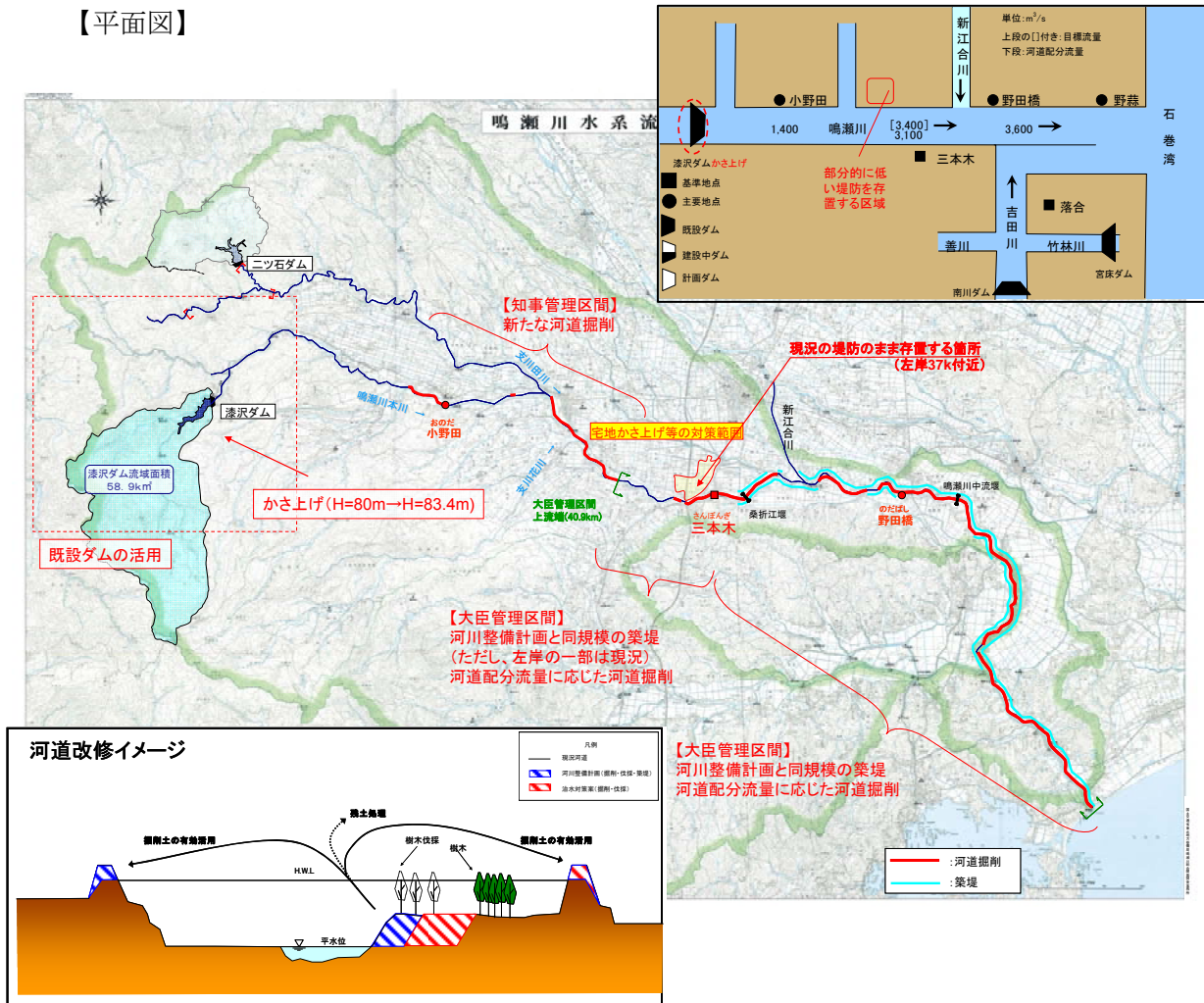
| 対策案 | 概算数量 |
|--------|--|
| 治水対策案 | (新設) 宅地のかさ上げ、ピロティ 【河道改修】 掘削 V=約 240 万 m ³ 、残土処理 V=約 240 万 m ³ 、堰改築 1 箇所 |
| 河川整備計画 | 【河道改修】 築堤 V=約 190 万 m ³ 、掘削 V=約 120 万 m ³ 、残土処理 V=約 80 万 m ³ 橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸 |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。
 ※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。
 ※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

コ ケース⑩：漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案

- 既設ダム「漆沢ダム」のかさ上げにより洪水調節を行った上で、部分的に低い堤防の存置（宅地かさ上げピロティ建築等による対策）により河道流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 河道掘削や築堤により段階的に安全度が向上し、漆沢ダムのかさ上げ完了時には全川にわたり安全度が向上する。
- 浸水する範囲では土地利用規制を行う。

【平面図】



| 対策案 | 概算数量 |
|--------|--|
| 治水対策案 | (新設) 宅地のかさ上げ、ピロティ 【洪水調節施設諸元】 (既設) 漆沢ダムかさ上げ ダム高 H=80.0m→83.4m、 洪水調節容量 V=950 万 m ³ →1,170 万 m ³ 【河道改修】 掘削 V=約 240 万 m ³ 、残土処理 V=約 230 万 m ³ 、堰改築 1 箇所 |
| 河川整備計画 | 【河道改修】 築堤 V=約 190 万 m ³ 、掘削 V=約 120 万 m ³ 、残土処理 V=約 80 万 m ³ 橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸 |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

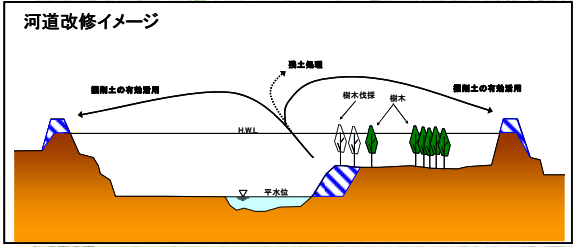
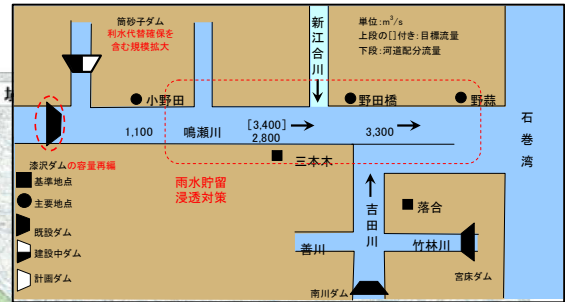
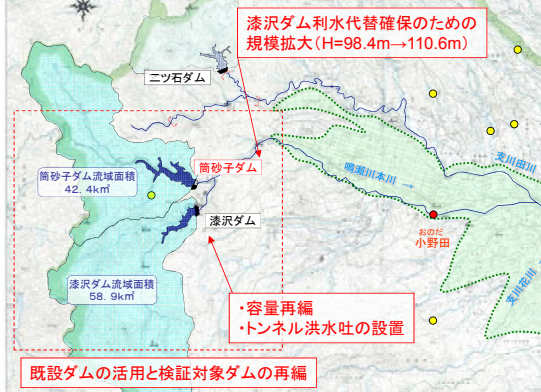
※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

サ ケース⑪：筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編＋雨水貯留＋水田等の保全案

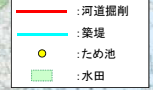
- 筒砂子ダム規模拡大と既設ダム「漆沢ダム」の容量再編（治水専用化）により洪水調節を行うとともに、雨水貯留・浸透、水田等の保全、ため池の活用により河道流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道改修を実施する。
- 河道掘削や築堤により段階的に安全度が向上し、「漆沢ダム」の容量再編・筒砂子ダム完成時には安全度が全川にわたり向上する。
- 漆沢ダムの容量再編に伴う利水容量の補償措置は筒砂子ダムの規模拡大で確保することを想定する。

【平面図】

- 【流域貯留・浸透対策】
- 1 雨水貯留→建物用地
 - 2 浸透施設→人口集中地区（DID地区）
 - 3 水田貯留→畦畔のかさ上げ
 - 4 ため池活用→19箇所



【大臣管理区間】
河川整備計画と同規模の築堤・河道掘削



水田貯留は流域内のすべての水田を対象とすることを基本としている。
ただし、内水排除のための排水機場を有する流域は、ポンプ能力規模の流量しか鳴瀬川へ流出せず、水田貯留による流量低減効果は期待できないため、水田貯留の対象から除外する。

| 対策案 | 概算数量 |
|--------|---|
| 治水対策案 | <p>【洪水調節施設諸元】</p> <p>(新設) 筒砂子ダム規模拡大 ダム高 H=98.4m→110.6m(利水代替分の確保)、洪水調節容量 V=1,220 万 m³</p> <p>(既設) 漆沢ダム容量振替 ダム高 H=80.0m、洪水調節容量 V=950 万 m³→1,600 万 m³</p> <p>【流域を中心とした対策】</p> <p>雨水貯留施設 A=約 40km²、雨水浸透施設 A=約 2.6km²、水田等の保全 A=約 140km²、ため池の活用 19 箇所</p> |
| 河川整備計画 | <p>【河道改修】</p> <p>築堤 V=約 190 万 m³、掘削 V=約 120 万 m³、残土処理 V=約 80 万 m³</p> <p>橋梁架替 2 橋、樋門樋管改築 22 箇所、用地買収 A=約 8ha、移転家屋約 140 戸</p> |

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 24 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

※鳴瀬川の河道掘削及び河川整備計画で予定している吉田川の河道掘削から発生する土砂を、鳴瀬川の築堤へ活用した後の残土を対象に残土処理を実施

(2) 治水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した 10 案の治水対策案と現計画を含む 11 案の治水対策案について、検証要領細目に示されている 7 つの評価軸（表 4-11 参照）により評価を行った。その結果を表 4-12～表 4-23 に示す。

表 4-11 評価軸と評価の考え方

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

評価軸と評価の考え方

(洪水調節の例)

【別紙2】

●検討主体が個別ダムを検証に係る検討を行う場合には、【別紙1】に掲げる方を組み合わせで立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

| 評価軸※1 | 評価の考え方 | 従来の代替案検討※2 | 評価の定量性について※3 | 備考 |
|-------------------|---|------------|--------------|--|
| 安全度 (被害軽減効果) | ●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか | ○ | ○ | 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は河川整備計画と同程度の安全を確保するという評価結果となる。 |
| | ●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか | - | △ | 例えば、ダムは、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないこともある。また、堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。洪水の予測、情報の提供等は、目標を上回る洪水時に於いても的確な避難を行うために有効である。このような各方案の特性を考慮して、各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。 |
| | ●段階的にどのように安全度が確保されていくのか(例えば、10年後) | - | △ | 例えば、河道置換は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していく割合が多いが、ダムは完成するまでは全く効果を発揮せず、完成し進捗して初めて効果を発揮することになる。このような各方案の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、例えば5年後、10年後にどのような効果を発現するかについて明らかにする。 |
| | ●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(上下流や支川における効果) | △ | △ | 例えば、堤防かさ上げ等は、主として事業実施箇所付近において効果を発揮する。また、ダム、遊水地等は、下流域において効果を発揮する。このような各方案の特性を考慮して、立案する各治水対策案によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。 |
| コスト | ●完成までに要する費用はどのくらいか | ○ | ○ | 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。 |
| | ●維持管理に要する費用はどのくらいか | - | ○ | 各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。 |
| | ●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか ※なお、必要に応じて、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する | - | ○ | ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。 |
| 実現性 ^{※5} | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか | △ | △ | 用地取得や家屋移転補償等が必要な治水対策案については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。また、例えば、部分的に低い堤防、盛土の存置等については、浸水のおそれのある場所の土地所有者の方々の理解が得られるかについて見通しをできる限り明らかにする。 |
| | ●その他の関係者との調整の見通しはどうか | - | △ | 各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダムの有効活用の場合の共同事業者、堤防かさ上げの場合の橋梁架け替えの際の橋梁管理者、河道掘削時の掘・埋門・橋脚等改築の際の許可作務管理者、漁業関係者が考えられる。 |
| | ●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか | ※6 | - | 各治水対策案について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することがないか、条例を制定することによって対応可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。 |
| | ●技術上の観点から実現性の見通しはどうか | ※6 | - | 各治水対策案について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。 |
| 持続性 | ●将来にわたって持続可能といえるか | - | △ | 各治水対策案について、その効果を維持していくために必要となる定期的な監視や観測、対策方法の検討、関係者との調整等をできる限り明らかにする。 |
| 柔軟性 | ●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか | - | - | 例えば、河道の掘削は、掘削量を増減させることにより比較的柔軟に対応することができるが、再び堆積すると効果が低下することに留意する必要がある。また、引堤は、新たな築堤と旧堤撤去を実施することが必要となり、柔軟に対応することは容易ではない。ダムは、除作時期の発生やかさ上げ等を行うことが考えられる。このような各方案の特性を考慮して、将来の不確実性に対する各治水対策案の特性を明らかにする。 |
| | ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か | ○ | △ | 各治水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。また、必要に応じて対象地域の人口動態と対策との関係等を分析し、適確化の進行等への影響について検討する。なお、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| 地域社会への影響 | ●地域振興に対してどのような効果があるか | - | △ | 例えば、調節池等によって公園や水面ができると、観光客が増加し、地域振興に寄与する可能性がある。このように、治水対策案によっては、地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じて、その効果を明らかにする。 |
| | ●地域間の利害の衝突への配慮がなされているか | - | - | 例えば、ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益を受けるのは下流域であるのが一般的である。一方、引堤等は対策実施箇所と受益地が比較的近接している。各治水対策案について、地域間でどのように利害が異なるか、利害の衝突にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| | ●水環境に対してどのような影響があるか | △ | △ | 各治水対策案について、堤防と比べて水量や水質がどのように変化するか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| 環境への影響 | ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか | △ | △ | 各治水対策案について、地味を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか及び下流河川も含めた流域全体の自然環境にどのような影響が生じるのかを、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| | ●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか | △ | △ | 各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| | ●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか | △ | △ | 各治水対策案について、景観がどのように変化するか、河川や湖沼での野釣りクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかをできる限り明らかにする。また、必要に応じて影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。 |
| | ●その他 | - | - | 以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする(例えば、CO ₂ 排出の軽減)。 |

※1 本表の評価軸の間には相互依存性がある(例えば、「実現性」と「コスト」と「安全度(段階的にどのように安全度が確保されていくのか)」はそれぞれが独立しているのではなく、実現性が低いとコストが高くなったり、効果発現時期が遅くなる場合がある)ものがあることに留意する必要がある。

※2 ○: 評価の観点としてよく使われてきている、△: 評価の観点として使われている場合がある、-: 明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない

※3 ○: 原則として定量的評価を行うことが可能、△: 主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、-: 定量的評価が直ちには困難

※4 「実現性」としては、例えば、達成する安全度が若く低くないか、コストが低くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が若く大きいかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※5 これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討されない場合が多かった。

表 4-12 評価軸による評価結果（洪水調節①）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダムの再編 | | 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| | 田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案 |
| 評価軸と評価の考え方 | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・簡砂子ダム | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム（既設）の容量再編 |
| | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 |
| ●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか （被害軽減効果） | ●河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、河川の整備計画において想定している目標流量を計画高水位以下で流すことができる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても河川整備計画で目標としている、戦後の代表洪水である昭和22年9月洪水が発生しても、家屋等浸水被害を発生させず低下させる。 | ●河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | ●河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | ●河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | ●河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 |
| ●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムの下流区間において発揮する。 ・なお、田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある（なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある）。 ・田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムによる洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・田川ダム及び洪水導水路の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は田川ダム及び洪水導水路の下流区間において発揮する。 ・なお、田川ダム及び洪水導水路は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある（なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある）。 ・田川ダム及び洪水導水路は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、田川ダム及び洪水導水路による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、田川ダム及び洪水導水路の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・簡砂子ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は簡砂子ダムの下流区間において発揮する。 ・なお、簡砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある（なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある）。 ・簡砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダムによる洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、簡砂子ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路の下流区間において発揮する。 ・なお、簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある（なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある）。 ・簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編の下流区間において発揮する。 ・なお、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある（なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある）。 ・簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 |

表 4-13 評価軸による評価結果（洪水調節②）

| 評価軸と評価の概要 | 河道改修による治水対策 | | 新たな施設による治水対策 | | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ |
|---|--|---|--|--|--|--|-----|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | |
| 河道改修による治水対策 | 河道掘削案 | 遊水池+河道掘削案 | 二線堤+河道掘削案 | 宅地かさ上げ+河道掘削案 | 浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案 | |
| 評価軸と評価の考え方 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・遊水池(2遊水池) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・浸沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大 ・浸沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留・浸沢施設+水田等の保全 | |
| 安全性(被害軽減効果) | ・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | ・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | ・部分的に低い堤防の存置と二線堤の間の地域で水田等は浸水するが、宅地等は二線堤の整備を行うため浸水しない。 ・その他の河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | ・部分的に低い堤防の存置をする区間の背後地域で水田等は浸水するが、宅地等は宅地のかさ上げ+ピロティ+建築等の整備を行うため浸水しない。 ・その他の河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | ・部分的に低い堤防の存置をする区間の背後地域で水田等は浸水するが、宅地等は宅地のかさ上げ+ピロティ+建築等の整備を行うため浸水しない。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | ・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策①と同程度の安全を確保できる。 | |
| ●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・遊水池(2遊水池)の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、遊水池による洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。また、遊水池内の水位は河道に連動するため、河道の水位が計画高水位を超えたら、遊水池内の水位も計画水位を超える。 ・なお、遊水池は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・浸沢ダム(既設)かさ上げの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は浸沢ダム(既設)かさ上げの下流区間において発揮する。 ・なお、浸沢ダム(既設)かさ上げは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 | 【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。 ・簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編の下流区間において発揮する。 ・なお、簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。 | |
| 【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ+建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生恐れが生じる。 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・浸沢ダムかさ上げは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダムかさ上げによる洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 | ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。 ・簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 | |
| 【局地的な大雨】 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨が遊水池(2遊水池)上流域で発生した場合、遊水池の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・部分的に低い堤防の存置と二線堤の間の区域の水位が計画高水位を上回るまでは、二線堤により宅地等は浸水しない。 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨が遊水池(2遊水池)上流域で発生した場合、遊水池の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 ・部分的に低い堤防の存置と二線堤の間の区域の水位が計画高水位を上回るまでは、二線堤により宅地等は浸水しない。 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、浸沢ダムかさ上げの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・部分的に低い堤防の存置をする区間の背後地域で水位が計画高水位を上回るまでは、治水対策として想定している高さまで宅地等は浸水しない。 | ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。 ・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダム(既設)との容量再編の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・部分的に低い堤防の存置をする区間の背後地域で水位が計画高水位を上回るまでは、治水対策として想定している高さまで宅地等は浸水しない。 | |
| ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | ・局地的な大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。 | |

表 4-14 評価軸による評価結果（洪水調節③）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダムの再編 | | 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|--|--|---|---|---|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| | 田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路＋河道掘削案 | 筒砂子ダム＋河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路＋河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案 |
| 評価軸と評価の考え方 | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム＋洪水導水路） ・筒砂子ダム | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム＋洪水導水路） ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム規模拡大＋洪水導水路 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム（既設）の容量再編 |
| 安全度（被害軽減効果） | <p>●段階的にどのような安全度が確保されているのか（例えば5、10年後）</p> <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム＋洪水導水路及び筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>【20年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム＋洪水導水路は完成し、田川ダム＋洪水導水路の下流区間に効果を発現していると想定される。 また、筒砂子ダムはまだ完成しないため、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> | <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム＋洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>【20年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム＋洪水導水路は完成し、ダム及び洪水導水路取水口の下流区間に効果を発現していると想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> | <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>【20年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> | <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>【20年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> | <p>【10年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>【20年後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事業実施中であり、効果の発現は見込めない想定される。 河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管理区間）から順次効果を発現していると想定される。 <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> |
| ●どの範囲でどのような効果が確保されているのか（上下流や支川等における効果） | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、河川整備計画において想定している目標流量を計画高水位以下で流すことができる。 河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても河川整備計画で目標としている、戦後の代表洪水である昭和22年9月洪水が発生しても、家屋等浸水被害を発生させず流下させる。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 河川整備計画（知事管理区間）の対象区間においても治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 |

表 4-15 評価軸による評価結果（洪水調節④）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 河道改修による治水対策 | | 新たな施設による治水対策 | | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ | | |
|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | | | |
| | 河道掘削案 | 遊水地+河道掘削案 | 二線堤+河道掘削案 | 宅地かさ上げ+河道掘削案 | 漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案 | | | |
| 評価軸と評価の考え方 | <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鴨瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | <p>・遊水地(2遊水地) ・鴨瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | <p>・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鴨瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | <p>・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鴨瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | <p>・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鴨瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | <p>・筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留・浸透施設+水田等の保全</p> <p>・鴨瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p> | | | |
| 安全性 (被害軽減効果) | <p>●段階的にどのように安全性が確保されていくのか (例えば5、10年後)</p> <p>【10年後】</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> | <p>【10年後】</p> <p>・遊水地は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・遊水地は完成し、遊水地の下流区間に効果を発揮していると想定される。</p> <p>※遊水地を整備することについて約60haの新たな用地取得、及び農地が浸水することについて地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> <p>※従来堤防で守られてきた地域に遊水地を整備するため、約60haの用地取得などに関して、地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> | <p>【10年後】</p> <p>・二線堤は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制は完成し、その下流区間に効果を発揮していると想定される。</p> <p>※部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制の実施に伴う約32haの新たな用地取得、農地が浸水すること及び農業生産や畜産への影響等について地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> <p>※従来堤防で守られてきた地域に部分的に低い堤防を存置するため、約32haの二線堤用地の取得や隣接地域より農地の安全性が低くなることについて、地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> | <p>【10年後】</p> <p>・宅地かさ上げ等は一部完成し、部分的に効果を発現していると想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制は完成し、その下流区間に効果を発揮していると想定される。</p> <p>※部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制の実施に伴う179戸の対象家屋のかさ上げ、農地が浸水すること及び農業生産や畜産への影響等について地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> <p>※従来堤防で守られてきた地域に部分的に低い堤防を存置するため、約180戸の宅地かさ上げや隣接地域より農地の安全性が低くなることについて、地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> | <p>【10年後】</p> <p>・漆沢ダム(既設)かさ上げは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・宅地かさ上げ等は一部完成し、部分的に効果を発現していると想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・漆沢ダム(既設)かさ上げは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制は完成し、その下流区間に効果を発揮していると想定される。</p> <p>※部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制の実施に伴う179戸の対象家屋のかさ上げ、農地が浸水すること及び農業生産や畜産への影響等について地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> <p>※従来堤防で守られてきた地域に部分的に低い堤防を存置するため、約180戸の宅地かさ上げや隣接地域より農地の安全性が低くなることについて、地域の合意形成に要する期間は見込んでいない。</p> | <p>【10年後】</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>【20年後】</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再編は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。</p> <p>・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間(大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定される。</p> <p>※予算の状況により変動する可能性がある。</p> <p>※雨水貯留・浸透施設および水田等の保全による治水対策は、流域の広範囲関係者との調整が必要であり、地域の合意形成及び実施に要する期間は見込んでいない。</p> | | | |
| ●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (上下流や支川等における効果) | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・部分的に低い堤防と二線堤の間の地域では、水田等は浸水し、他の家よりも農地の安全性が低い。</p> | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域では、水田等は浸水し、他の家よりも農地の安全性が低い。</p> | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域では、水田等は浸水し、他の家よりも農地の安全性が低い。</p> | <p>・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても治水対策①と同程度の安全を確保できる。</p> | | | |

表 4-16 評価軸による評価結果（洪水調節⑤）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダム再編 | | 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|---------------|---|--|---|--|--|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 評価軸と評価の考え方 | 田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大と澁沢ダムとの容量再編案 |
| | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・簡砂子ダム | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大 ・澁沢ダム（既設）の容量再編 |
| | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 |
| コスト | ●完成までに要する費用はどのくらいか 約1,170億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダム残事業費 約700億円（洪水調節部分） | 約1,440億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する田川ダム及び洪水導水路+河道掘削 約970億円 | 約1,140億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する簡砂子ダム+河道掘削 約670億円 | 約1,280億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削 約810億円 | 約1,050億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する簡砂子ダム規模拡大と澁沢ダムとの容量再編 約590億円 |
| | ●維持管理に要する費用はどのくらいか 約440百万円/年 ※維持管理に要する費用は、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの整備に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある（河道掘削量約120万m ³ ）。 | 約290百万円/年 ※維持管理に要する費用は、田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量（約360万m ³ ）は治水対策案③よりも多い）。 | 約230百万円/年 ※維持管理に要する費用は、簡砂子ダム+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量（約270万m ³ ）は治水対策案③よりも多い）。 | 約290百万円/年 ※維持管理に要する費用は、簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量（約190万m ³ ）は治水対策案③と同程度）。 | 約290百万円/年 ※維持管理に要する費用は、簡砂子ダム規模拡大と澁沢ダムとの容量再編案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量（約120万m ³ ）は治水対策案①と同程度）。 |
| | ●その他（ダム中止に伴って発生する費用）の費用はどれくらいか ・発生しない。 | 【中止に伴う費用】 ・簡砂子ダムの機坑閉塞費用に約31万円程度必要と見込んでいる（費用は共同費ベース）。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの機坑閉塞費用に約30万円程度必要と見込んでいる（費用は共同費ベース）。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの機坑閉塞費用に約30万円程度必要と見込んでいる（費用は共同費ベース）。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの機坑閉塞費用に約30万円程度必要と見込んでいる（費用は共同費ベース）。 |
| 実現性 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・田川ダム+洪水導水路、簡砂子ダム建設に必要な用地取得は未実施である。 なお、現時点で土地所有者等に説明を行っているとともに、共同事業者との調整が進んでいる。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 【簡砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削に対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある（なお、河道掘削量（約120万m ³ ）は治水対策案①よりも多い）。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修（大臣管理区間）に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【田川ダム+洪水導水路】 ・国道及び林道の付替え 【簡砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・田川ダム+洪水導水路建設に関し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点で土地所有者等に説明を行っているとともに、共同事業者との調整が進んでいる。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削に対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある（なお、河道掘削量（約360万m ³ ）は治水対策案③よりも多い）。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修（大臣・知事管理区間）に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【田川ダム+洪水導水路】 ・国道及び林道の付替え 【簡砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・簡砂子ダム建設に必要な用地取得は未実施である。 なお、現時点で土地所有者等に説明を行っているとともに、共同事業者との調整も進んでいる。 【簡砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削に対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある（なお、河道掘削量（約270万m ³ ）は治水対策案③よりも多い）。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修（大臣・知事管理区間）に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【簡砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え 【簡砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路建設に関し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では、簡砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・約130haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削に対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある（なお、河道掘削量（約190万m ³ ）は治水対策案③よりも多い）。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修（大臣・知事管理区間）に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・国道及び林道の付替え 【簡砂子ダム規模拡大】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・簡砂子ダム規模拡大の建設に関し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では、簡砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削に対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある（なお、河道掘削量（約120万m ³ ）は治水対策案①と同程度）。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修（大臣管理区間）に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・澁沢ダム（既設）との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整を行う必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・国道及び林道の付替え 【簡砂子ダム規模拡大】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 |

表 4-17 評価軸による評価結果（洪水調節⑥）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 河道改修による治水対策 | 新たな施設による治水対策 | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ | |
|---------------------------------|--|---|---|---|---|--|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | |
| | 河道改修案 | 遊水池+河道掘削案 | 二線堤+河道掘削案 | 宅地かさ上げ+河道掘削案 | 浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案 | |
| 評価軸と評価の考え方 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・遊水池(2遊水池) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロチン建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・浸沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロチン建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | ・簡砂子ダム規模拡大 ・浸沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全 |
| コスト | ●完成までに要する費用はどのくらいか 約1,220億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する河道掘削 約750億円 | 約1,220億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する遊水池+河道掘削 約750億円 | 約1,590億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する二線堤+河道掘削 約1,120億円 | 約1,270億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する宅地かさ上げ+河道掘削 約810億円 | 約1,790億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削 約1,320億円 | 約1,480億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全 約1,010億円 |
| ●維持管理に要する費用はどのくらいか | 約60万円/年 ※維持管理に要する費用は、河道掘削案に伴う増加分を増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約430万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 | 約60万円/年 ※維持管理に要する費用は、遊水池+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約290万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 | 約100万円/年 ※維持管理に要する費用は、二線堤+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防と二線堤の間の地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある。 | 約60万円/年 ※維持管理に要する費用は、宅地かさ上げ+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある。 | 約70万円/年 ※維持管理に要する費用は、浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある。 | 約290万円/年 ※維持管理に要する費用は、簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策案①と同程度)。 ・上記の他に、遊水池を有する土地及び部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要となる可能性がある。 |
| ●その他(ダム中止に伴って発生する費用等)の費用はどのくらいか | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの構設関連費用に約61億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの構設関連費用に約61億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの構設関連費用に約61億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの構設関連費用に約61億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの構設関連費用に約30億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの構設関連費用に約30億円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。 |
| 実現性 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約430万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・遊水池の新設に伴い、道路管理者や土地改良区等の調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【遊水池】 ・渠道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、転換の移設 ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●従来堤防に守られてきた地域に遊水池を整備する場合は、堤防によってこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【遊水池】 ・2戸の家屋移転 ・約60haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約290万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置や二線堤の築堤に伴い、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【二線堤】 ・渠道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、転換の移設 ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●従来堤防に守られてきた地域に部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ等の治水対策を行うことは、地帯がこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【宅地かさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置に伴う浸水区域について、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【二線堤】 ・渠道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、転換の移設 ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●従来堤防に守られてきた地域に部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ等の治水対策を行うことは、地帯がこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【宅地かさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置に伴う浸水区域について、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・林道付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●浸沢ダム(既設)かさ上げ+4.0mに伴い、新たに土地所有者等の合意形成が必要となる。 ・雨水貯留+浸透施設、水田等の保全等の流域対策の実施には、広範囲土地所有者等の合意形成が必要である。 【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約10haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置に伴う浸水区域について、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・浸沢ダム(既設)かさ上げに向け、共同事業者や関係水利業者との調整を行う必要がある。 【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・林道付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ●簡砂子ダム規模拡大の建設に関し、土地所有者等との合意形成が必要となる。 ・雨水貯留+浸透施設、水田等の保全等の流域対策の実施には、広範囲土地所有者等の合意形成が必要である。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、築堤用地や河道掘削に伴い発生した残土を搬出するに必要な土地所有者等からの協力は、今後の事業進捗に伴って調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・浸沢ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係水利業者との調整を行う必要がある。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・渠道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 |

表 4-18 評価軸による評価結果（洪水調節⑦）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダムの再編 | | 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案 | 筒砂子ダム+河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大と滝沢ダムとの容量再編案 | |
| 評価軸と評価の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・筒砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | <ul style="list-style-type: none"> ・筒砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | <ul style="list-style-type: none"> ・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 | <ul style="list-style-type: none"> ・筒砂子ダム規模拡大 ・滝沢ダム（既設）の容量再編 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤 |
| 実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策①を実施することは可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策②を実施することは可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策③を実施することは可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策④を実施することは可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策⑤を実施することは可能である。 |
| 持続性 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の阻害となる要素はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の阻害となる要素はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の阻害となる要素はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の阻害となる要素はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の阻害となる要素はない。 |
| 柔軟性 | <ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか 【田川ダム+洪水導水路、筒砂子ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか 【田川ダム+洪水導水路】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか 【筒砂子ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか 【筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> ●将来にわたって持続可能といえるか 【筒砂子ダム規模拡大、滝沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 |
| 地域社会への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる（田川ダム、筒砂子ダム）。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 ・町道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる（田川ダム、筒砂子ダム）。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約120万tの掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる（田川ダム）。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 ・町道及び林道の付替え ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる（田川ダム）。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約300万tの掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる（筒砂子ダム）。 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる（筒砂子ダム）。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約270万tの掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる（筒砂子ダム規模拡大）。 【筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・約130haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる（筒砂子ダム規模拡大）。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約130万tの掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる（筒砂子ダム規模拡大）。 【筒砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる（筒砂子ダム規模拡大）。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約120万tの掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 |

表 4-19 評価軸による評価結果（洪水調節⑧）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 河道改修による治水対策 | 新たな施設による治水対策 | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ | |
|---------------|---|--|--|--|--|---|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | |
| 評価軸と評価の考え方 | 河道改修案 | 遊水地+河道改修案 | 二線堤+河道改修案 | 宅地かさ上げ+河道改修案 | 浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道改修案 | 簡砂子ダム規模拡大と浸沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案 |
| | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道改修 | ・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道改修 | ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道改修 | ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道改修 | ・浸沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道改修 | ・簡砂子ダム規模拡大 ・浸沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸沢施設+水田等の保全 |
| | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 | ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道改修+築堤 |
| 実現性 | ●法制度上の観点から実現性の見直しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策⑥を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで治水対策⑦を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで治水対策⑧を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで治水対策⑨を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで治水対策⑩を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで治水対策⑩を実施することは可能である。 |
| | ●技術上の観点から実現性の見直しはどうか ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・既設のロックフィルダムである浸沢ダム(既設)かさ上げについては、今後、技術的に可能かどうか、施工中の運用はどうか等、技術的検討が必要と想定される。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 |
| 持続性 | ●将来にわたって持続可能といえるか ●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | 【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | 【二線堤】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績(堤防)もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂撤去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 ・浸水範囲の警報や避難誘導等に関する防災のあり方等について関係者との調整が必要となる。 | 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂撤去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 ・浸水範囲の警報や避難誘導等に関する防災のあり方等について関係者との調整が必要となる。 | 【浸沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂撤去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 ・浸水範囲の警報や避難誘導等に関する防災のあり方等について関係者との調整が必要となる。 | 【簡砂子ダム規模拡大、浸沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂撤去や塵芥処理や補償に関する課題、洪水時の効果を持続させるための土地所有者、水田耕作者等の協力が必要不可欠である。 |
| 柔軟性 | 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | 【遊水地】 ・遊水地は貯水容量を増やすため、掘削方式であるため、掘削等により比較的柔軟に対応することはできるが、掘削量には限界がある。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約430万m ³)は治水対策①よりも多い)。 | 【二線堤】 ・二線堤のかさ上げや部分的に低い堤防と二線堤の間の水田等を買収した上で掘削が考えられるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力が必要となることから、柔軟に対応することは容易ではない。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策①よりも多い)。 | 【宅地かさ上げ等】 ・部分的に低い堤防の背後地域の水田等を買収した上で掘削や宅地のかさ上げ、新たな地区での宅地のかさ上げが考えられるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力が必要となることから柔軟に対応することは容易ではない。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策①よりも多い)。 | 【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・浸沢ダムをかさ上げして容量を増加させることは技術的に可能であるが、かさ上げ高には限界がある。また、利水参画者との調整が必要となる。 【宅地かさ上げ等】 ・部分的に低い堤防の背後地域の水田等を買収した上で掘削や宅地のかさ上げ、新たな地区での宅地のかさ上げが考えられるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力が必要となることから柔軟に対応することは容易ではない。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策①よりも多い)。 | 【簡砂子ダム規模拡大及び浸沢ダム(既設)との容量再編】 ・簡砂子ダムを規模拡大して容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要となる。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・雨水貯留+浸沢施設や水田等の保全に係る対象区域は買入れないため、新たな対策の追加が必要とする。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策①と同程度)。 |
| 地域社会への影響 | ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要となる。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約340万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ・遊水地を面的に掘削して確保することは、農業収益減など、事業地周辺の経済を支える農業活動に影響を及ぼすと想定される。 【遊水地】 ・2戸の家屋移転 ・約80aの用地取得 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、鉄塔の移設 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約340万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ・部分的に低い堤防から二線堤までの間の水田等は、常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など事業地域周辺の生活に影響を及ぼすと想定される。 【二線堤】 ・約9戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約360万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ・部分的に低い堤防を存置する地区の水田等は、常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など事業地域周辺の生活に影響を及ぼすと想定される。 【宅地かさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約360万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ・部分的に低い堤防を存置する地区の水田等は、常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など事業地域周辺の生活に影響を及ぼすと想定される。 【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約10haの用地取得 ・林道付替え 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約360万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ・浸水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(浸沢ダム(既設)かさ上げ)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約360万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 | ・浸水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(簡砂子ダム規模拡大)。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・約140aの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約90aの用地取得 ・約120万m ³ の掘削土砂運搬 ・2機の橋梁架替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。 |

表 4-20 評価軸による評価結果（洪水調節⑨）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダムの再編 | | 既往ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|-----------------------|--|-------------------|-------------|------------------------|-----------------------|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| | 田川ダム及び洪水導水路と簡砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案 | 簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案 |
| 評価軸と評価の考え方 | <p>・鳴瀬川総合開発（田川ダム+洪水導水路） ・簡砂子ダム</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> <p>・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削</p> <p>・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> <p>・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削+築堤</p> | | | | |
| 地域振興等に対してどのような効果があるか | <p>ダム湖（田川ダム、簡砂子ダム）を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方でフォローアップが必要である。</p> <p>・下流地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>ダム湖（田川ダム、簡砂子ダム）を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方でフォローアップが必要である。</p> <p>・下流地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>ダム湖（田川ダム、簡砂子ダム）を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方でフォローアップが必要である。</p> <p>・下流地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>ダム湖（田川ダム、簡砂子ダム）を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方でフォローアップが必要である。</p> <p>・下流地域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> | | | | |
| 地域間の利害の衝突への配慮がなされているか | <p>田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムを新たに建設するため、用地の提供等が強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝突の調整が必要となる。</p> <p>田川ダム+洪水導水路を新たに建設するため、用地の提供等が強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝突の調整が必要となる。</p> <p>簡砂子ダムを新たに建設するため、用地の提供等が強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝突の調整が必要となる。</p> <p>簡砂子ダム規模拡大+洪水導水路を新たに建設するため、用地の提供等が強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝突の調整が必要となる。</p> <p>簡砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編を新たに建設するため、用地の提供等が強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝突の調整が必要となる。</p> | | | | |
| 環境への影響 | <p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【田川ダム】 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水質の変化、富栄養化の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。</p> <p>【簡砂子ダム】 簡砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。</p> <p>【河道改修】 河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境</p> <p>【田川ダム】0.7km²（湛水面積） 動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【簡砂子ダム】1.2km²（湛水面積） 確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約50ha（約120万m³） 河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> <p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【田川ダム】 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水質の変化、富栄養化の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。</p> <p>【簡砂子ダム】 簡砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。</p> <p>【河道改修】 河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境</p> <p>【田川ダム】0.7km²（湛水面積） 動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【簡砂子ダム】1.2km²（湛水面積） 確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約50ha（約120万m³） 河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> <p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【簡砂子ダム】 簡砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。</p> <p>【河道改修】 河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境</p> <p>【簡砂子ダム】1.2km²（湛水面積） 確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約70ha（約270万m³） 河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①に比較し掘削規模が大きいため、掘削に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> <p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【簡砂子ダム規模拡大】 簡砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水質の変化、富栄養化の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。</p> <p>【漆沢ダム（既設）の容量再編】 漆沢ダム（既設）の容量再編による影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境</p> <p>【簡砂子ダム規模拡大】1.4km²（湛水面積） 動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【漆沢ダム（既設）の容量再編】 漆沢ダム（既設）の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約60ha（約190万m³） 河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①に比較し掘削規模が大きいため、掘削に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> | | | | |

表 4-21 評価軸による評価結果（洪水調節⑩）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 河道改修による治水対策 | 新たな施設による治水対策 | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ | |
|---------------|---|---|--|--|--|---|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | |
| | 河道掘削案 | 遊水地+河道掘削案 | 二線堤+河道掘削案 | 宅地かさ上げ+河道掘削案 | 浸沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案 | |
| 評価軸と評価の考え方 | <p>・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> | <p>・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> | <p>・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> | <p>・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ビロテ+建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> | <p>・浸沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ビロテ+建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> | <p>・筒砂子ダム規模拡大+浸沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案</p> |
| 地域社会への影響 | <p>●地域振興等に対してどのような効果があるか</p> <p>・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>●地域間の利害の公平への配慮がなされているか</p> <p>・遊水地では建設地付近で用地の提供等を併し、受益地が下流域であるのが一般的である。</p> <p>・新たに遊水地を整備する地域では、従来から堤防整備が進められていた地域に計画的に湛水させるため、土地利用の自由度が限定的なことから、下流域周辺地域との間で利害の公平に係る調整が必要と想定される。</p> <p>・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。</p> <p>・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。</p> <p>・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。</p> <p>・河道改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不公平は生じない。</p> | <p>・遊水地内の土地については、買収した上で計画的に湛水させることとなるため、土地利用の自由度は限定される。</p> <p>・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・下流域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・下流域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> <p>・下流域では、河川改修とあわせて治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。</p> | <p>・部分的に低い堤防から二線堤までの区域については、土地利用上、大きな制約となる。</p> <p>・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。</p> <p>・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。</p> <p>・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。</p> <p>・河道改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不公平は生じない。</p> | <p>・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域については、土地利用上、大きな制約となる。</p> <p>・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。</p> <p>・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。</p> <p>・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。</p> <p>・河道改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不公平は生じない。</p> | <p>・浸沢ダム(既設)をかさ上げる場合、用地の提供等を強いられる水源地や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の公平の調整が必要と想定される。</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大及び浸沢ダム(既設)との容量再編を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の公平の調整が必要となる。</p> <p>・雨水貯留施設等や水田等の保全による流域対策の対象区域と受益する関係者との間で、利害の公平に係る調整が必要と想定される。</p> | |
| 環境への影響 | <p>●水環境に対してどのような影響があるか</p> <p>【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか</p> <p>【河道改修】河道掘削 約80ha(約430万m³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①と比較し掘削規模が大きいため、掘削に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> | <p>【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>【遊水地】0.6km²(湛水面積) ・現状で水田等が広がる地域で周囲の菜園及び内田圃により一部の水田が消失し、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約70ha(約290万m³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①と比較し掘削規模が大きいため、掘削に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> | <p>【二線堤】 ・現状で水田等が広がる地域で二線堤の築堤箇所では、一部の水田等が消失し、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【河道改修】河道掘削 約80ha(約360万m³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①と比較し掘削規模が大きいため、掘削に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。</p> | <p>【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> | <p>【浸沢ダム(既設)かさ上げ】 ・浸沢ダム(既設)のかさ上げにより、水温が変化し可能性があり、環境保全措置が必要と想定される。</p> <p>【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。</p> <p>【浸沢ダム(既設)の容量再編】 ・浸沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。</p> <p>【筒砂子ダム規模拡大】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【筒砂子ダム規模拡大】4km²(湛水面積) ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>【浸沢ダム(既設)の容量再編】 ・浸沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。</p> | |

表 4-22 評価軸による評価結果（洪水調節①）

| 治水対策案と 実施内容の概要 | 現計画（河川整備計画） | | 検証対象ダムの再編 | | 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編 |
|-------------------|--|---|---|--|---|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| | 田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案 | 田川ダム及び洪水導水路＋河道掘削案 | 筒砂子ダム＋河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路＋河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案 |
| 評価軸と評価の考え方 | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム＋洪水導水路） ・筒砂子ダム | ・鳴瀬川総合開発（田川ダム＋洪水導水路） ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム規模拡大＋洪水導水路 ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・鳴瀬川（知事管理区間）：河道掘削 | ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム（既設）の容量再編 |
| | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削＋築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削＋築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削＋築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削＋築堤 | ・鳴瀬川（大臣管理区間）：河道掘削＋築堤 |
| 環境への影響 | <p>●土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか</p> <p>【田川ダム、筒砂子ダム】 田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、筒砂子ダム下流の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。</p> <p>・田川及び鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量は約120万m³）。</p> | <p>【田川ダム】 田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。</p> <p>・田川及び鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量は約360万m³）。</p> | <p>【筒砂子ダム】 筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。</p> <p>・鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量は約270万m³）。</p> | <p>【筒砂子ダム規模拡大】 現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内で洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化し、その影響は小さいと想定される。</p> <p>・鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量は約190万m³）。</p> | <p>【筒砂子ダム規模拡大】 現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内で洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化し、その影響は小さいと想定される。</p> <p>【漆沢ダム（既設）の容量再編】 容量再編により、平常時に洪水を貯留せず、また洪水時には貯水池内で洪水が滞留する時間が長くなると考えられることから、下流への土砂供給が変化すると想定される。</p> <p>・鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある（なお、河道掘削量は約120万m³）。</p> |
| | <p>●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか</p> <p>【田川ダム】 ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【筒砂子ダム】 ダム堤体及び貯水池の出現により、景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発による景観への影響を最小限とするよう努める。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 築堤（既存暫定堤防のかさ上げ）及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。</p> | <p>【田川ダム】 ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 築堤（既存暫定堤防のかさ上げ）及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。</p> | <p>【筒砂子ダム】 ダム堤体及び貯水池の出現により、景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発による景観への影響を最小限とするよう努める。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 築堤（既存暫定堤防のかさ上げ）及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。</p> | <p>【筒砂子ダム規模拡大】 ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 築堤（既存暫定堤防のかさ上げ）及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。</p> | <p>【筒砂子ダム規模拡大】 ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。</p> <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【漆沢ダム（既設）の容量再編】 景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> <p>【河道改修】 築堤（既存暫定堤防のかさ上げ）及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。</p> |
| ●その他 | | | | | |

表 4-23 評価軸による評価結果（洪水調節⑫）

| 治水対策案と実施内容の概要 | 河道改修による治水対策 | 新たな施設による治水対策 | 流域を中心とした治水対策 | | 組合せ | |
|-------------------------------|--|---|---|---|---|--|
| | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ |
| | 河道掘削案 | 遊水地+河道掘削案 | 二線堤+河道掘削案 | 宅地かさ上げ+河道掘削案 | 漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案 | 筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案 |
| 評価軸と評価の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> ・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削 | <ul style="list-style-type: none"> ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留・浸透施設+水田等の保全 |
| 環境への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ●土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか <p>【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約430万m³)。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約290万m³)。 | <ul style="list-style-type: none"> 【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m³)。 | <ul style="list-style-type: none"> 【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m³)。 | <ul style="list-style-type: none"> 【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m³)。 | <ul style="list-style-type: none"> 【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m³)。 |
| ●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか | <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水数において景観の変化が想定される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 【遊水地】 ・現状で水田等が広がる地区に対して、周囲堤と水田等からなる遊水地になり、景観が変化すると想定される。 <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 【二線堤】 ・現状で水田等が広がる地区に対して、二線堤が築造され景観が変化すると想定される。 <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水数において景観の変化が想定される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・ダム堤体のかさ上げや付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。 <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 【筒砂子ダム規模拡大】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。 <p>・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。</p> |
| ●その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 【遊水地】 ・遊水地においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防から新たな堤防(二線堤)までの地域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防の存置による浸水予定区域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防の存置による浸水予定区域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。 | |

4.4 新規利水の観点からの検討

4.4.1 ダム事業参画予定継続の意思・必要な開発量の確認

(1) 水道

利水参画予定者である加美町に対して、平成 22 年 11 月 19 日付けで文書を送り、平成 22 年 12 月 16 日付けで参画継続の意思がないとの回答を得た。

表 4-24 水道の利水参画継続の意思確認結果

| 対象事業 | 加美町水道 | |
|---------|--|---|
| 参画継続の意思 | 無し | |
| 必要な開発量 | 現計画 | 確認結果 |
| | 1,000m ³ /日 (0.012m ³ /s) | 0m ³ /日 (0m ³ /s) |

(2) かんがい

鳴瀬川総合開発事業に参画を予定している東北農政局に対して、平成 22 年 11 月 19 日付けで文書を発送し、平成 22 年 12 月 20 日付けで、参画継続の意思があり、必要な開発量は変更ないとの回答を得た。

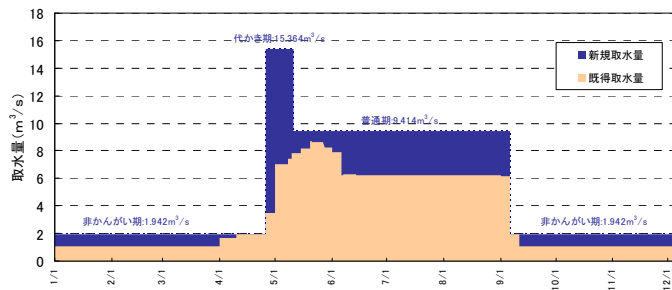
表 4-25 田川ダムへの利水参画継続の意思確認結果

| 対象事業 | | かんがい（東北農政局） | |
|---------|--------|-------------------------|-------------------------|
| 参画継続の意思 | | 有り | |
| 必要な開発量 | | 現計画 | 確認結果 |
| | 代かき期 | 15.364m ³ /s | 15.364m ³ /s |
| | 普通期 | 9.414 m ³ /s | 9.414 m ³ /s |
| | 非かんがい期 | 1.942 m ³ /s | 1.942 m ³ /s |

また、筒砂子ダム建設事業に参画している宮城県に対して、平成 22 年 11 月 19 日付文書を発送し、平成 22 年 12 月 20 日付けで参画継続の意思があり、必要な開発量に変更はないとの回答を得た。

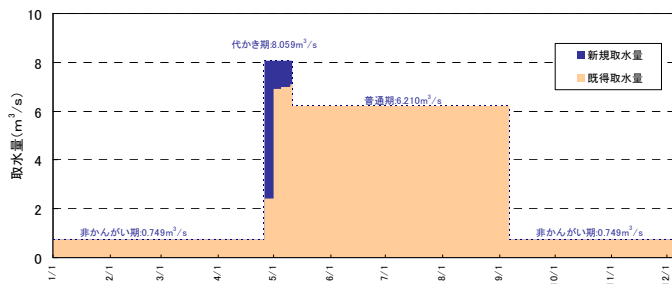
表 4-26 筒砂子ダムへの利水参画継続の意思確認結果

| 対象事業 | | かんがい（宮城県） | |
|---------|--------|-------------------------|-------------------------|
| 参画継続の意思 | | 有り | |
| 必要な開発量 | | 現計画 | 確認結果 |
| | 代かき期 | 8.059m ³ /s | 8.059m ³ /s |
| | 普通期 | 6.210 m ³ /s | 6.210m ³ /s |
| | 非かんがい期 | 0.749 m ³ /s | 0.749 m ³ /s |



※必要な開発量は、新規利水分と既得利水分が合算されている数値
 ※各期間の最大取水量

図 4-26 新規及び既得取水パターン図（田川及び鳴瀬川筋）



※必要な開発量は、新規利水分と既得利水分が合算されている数値
 ※各期間の最大取水量

図 4-27 新規及び既得取水パターン図（鳴瀬川上流筋）

4.4.2 水需要の確認・点検

(1) 鳴瀬川総合開発事業

鳴瀬川総合開発事業の利水参画予定者である東北農政局に対して、平成 22 年 11 月 19 日付けで水需要の点検・確認、開発水量の算出に係る資料の提供を要請し、平成 22 年 12 月 16 日付けの回答結果及び資料を基に、以下の事項を確認した。

1) 利水参画予定者の水需要の確認方法

a) 取水期間・かんがい面積

取水期間、かんがい面積は、必要水量算出のための基礎となる部分であるため、取水期間、かんがい面積、水利用ブロック、作物別面積の確定方法について確認。

b) 減水深・消費水量

減水深・消費水量は、地形、土壌タイプや作物の栽培時期など様々な要因に影響されるものであるため、減水深・消費水量の推計方法と実測調査の実施状況について確認。

c) 純用水量・粗用水量

純用水量は、「水田や畑などの必要とする単位用水量から有効雨量を引いた水量にかんがい面積を乗じて算出した用水量」であり、粗用水量は純用水量をかんがい効率で除したものでかんがい地区全体の必要とする水量であることから、計算方法について確認。

d) 河川依存量

河川依存量は、地区全体の粗用水量から地区内利用可能量を差し引いて算出されるもので、各取水口毎に算出されるため、地区内利用可能量及び河川依存量が妥当に計算されているか、算出方法について確認。

e) 確保水源の状況

ダムに参画する必要性を把握するため、現時点で確保されている水源の状況について確認。

2) 利水参画予定者の水需要状況

かんがい用水の需要は、作付け品種の統一による栽培型の一元化（水利用パターンの一元集中化）などにより増加している。また、農家の兼業化等の営農形態の変化により、休日に代かきや田植えが集中することも水不足に拍車をかけている。

こうした状況に対し、田川ダムと筒砂子ダムによるかんがい用水補給を前提とした「国営鳴瀬川農業水利事業」が平成21年度に完了しており、早期の水源確保が待たれている。

3) 必要な開発量の確認結果

利水参画予定者の必要量は、実績データを基に「土地改良事業計画設計基準」等に記載されている一般的な手法によって、減水深や消費水量等が算出されていることを確認した。

よって、利水参画予定者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

表 4-27 必要な開発量の算出に用いられた算出方法（かんがい）

| 確認項目 | 基礎データの確認・算定方法 | | 指針等との整合性 |
|------|-------------------|---|---|
| ① | 取水期間 | かんがい期間 4月26日-9月 5日(133日) 代かき期 4月26日-5月10日(15日) 普通期 5月11日-9月 5日(118日) | 水田作付計画及び畑地かんがい計画は、各市町の農業振興計画を基に決定 |
| | かんがい面積 | 7,930.1ha | 鳴瀬川地区の関係土地改良区の賦課台帳面積を基に決定 |
| ② | 単位面積あたりの消費水量(減水深) | 減水深タイプ:13タイプ 代かき期 110-140mm/day, 普通期10-29mm/day | 減水深調査実績を基に算定 |
| | 消費水量 | 4~6月・9月 3mm/day, 7~8月 4mm/day | (水田)消費水量=かんがい面積×単位消費水量(減水深) (畑)消費水量=かんがい面積×日消費水量 |
| ③ | 有効雨量 | 水田は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5~80mm/日と設定 畑は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5mm/日以上かつ降雨80%について、TRAM値(30mm)を限度として設定 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 純用水量 | 純用水量=消費水量-有効雨量 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 損失率(かんがい効率) | 水田:15%、輪換畑:40%(うね間かんがい) | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 粗用水量 | 粗用水量=純用水量/(1-損失率) | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ④ | 河川依存量 | 河川依存量=地区全体の粗用水量-地区内利用可能量 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ⑤ | 確保水源の状況 | (1)漆沢ダム 洪水期 6,500千m³、非洪水期12,100千m³ (2)長沼ため池 793千m³ (3)孫沢ため池 850千m³ (4)二ツ石ダム 9,700千m³ | 土地改良事業計画設計基準に沿って、水源計画を立案し、確保がなされている。 |

| 事業再評価実施状況 | 実施年度 | 事業名 | 工期 | B/C | 評価結果 |
|-----------|------|-----|-----------|--------|------|
| | | H18 | 鳴瀬川農業水利事業 | H3~H20 | 1.08 |

※平成21年度事業完了

(2) 筒砂子ダム建設事業

筒砂子ダム建設事業の利水参画者である宮城県に対して、平成 22 年 12 月 15 日付けで、必要となる水需要の点検・確認、開発水量の算出に係る資料の提供を要請し、平成 22 年 12 月 17 日付けの回答結果及び資料を基に、以下の事項を確認した。

1) 利水参画者の水需要の確認方法

a) 取水期間・かんがい面積

取水期間、かんがい面積は、必要水量算出のための基礎となる部分であるため、取水期間、かんがい面積、水利用ブロック、作物別面積の確定方法について確認。

b) 減水深・消費水量

減水深・消費水量は、地形、土壌タイプや作物の栽培時期など様々な要因に影響されるものであるため、減水深・消費水量の推計方法と実測調査の実施状況について確認。

c) 純用水量・粗用水量

純用水量は、「水田や畑などの必要とする単位用水量から有効雨量を引いた水量にかんがい面積を乗じて算出した用水量」であり、粗用水量は純用水量をかんがい効率で除したものでかんがい地区全体の必要とする水量であることから、計算方法について確認。

d) 河川依存量

河川依存量は、地区全体の粗用水量から地区内利用可能量を差し引いて算出されるもので、各取水口毎に算出されるため、地区内利用可能量及び河川依存量が妥当に計算されているか、算出方法について確認。

e) 確保水源の状況

ダムに参画する必要性を把握するため、現時点で確保されている水源の状況について確認。

2) 利水参画者の水需要状況

かんがい用水の需要は、作付け品種の統一による栽培型の一元化（水利用パターンの一元集中化）などにより増加している。また、農家の兼業化等の営農形態の変化により、休日に代かきや田植えが集中することも水不足に拍車をかけている。

こうした状況に対し、筒砂子ダムによるかんがい用水補給を前提とした県営のほ場整備事業が全 8 地区の内 6 地区が完了し残り 2 地区（門沢・小瀬地区、高城地区）についても、平成 27 年度までに完了予定となっており、早期の水源確保が待たれている。

3) 必要な開発量の確認結果

利水参画者の必要量は、実績データを基に「土地改良事業計画設計基準」等に記載されている一般的な手法によって、減水深や消費水量等が算出されていることを確認した。

よって、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとした。

表 4-28 必要な開発量の算出に用いられた算出方法（かんがい）

| 確認項目 | 基礎データの確認・算定方法 | | 指針等との整合性 |
|------|-------------------|---|--|
| ① | 取水期間 | かんがい期間 4月26日~9月 5日(133日) 代かき期 4月26日~5月10日(15日) 普通期 5月11日~9月 5日(118日) | 水田作付計画及び畑地かんがい計画は、各市町の農業振興計画を基に決定 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | かんがい面積 | 1,905.4ha | 鳴瀬川地区の関係土地改良区の賦課台帳面積を基に決定 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ② | 単位面積あたりの消費水量(減水深) | 減水深タイプ:13タイプ 代かき期 110~140mm/day, 普通期10~29mm/day | 減水深調査実績を基に算定 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 消費水量 | 4~6月・9月 3mm/day, 7~8月 4mm/day | (水田)消費水量=かんがい面積×単位用水量(減水深) (畑)消費水量=かんがい面積×日消費水量 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ③ | 有効雨量 | 水田は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5~80mm/日と設定 畑は日雨量5mm/日未満は対象外とし、5mm/日以上の降雨80%について、TRAM値(30mm)を限度として設定 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 純用水量 | 純用水量=消費水量-有効雨量 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 損失率(かんがい効率) | 水田:15%、輪換畑:40%(うね間かんがい) | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| | 粗用水量 | 粗用水量=純用水量/(1-損失率) | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ④ | 河川依存量 | 河川依存量=地区全体の粗用水量-地区内利用可能量 | 土地改良事業計画設計基準に沿って、実績データを基に一般的な手法で算出 |
| ⑤ | 確保水源の状況 | (1)漆沢ダム 洪水期 6,500千m ³ 、非洪水期12,100千m ³ (2)長沼ため池 793千m ³ | 土地改良事業計画設計基準に沿って、水源計画を立案し、確保がなされている。 |

※ 「東北地方太平洋沖地震」以降、宮城県においてはほ場整備事業等の再評価が中止されているため、事業着手後10年経過で再評価対象となっている「門沢・小瀬地区」の事業再評価は行われていない（高城地区は事業再評価の要件に該当していない）

(3) 必要な開発量の確認結果を踏まえた利水容量の見直し

鳴瀬川総合開発事業の利水参画予定者に対して必要な開発量を確認した結果、加美町より継続の意思が無いとの回答を得ている。

回答を踏まえて見直しを行った結果、田川ダムの利水容量は 8,300 千 m³ が 8,280 千 m³ となった。利水容量の変更に伴い、ダム規模について再検討を行った結果、ダム高等に変更は生じない。

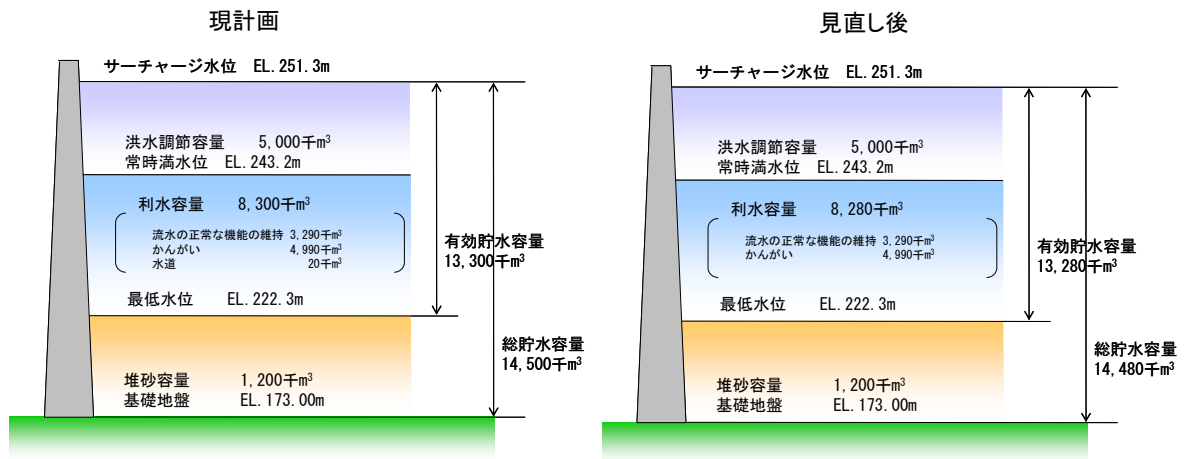


図 4-28 鳴瀬川総合開発事業の容量配分図（見直し前後）

4.4.3 新規利水対策案の立案（現計画）

新規利水対策案（現計画）は、利水参画（予定）者に確認した必要開発量を確保することを基本として検討を行った。

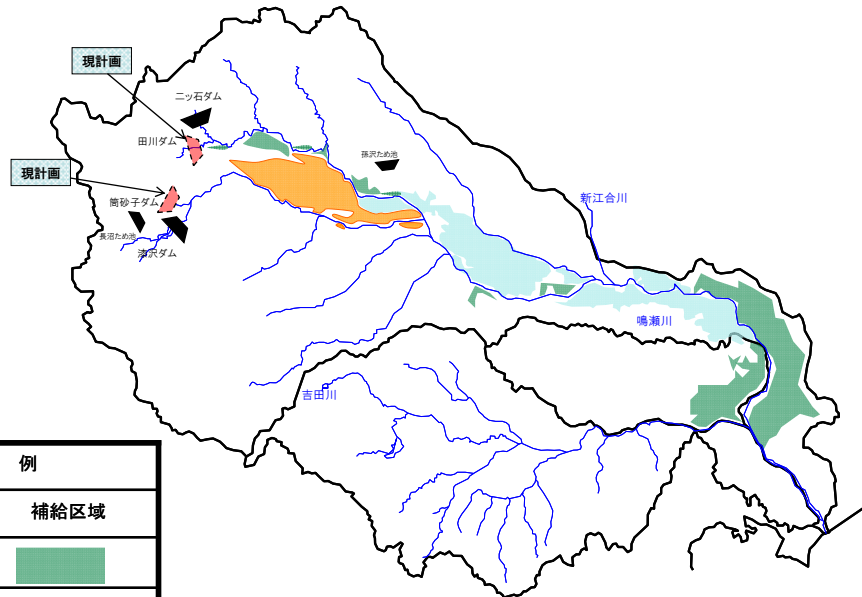
現計画（田川ダム+筒砂子ダム）

【対策案の概要】

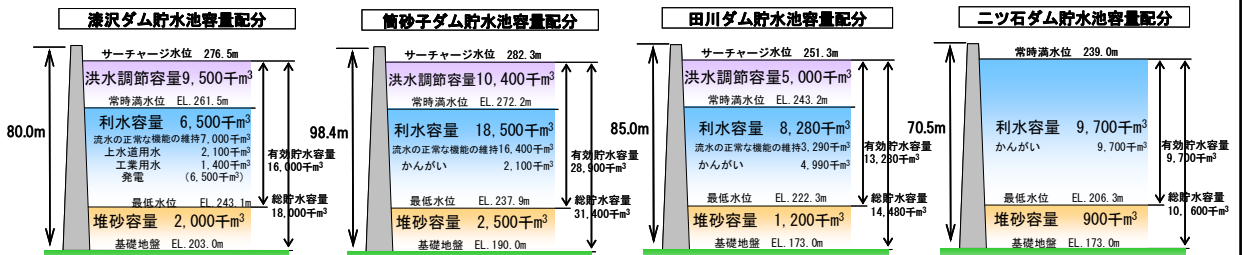
田川ダム、筒砂子ダムの建設を行う。

田川ダムは、建設事業に着手して、用地取得及び家屋移転を行い、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。

筒砂子ダムは用地取得を行い、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。



| 凡 例 | |
|-------|---|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| 二ツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |



漆沢ダム (S56 完成) 宮城県 (供用中)



筒砂子ダム (イメージ) 宮城県 (建設中)



田川ダム (イメージ) 国土交通省 (計画)



二ツ石ダム (H21 完成) 農林水産省 (供用中)

4.4.4 複数の新規利水対策案の立案（現計画を含まない案）

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い新規利水対策案を立案することとした。

4.4.4.1 新規利水対策案の基本的な考え方

(1) 新規利水対策案検討の基本的な考え方

- ・ 新規利水対策案は、利水参画（予定）者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案する。
- ・ 立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適用性を踏まえて、組合せを検討する。

鳴瀬川における各方策の検討の考え方についてP 4-114～4-128 に示す。

- 1) ダム
 - a) ダム

ダム群を統合的に再編し、水源とする方策。

(検討の考え方)

既設ダム（漆沢ダム、ニッ石ダム）及び検証対象ダムの再編、検証対象ダムの容量を見直す等の計画再編により、鳴瀬川の利水補給を総合的に実施する。

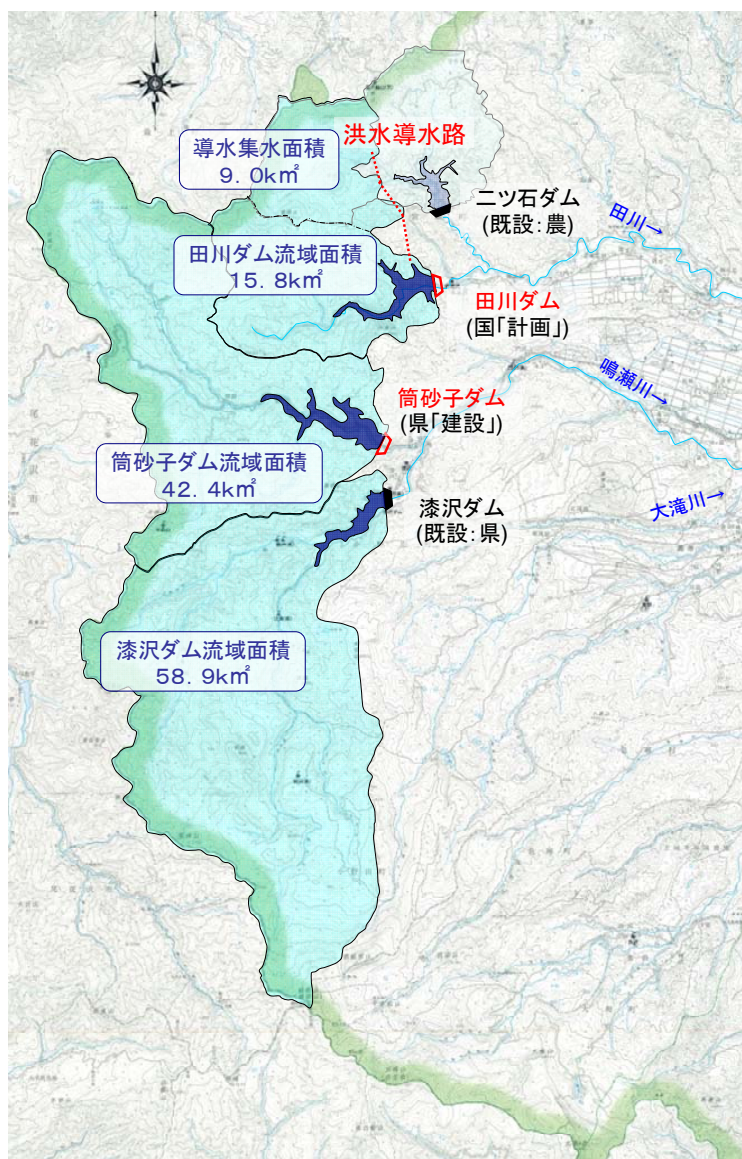


図 4-29 ダム群位置図

b) 利水専用ダム

利水者が許可工作物として自らダムを建設し、水源とする方策。

(検討の考え方)

検証対象ダム（筒砂子ダム、田川ダム）のサイトに利水専用ダムを建設することを想定する。

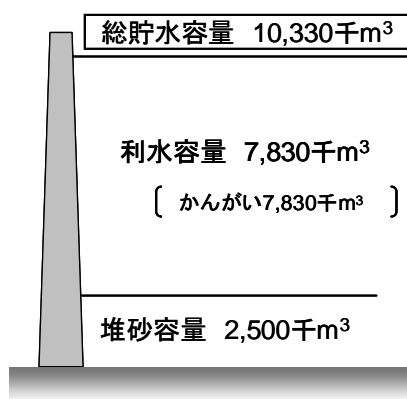


図 4-30 利水専用ダムの容量イメージ

2) 河口堰

a) 河口堰

河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。

(検討の考え方)

鳴瀬川河口部では既に鳴瀬堰が供用中であることから、堰高を上げるなどの改築を行い、貯水容量を確保する。

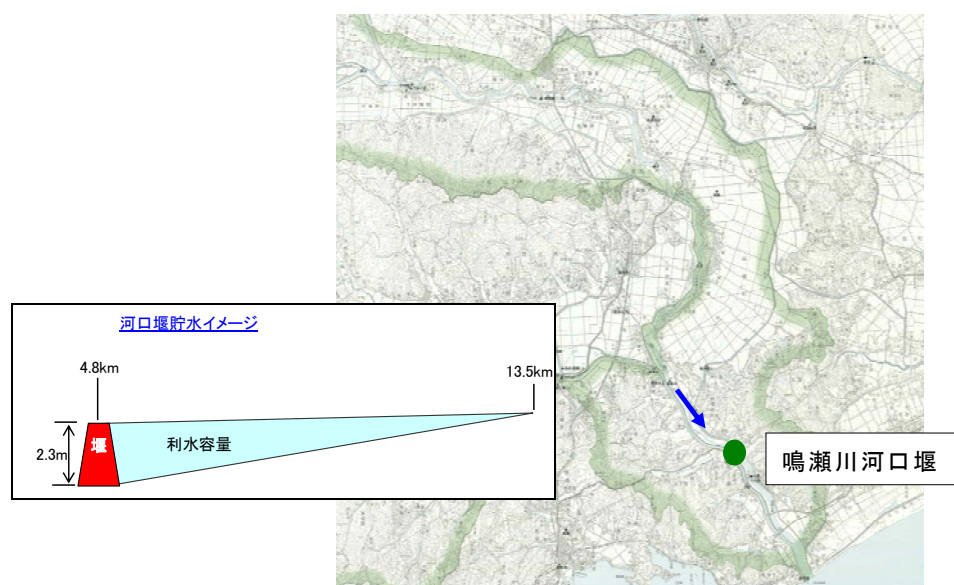


図 4-31 河口堰イメージ図

b) 中流部堰

河川の中流部に堰を設置することにより、流水を貯留し、水源とする。

(検討の考え方)

鳴瀬川、田川に既に設置されている複数の取水堰について、堰高を上げるなどの改築を行うことにより貯水容量を確保する。

表 4-29 鳴瀬川の既設取水堰

| 頭首工名 | 位置 | 型式 | 堤高 | 堤長 |
|--------|---------------------------------------|---------------------|------|--------|
| 館前頭首工 | (左岸)加美郡加美町米泉字西野 (右岸)加美郡加美町土屋ヶ崎字道下 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 1.8m | 78.4m |
| 上川原頭首工 | (左岸)加美郡加美町字西佳原 (右岸)加美郡加美町米泉字沢目 | フローティングタイプ° 半可動堰 | 2.5m | 225.5m |
| 桑折江頭首工 | (左岸)大崎市三本木蒜袋字南屋敷 (右岸)大崎市三本木桑折字問答川原 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 3.9m | 86.6m |
| 鳴瀬川中流堰 | (左岸)遠田郡美里町字新一本柳 (右岸)大崎市松山須摩屋字新天道原 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 3.8m | 116.8m |

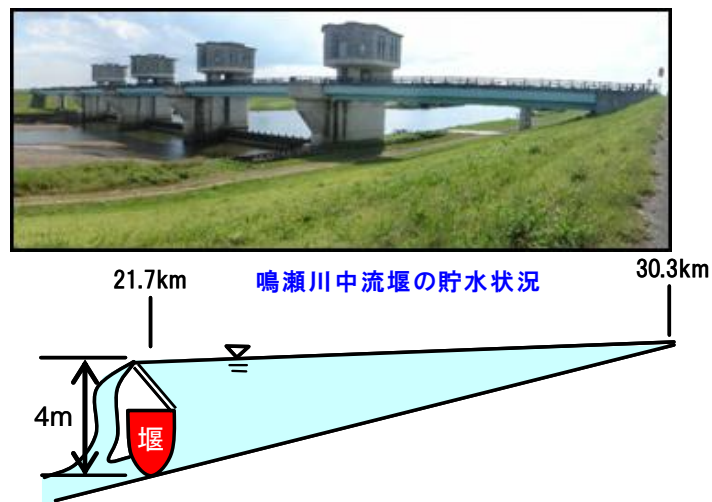


図 4-32 中流部堰イメージ図

3) 湖沼開発

湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする。

(検討の考え方)

湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行い、貯水池として計画する。

4) 流況調整河川

流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川に隣接する河川の流況が豊富な際に、新設導水路等によって鳴瀬川へ導水する。

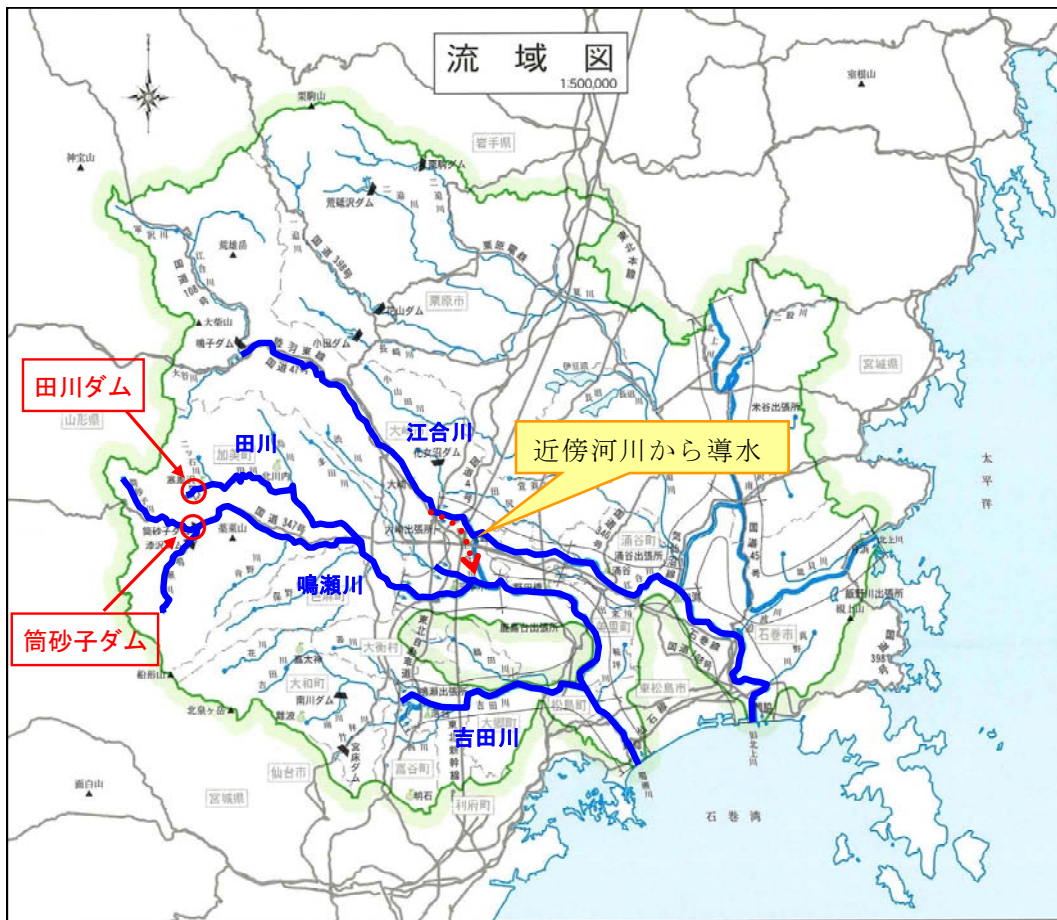


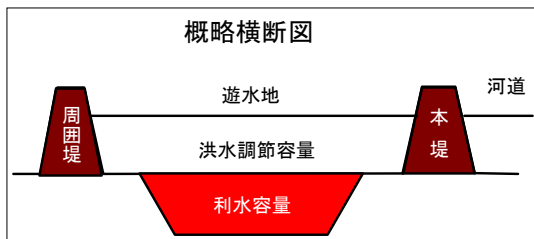
図 4-33 流況調整河川のイメージ

5) 河道外貯留施設（貯水池）

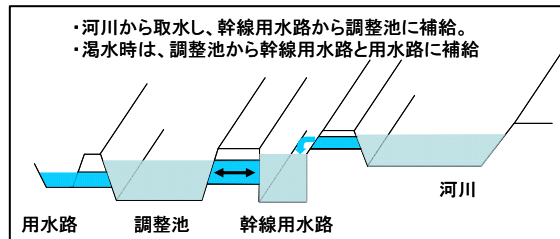
河道外に貯水池・調整池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする方策。

(検討の考え方)

治水対策案で別途検討される遊水地を貯水池として活用して流水を貯留する。また、大規模な取水堰あるいは幹線用水路付近に調整池を建設し、貯水容量を新たに確保する。



河道外貯水池イメージ



河道外調整池イメージ

図 4-34 河道外貯留施設イメージ

6) ダム再開発（かさ上げ・掘削）

既存のダムをかさ上げ、あるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする方策。

（検討の考え方）

既設のダムをかさ上げ、あるいは掘削することで貯水容量を新たに確保する。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 A：かんがい W：水道 I：工業用水 P：発電

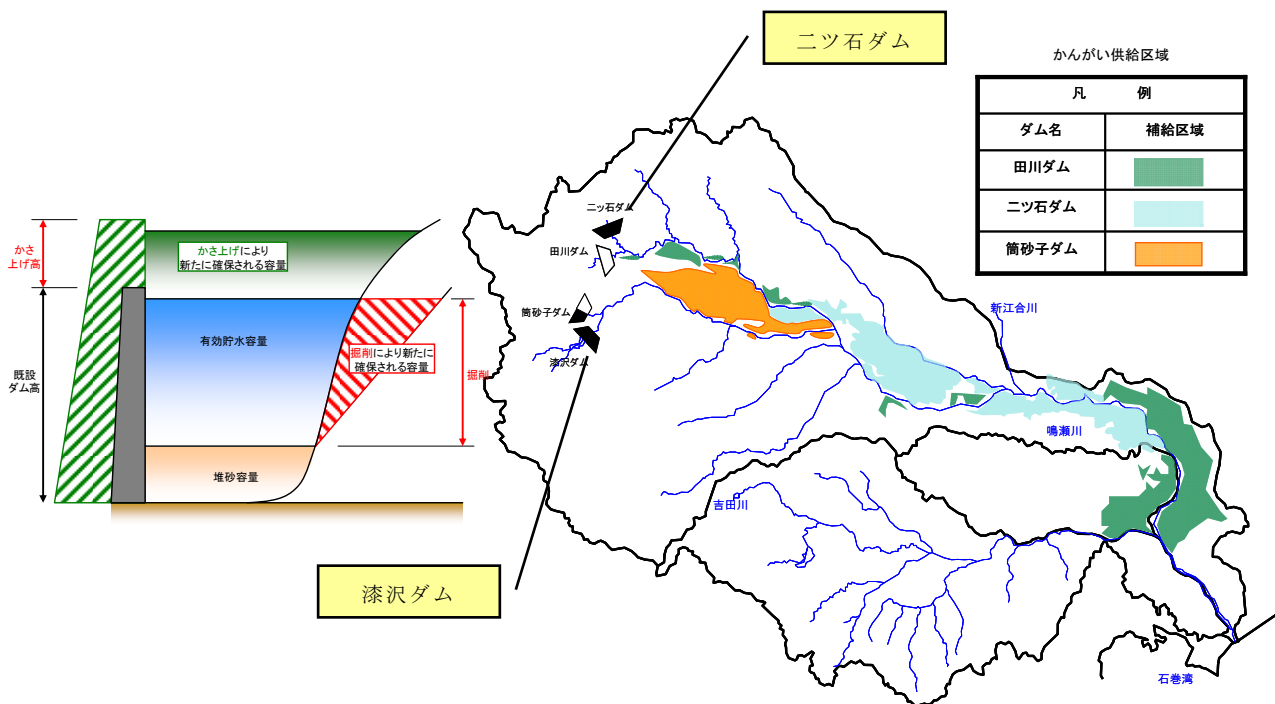


図 4-35 既設ダムかさ上げ・掘削イメージ

7) 他用途ダム容量の買い上げ

既存ダムの他用途容量を買い上げて新規利水のための容量とすることで、水源とする方策。

(検討の考え方)

既設ダムの洪水調節容量等を買って、新規利水に必要な容量への振替を行う。

なお、洪水調節容量を買い上げる場合は、治水機能の代替として下流河川の河道改修等を考慮する。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 A：かんがい W：水道 I：工業用水 P：発電

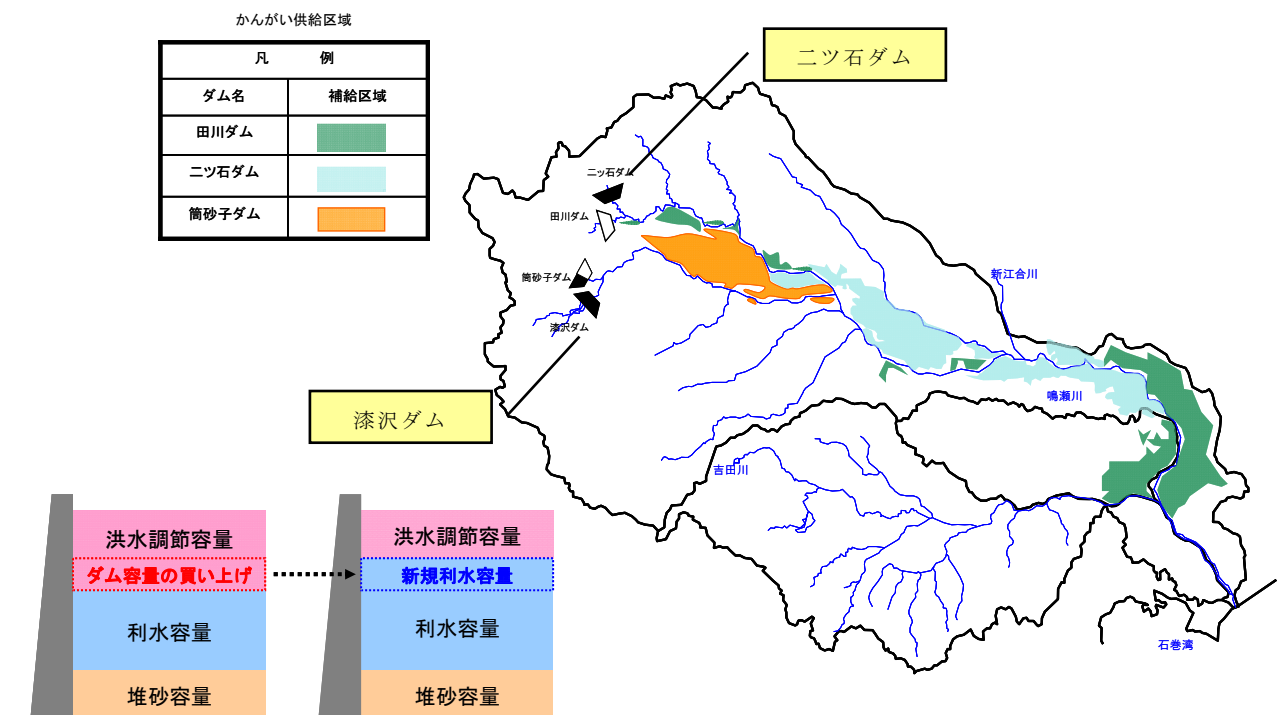


図 4-36 ダム容量 買い上げのイメージ

9) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする方策。

(検討の考え方)

流域内の必要箇所に井戸を設置し、水源として活用する。

ただし、鳴瀬川（大崎市古川地域）では、地盤沈下が確認されており、宮城県環境基本計画(H18.3)において「長期監視を継続して地盤沈下の未然防止に努めます。」となっていることに配慮する。

10) ため池（取水後の貯留施設を含む。）

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策。

（検討の考え方）

既設のため池をかさ上げし、貯水容量を新たに確保する。

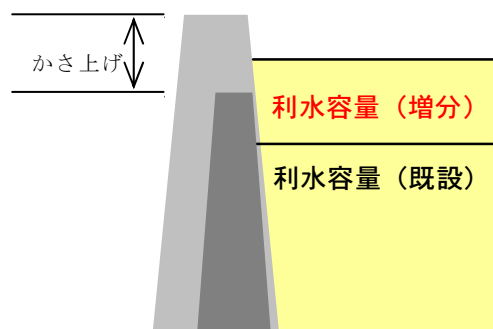


図 4-38 ため池かさ上げイメージ

【対象としたため池】

| ため池名称 (ダム名称) | 所在地 | 水系名 | 型式 | 堤高 (m) | 堤長 (m) | 貯水量 (千 m ³) |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 孫沢 | 加美町孫沢 字東山 2 | 鳴瀬川水系 孫沢川 | アースダム (均一型) | 18.2 | 202.4 | 857 |
| 長沼 | 加美町漆沢 | 鳴瀬川水系 筒砂子川 | コンクリート式ダム | 14.7 | 60 | 1157 |

11) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川河口付近に海水淡水施設を整備し、淡水化された水を補給対象地点まで送水する。

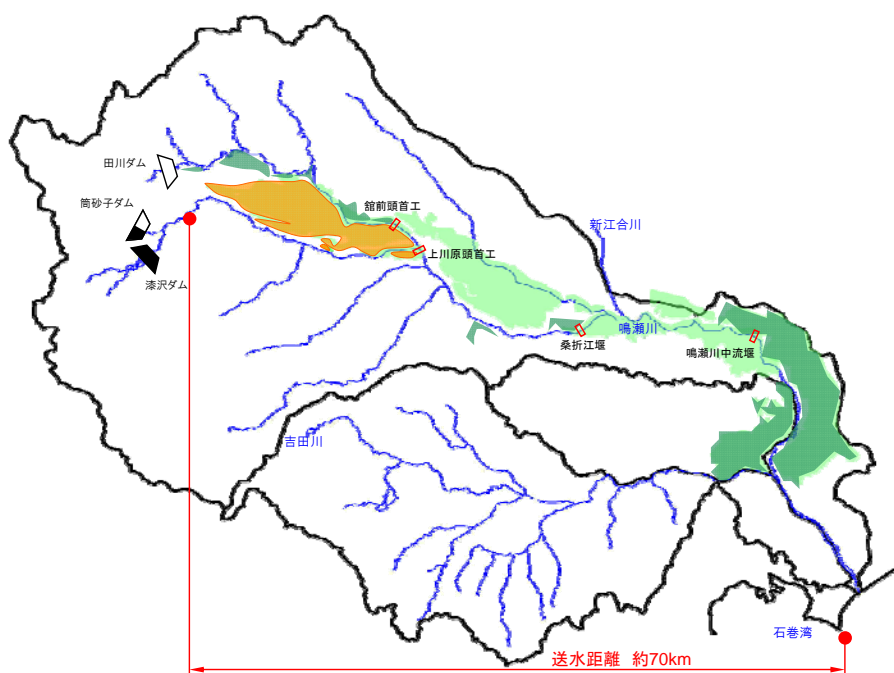


図 4-39 送水イメージ

12) 水源林の保全

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるといふ水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。

13) ダム使用权等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用权等を必要な者に振り替える方策。

(検討の考え方)

既設ダムの利水容量について、新規利水に必要な容量へ振り替えを行う。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 A：かんがい W：水道 I：工業用水 P：発電

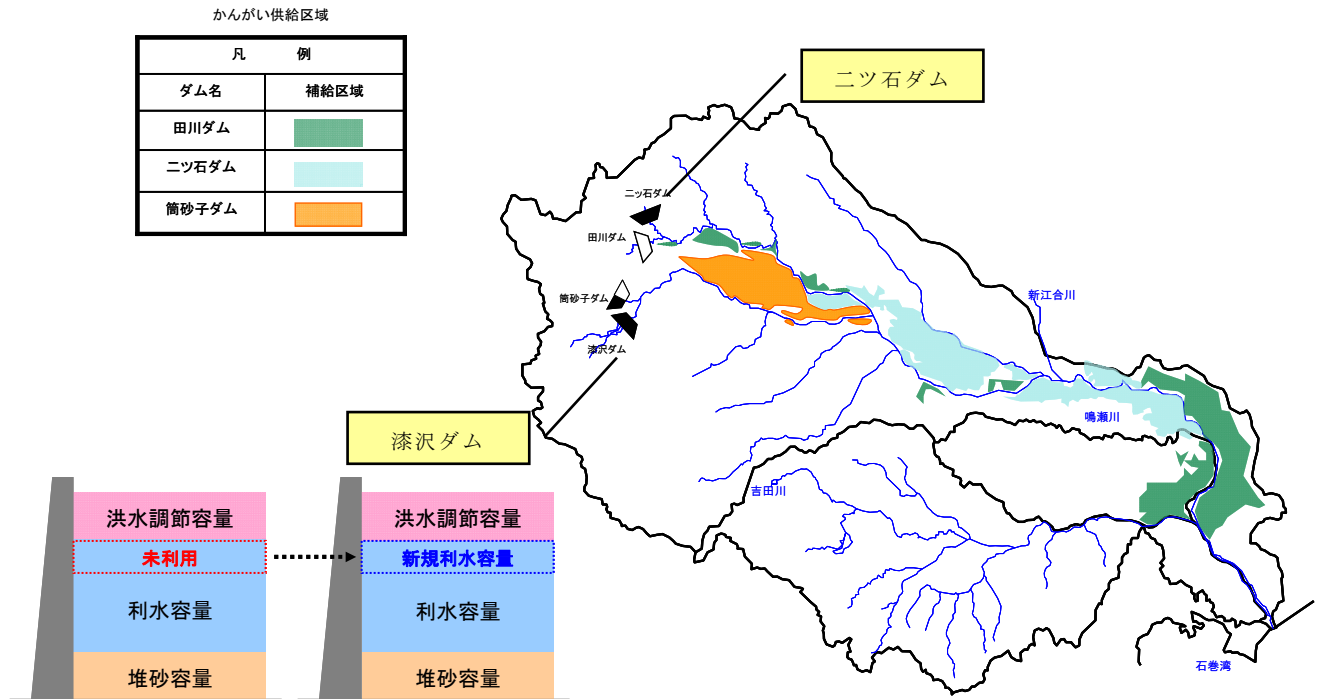


図 4-40 ダム容量振替のイメージ

14) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等により、用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等による需要減分をあわせて他の必要とする用途に転用する方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川流域のかんがい用水について用水路整備、取水施設改良等を行い用水の合理化を図り、その需要減分を新たな水源として活用する。

15) 渇水調整の強化

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策。

(検討の考え方)

渇水情報連絡会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行うよう種々の措置、指導、要請を行う。



H16.8.11 鳴瀬川水系渇水情報連絡

北上川下流河川事務所渇水対策支部の設置について

国土交通省 北上川下流河川事務所
平成16年8月6日 13時 発表

北上川水系及び鳴瀬川水系では、このところの小雨の影響で、流量の減少傾向が続いており、過去5ヶ年の平均渇水流量を下回っている地点も出てきています。8月6日未明から岩手県内の一部で60mm～90mm程度の降雨があったため北上川では今後流量の改善が予想されますが、宮城県内ではまとまった降雨が見込めない状況であり、流量の少ない状況が続くことが予想されます。このため、今後の気象状況によっては、河川環境や水利利用等への影響が懸念されることから、北上川下流河川事務所では、8月6日11時「渇水対策支部」を設置しました。

1. 気象・水象等の状況

(1) 降雨状況

| 水系名 | 観測地点名 | 7月の総雨量 (mm) | 過去5ヶ年平均値 <7月>(mm) | 観測地点 市町村名 |
|-----|-------|----------------|----------------------|--------------|
| 北上川 | 米谷 | 1.63 | 2.10 | 栗和町 |
| | 石巻 | 1.15 | 2.15 | 石巻市 |
| | 湊谷 | 1.13 | 2.45 | 湊谷町 |
| 鳴瀬川 | 小野田 | 1.56 | 2.06 | 加美町 |
| | 鹿島台 | 1.31 | 2.44 | 鹿島台町 |

(2) 河川の流況 (8月6日 9時現在)

| 水系名 | 河川名 | 観測地点名 | 8月6日 9時現在流量 (m ³ /s) | 過去5ヶ年平均 均渇水流量 (m ³ /s) | 観測地点 市町村名 |
|-----|-----|-------|---------------------------------------|---|--------------|
| 北上川 | 北上川 | 大泉 | 1.72 | 1.24 | 中田町 |
| | | 倉塚 | 1.31 | 1.03 | 秋生町 |
| 江合川 | 江合川 | 碓 | 7.2 | 1.1 | 古川市 |
| | | 野田橋 | 5.8 | 9.4 | 松山町 |
| 鳴瀬川 | 吉田川 | 藤合 | 1.5 | 1.5 | 大和町 |
| | | 若針 | 28.5 | 8.1 | 鳴瀬町 |

(3) 河川の水質 (8月6日 9時現在)

| 水系名 | 河川名 | 観測地点名 | 水温 (℃) | DO 溶解酸素 (mg/l) | 観測所 地点市町村名 |
|-----|-----|-------|-----------|----------------------|---------------|
| 北上川 | 北上川 | 碓米 | 26.5 | 8.3 | 碓米町 |
| | | 旧北上川 | 26.4 | 7.9 | 河内町 |
| 鳴瀬川 | 吉田川 | 野田橋 | 26.6 | 7.0 | 古川市 |
| | | 若針 | 28.5 | 8.1 | 鳴瀬町 |

現在のところ各観測所とも「水質の異常」は見受けられません。

(4) 各ダムの貯水状況
鳴子ダム、漆沢ダム、南川ダム、宮床ダムとも、現在のところ平年並みの貯水状況となっています。
各ダムの詳しい貯水状況については、各機関のホームページを参照して下さい。

図 4-41 鳴瀬川水系渇水情報連絡会の設置

16) 節水対策

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る方策。

(検討の考え方)

節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図る。

17) 雨水・中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の促進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策。

(検討の考え方)

雨水・中水利用を促進することにより、河川からの水需要を抑制し、その需要減分を新たな水源として活用する。

【他の事例】 ※日本の水資源より（個別循環方式の例）

- ・ 事務所などの1つの建物の中で、その建物内で発生する排水を自家処理して雑揚水として循環利用するもの。
- ・ 建物内で発生する雑排水、厨房排水、浴場排水等を、生物処理や膜処理などの方法によって再生処理し、トイレ洗浄水等に利用する。

事務所ビルなど1つの建物の中で、その建物内で発生する排水を自家処理して雑用水として循環利用するもの。
建物内で発生する雑排水、厨房排水、浴場排水等を、生物処理や膜処理などの方法によって再生処理し、トイレ洗浄水等に利用する。

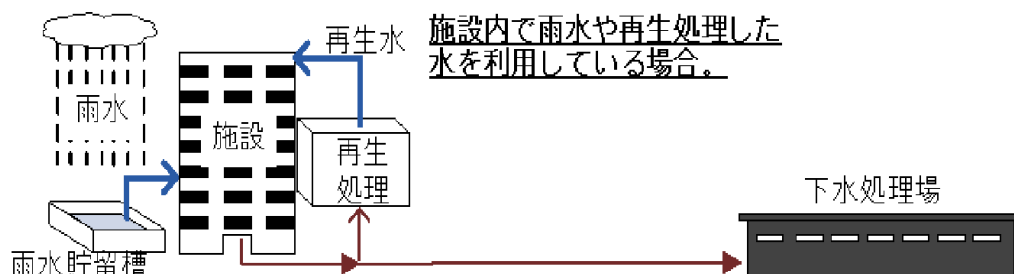


図 4-42 個別循環方式の例

(2) 新規利水対策案の適用性

17 方策の鳴瀬川流域への適用性から、3)湖沼開発、4)流況調整河川、8)水系間導水、9)地下水取水、11)海水淡水化、13)ダム使用権等の振替、14)既得水利の合理化・転用、17)雨水・中水利用の 8 方策を除く 9 方策において検討を行うこととした。

なお、このうち 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通するものであるため、これらを除く 6 方策を組合せの対象とした。

表 4-30 17 方策の鳴瀬川流域への適用性

| | 「検証要領細目」で示されている方策 | 17 方策の概要 | 鳴瀬川流域への適用性 | |
|-----------------|----------------------|--|---|--|
| 供給面での対応 | 1) ダム | ① ダム | 河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。 既設ダム及び計画ダムの再編、新設ダムの容量見直す等の計画再編により、鳴瀬川の利水補給を総合的に実施する方策。 | 現計画で想定している鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業を含む利水対策案を検討する。 漆沢ダム、二ツ石ダム、田川ダム、筒砂子ダムを対象に、ダム群再編等を検討する。 |
| | | ② 利水専用ダム新設 | 利水者が許可工作物として自らダムを建設し、水源とする方策。 | 利水専用ダムを検討する。 |
| | 2) 河口堰 | ① 河口堰 | 河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする方策。 | 鳴瀬川を改築した場合でも必要となる容量を確保できず、送水コスト的に不利である。 |
| | | ② 中流部堰 | 河川の中流部に堰を設置することにより、流水を貯留し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設取水堰の改築ならびに堰の新設について検討する。 |
| | 3) 湖沼開発 | 湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする方策。 | 鳴瀬川流域には、開発できる湖沼がない。 | |
| | 4) 流況調整河川 | 流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする方策。 | 鳴瀬川近傍には流況調整できるほど流況の豊富な河川はない。 | |
| | 5) 河道外貯留施設（貯水池） | 河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする方策。 | 河道外貯留施設（貯水池・調整池）の新設について検討する。 | |
| | 6) ダム再開発（かさ上げ・掘削） | 既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設ダム貯水池掘削について検討する。 | |
| | 7) 他用途ダム容量の買い上げ | 既存のダムの発電容量や洪水調節容量を買い上げて利水容量とすることで、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設ダムの洪水調節容量買い上げ案について検討する。 | |
| | 8) 水系間導水 | 水量に余裕のある他水系から導水することによって水源とする方策。 | 鳴瀬川近傍には流況調整できるほど流況の豊富な河川はない。 | |
| | 9) 地下水取水 | 伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする方策。 | 地下水取水による地盤沈下が懸念される地域であるため、実現性に乏しい。 | |
| | 10) ため池（取水後の貯留施設を含む） | 主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策。 | ため池（既設）のかさ上げについて検討する。 | |
| 需要面・供給面での総合的な対応 | 11) 海水淡水化 | 海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の河口から補給地点までの距離が長く、コスト的に不利である。 | |
| | 12) 水源林の保全 | 主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策。 | 鳴瀬川流域の現状の森林機能維持に向けた努力を継続する。 | |
| | 13) ダム使用権等の振替 | 需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える方策。 | 鳴瀬川には振替可能な使用権等がない。 | |
| | 14) 既得水利の合理化・転用 | 用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する方策。 | 既に水利計画の再編（用水路整備、取水施設改良等）を行ってきており、合理化・転用は困難。 | |
| | 15) 渇水調整の強化 | 渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策。 | 従来より渇水時に行われてきた手法であり、効果量にかかわらず行うべき対策。 | |
| | 16) 節水対策 | 節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る方策。 | 節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図るものであり、効果量にかかわらず行うべき対策。 | |
| | 17) 雨水・中水利用 | 雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の促進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策。 | 利用施設の整備の推進は、利用できる施設を有する各施設管理者の判断によって取り組まれるものであり、鳴瀬川での予めの効果評価は困難。 | |

- 組合せの対象とする方策
- 効果量に関わらず全てに共通の方策
- 今回の検討において組合せの対象としなかった方策

4.4.4.2 複数の新規利水対策案の立案

(1) 新規利水対策案の組合せの考え方

新規利水対策案の検討において、検証要領細目で示された方策のうち、鳴瀬川流域に適用可能な6方策を組合せ、できる限り幅広い対策案を立案する。対策案の立案は、鳴瀬川流域の利水の特徴を踏まえて検討する。

なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」については、効果を量的に見込むことはできないが、効果にかかわらず行うべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に共通するものとしている。

新規利水対策案の分類の考え方は以下のとおりである。

分類1：検証対象ダムを中心とする方策の組合せ

鳴瀬川流域には、既設ダム（漆沢ダム、二ツ石ダム）、検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）の計4つのダムがあることから、既設ダムの活用及び検証対象ダムの再編を取り入れた新規利水対策を検討する。

主な方策※：ダム（ダム計画再編）、ダム再開発、他用途ダム容量の買い上げ

分類2：利水専用ダムを中心とする対策の組合せ

検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で計画していた新規利水開発容量を利水専用ダムにより確保する場合について検討する。

主な方策※：ダム（利水専用ダム）

分類3：ダム以外の方策を中心とする対策の組合せ

検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で計画していた新規利水開発容量をダム以外の方策により確保する場合について検討する。

主な方策※：堰、河道外貯留施設

※「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で示されている方策

(2) 新規利水対策案の選定の考え方

分類ごとに、新規利水対策案の選定を行う。

1) 検証対象ダムを中心とする方策の組合せ（分類1）

「検証対象ダムによる組合せ」として、ダム規模の拡大を含め、何れか一方の検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で必要量を確保することとし、現計画で不足する容量については組合せを検討する。「検証対象ダムを中心とした組合せ」として、何れか一方の検証対象ダム（現計画規模）と他の方策との組合せを検討する。

- 田川ダムによる組合せ
- 筒砂子ダムによる組合せ
- 田川ダムを中心とした組合せ
- 筒砂子ダムを中心とした組合せ

2) 利水専用ダムを中心とする方策の組合せ（分類2）

利水専用ダムにより必要量を確保する「利水専用ダムによる組合せ」と、利水専用ダムとその他の方策との組合せにより必要量を確保する、「利水専用ダムを中心とした組合せ」を検討する。

- 利水専用ダムによる組合せ
- 利水専用ダムを中心とした組合せ

3) ダム以外の方策を中心とする組合せ（分類3）

検証対象ダム以外の方策として、「中流部堰を中心とした組合せ」、「河道外貯留施設を中心とした組合せ」を検討する。

- 中流部堰を中心とした組合せ
- 河道外貯留施設を中心とした組合せ

(3) 新規利水対策案のケース選定

1) 検証対象ダムを中心とする方策の組合せ

検証対象ダムを中心とする方策の組合せのうち、a)、b)については、不足する容量の確保方策として既存施設を比較的大規模な工事を行わずに活用できる「ため池（かさ上げ）」とした。

a) 田川ダムによる組合せ

検証対象の2ダムのうち田川ダムのみを建設する。不足する容量について既設ため池のかさ上げ、田川ダムの計画容量増の方策を組合せて確保する案を検討する。

- | | |
|------------------|----------|
| ◆田川ダム+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 2 |
| ◆田川ダムかさ上げ | ・・・ケース 3 |

b) 筒砂子ダムによる組合せ

検証対象の2ダムのうち筒砂子ダムのみを建設する。不足する容量について既設ため池のかさ上げ、筒砂子ダムの計画容量増の方策を組合せて確保する案を検討する。

- | | |
|-------------------|----------|
| ◆筒砂子ダム+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 4 |
| ◆筒砂子ダムかさ上げ | ・・・ケース 5 |

c) 田川ダムを中心とした組合せ

検証対象の2ダムのうち田川ダムのみを現計画規模で建設する。不足する容量について新たな方策を組合せて確保する案を検討する。

- | | |
|------------------------------|----------|
| ◆田川ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 6 |
| ◆田川ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 7 |
| ◆田川ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 8 |
| ◆田川ダム+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 9 |

d) 筒砂子ダムを中心とした組合せ

検証対象の2ダムのうち筒砂子ダムのみを現計画規模で建設する。不足する容量について新たな方策を組合せて確保する案を検討する。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ◆筒砂子ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 10 |
| ◆筒砂子ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 11 |
| ◆筒砂子ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 12 |
| ◆筒砂子ダム+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 13 |

2) 利水専用ダムを中心とした方策の組合せ

a) 利水専用ダムによる組合せ

検証対象の 2 ダムのうちコスト面で優位である筒砂子ダムサイトに利水専用ダムを建設して必要量を確保する案を検討する。

| | |
|---------|-----------|
| ◆利水専用ダム | ・・・ケース 14 |
|---------|-----------|

b) 利水専用ダムを中心とした組合せ

検証対象ダム以外の方策を組合せ、不足する容量について、検証対象の 2 ダムのうちコスト面で優位である筒砂子ダムサイトに利水専用ダムを建設して確保する案を検討する。

| | |
|--------------------------------|-----------|
| ◆利水専用ダム＋中流部堰＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 15 |
| ◆利水専用ダム＋河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 16 |
| ◆利水専用ダム＋ダム再開発＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 17 |
| ◆利水専用ダム＋他用途ダム容量買い上げ＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 18 |
| ◆利水専用ダム＋河道外調整池 | ・・・ケース 19 |

3) ダム以外の方策を中心とした組合せ

a) 中流部堰を中心とした組合せ

検証対象ダム以外の方策として中流部堰を中心に必要量を確保する案を検討する。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| ◆中流部堰＋河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 20 |
| ◆中流部堰＋ダム再開発＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 21 |
| ◆中流部堰＋河道外貯水池＋他用途ダム容量買い上げ＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 22 |
| ◆中流部堰＋河道外調整池＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 23 |

b) 河道外貯留施設を中心とした組合せ

検証対象ダム以外の方策として、河道外貯水池、河道外調整池のどちらか、あるいは双方を含めながら必要量を確保する案を検討する。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| ◆河道外貯水池＋河道外調整池＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 24 |
| ◆河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 25 |
| ◆河道外調整池＋中流部堰＋他用途ダム容量買い上げ＋ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 26 |

(4) 新規利水対策案の立案

新規利水対策案について、鳴瀬川流域に適用する方策として、現計画を含む以下の9方策を抽出した。抽出した方策は表4-32に示す組合せにより、25ケースの新規利水対策案を検討する。

表 4-31 9方策の施設規模

| No | 方 策 | 施 設 名 | 開発可能容量(千 m ³) |
|----|------------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 現計画 | 田川ダム | 5,700 |
| | | 筒砂子ダム | 2,130 |
| 2 | 計画ダムかさ上げ | 田川ダム | 7,830 |
| | | 筒砂子ダム | 7,830 |
| 3 | 利水専用ダム | 田川ダムサイト | 7,830 |
| | | 筒砂子ダムサイト | 7,830 |
| 4 | 河口堰（中流部堰） | 12.3km 付近 | 930 |
| | | 28.9km 付近 | 180 |
| | | 39.5km 付近 | 1,710 |
| 5 | 河道外貯留施設 （貯水池） | 貯 水 池 | L1 遊水地 1,590 |
| | | | L2 遊水地 2,010 |
| | | | R1 遊水地 6,320 |
| 6 | | 調 整 池 | 7,830 |
| 7 | ダム再開発 （掘削） | 漆沢ダム | 1,570 |
| | | 二ツ石ダム | 2,030 |
| 8 | 他用途ダム容量 買い上げ | 漆沢ダム | 5,600 |
| 9 | ため池かさ上げ | 長沼ため池 | 900 |
| | | 孫沢ため池 | 2,340 |

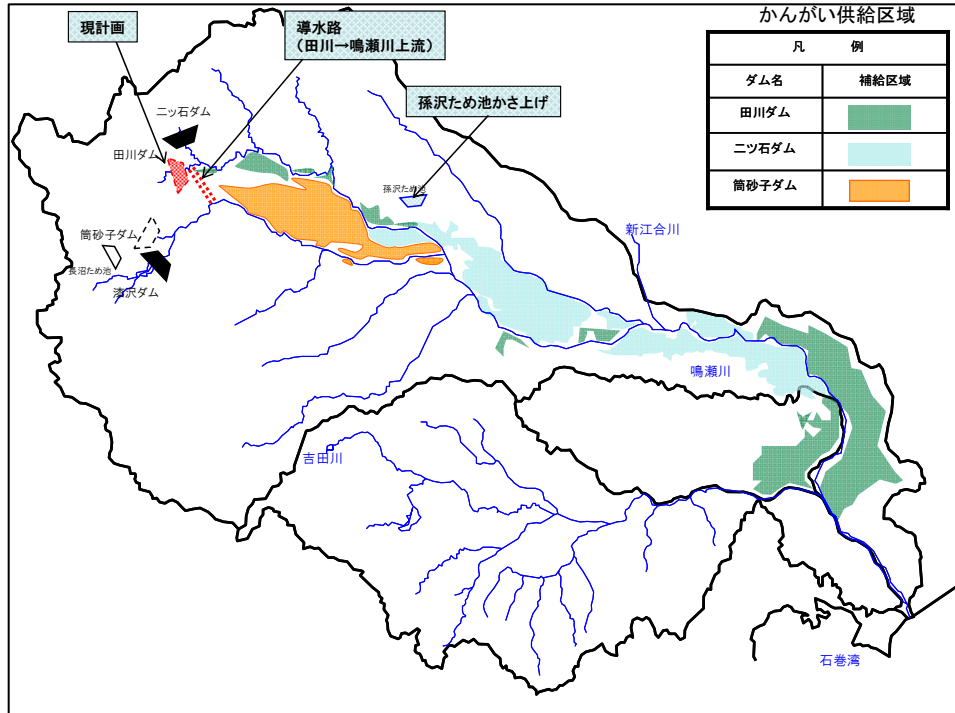
注：開発可能容量は各方策の必要依存量

【田川ダムによる組合せ】

新規利水対策案：ケース2 田川ダム+ため池 [かさ上げ]
 (田川ダム+孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

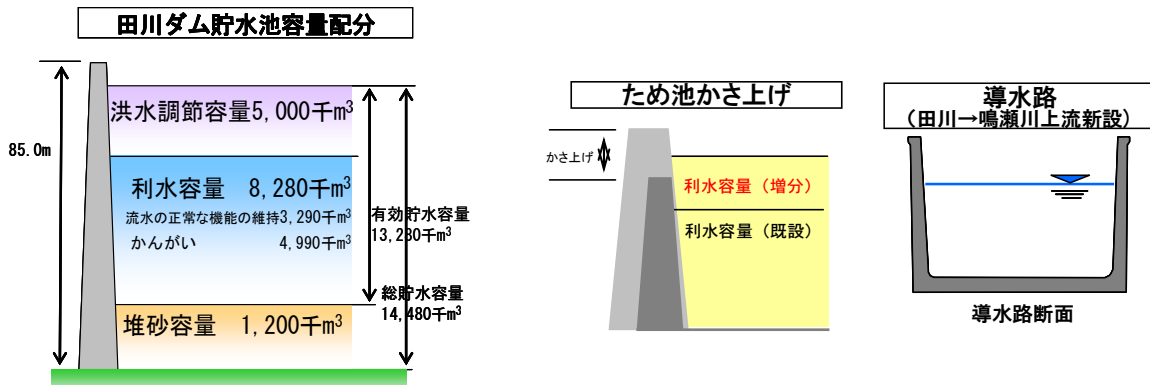
- 田川ダムを現計画で建設する。
- 筒砂子ダムの代替として、孫沢ため池をかさ上げて2,130千m³を確保する。
- 筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 田川ダム (ダム高 H=85.0m、V=5,700千m³)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=9.2m、V=2,130千m³)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



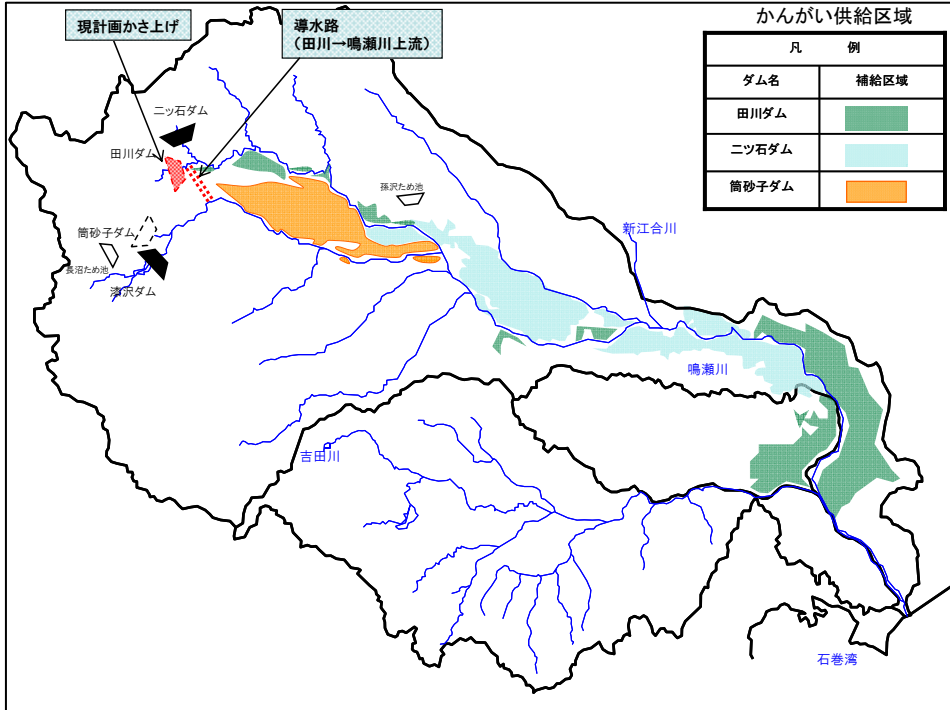
※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

【田川ダムによる組合せ】

新規利水対策案：ケース3 田川ダムかさ上げ

【対策案の概要】

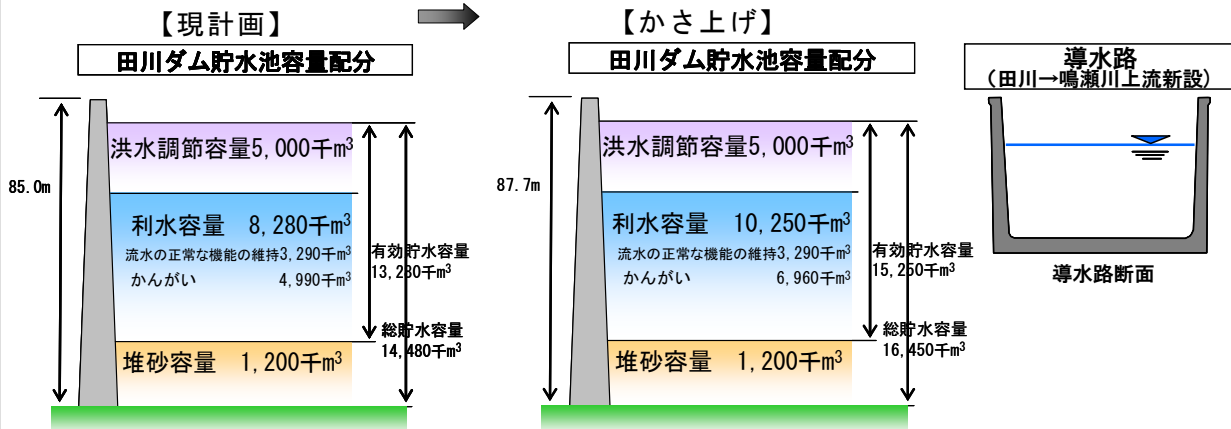
- 筒砂子ダムの代替として、田川ダムを現計画よりもかさ上げする。
- 筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 田川ダム (ダム高 H=87.7m、V=7,830 千 m³)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

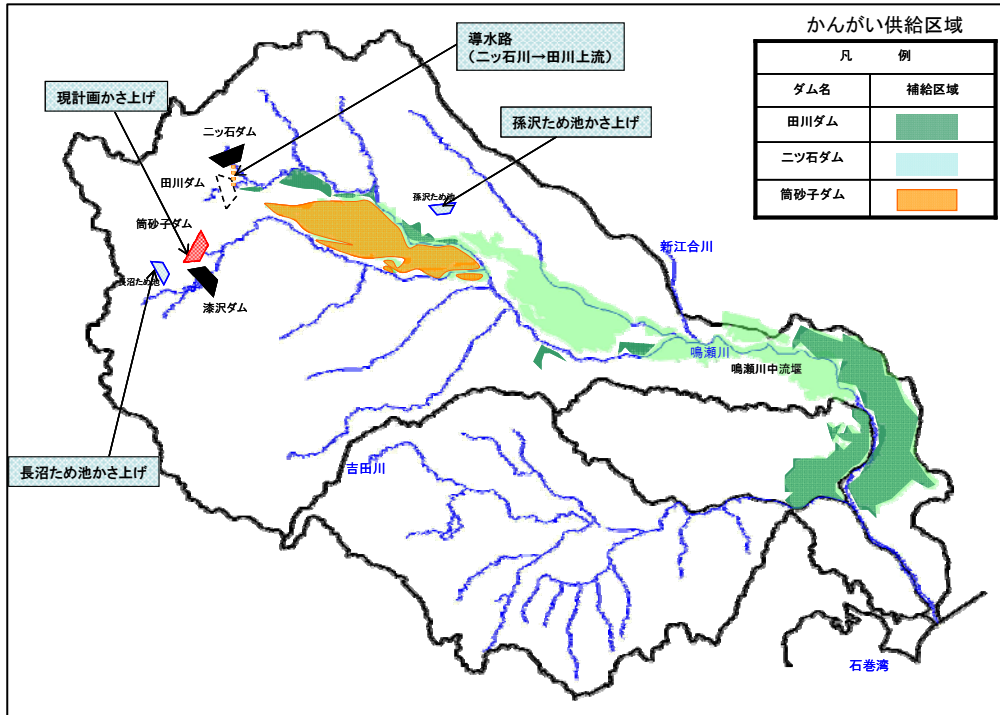
【筒砂子ダムによる組合せ】

新規利水対策案：ケース4 筒砂子ダム+ため池 [かさ上げ]

(筒砂子ダムかさ上げ+長沼及び孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

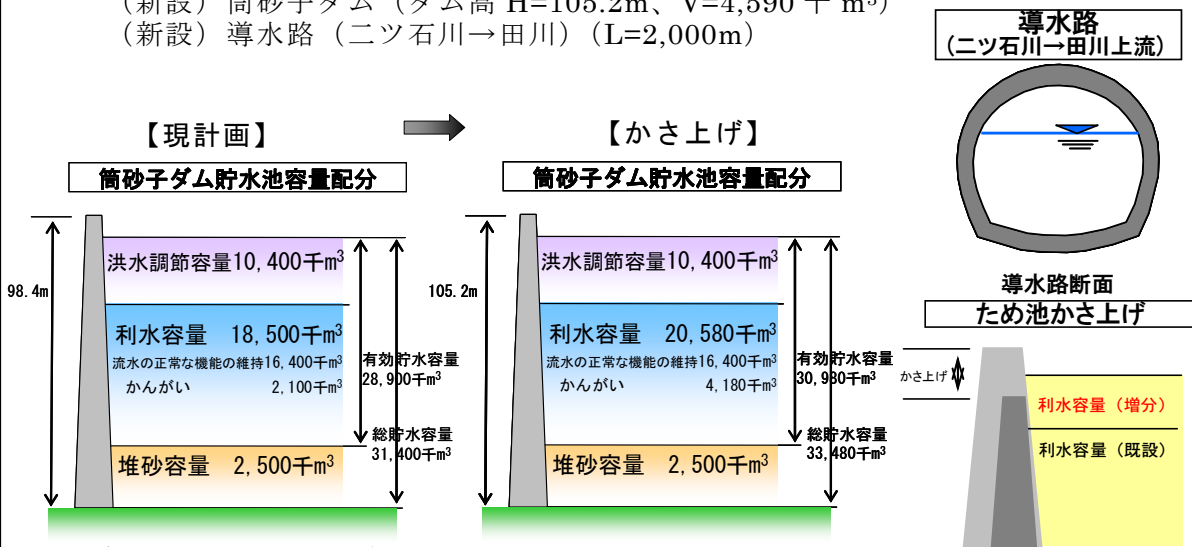
- 田川ダムの代替として、長沼及び孫沢ため池をかさ上げして 5,700 千 m³ のうち、3,240 千 m³ を確保する。
- 不足分 2,460 千 m³ は、筒砂子ダムを現計画よりもかさ上げして確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=105.2m、V=4,590 千 m³)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)

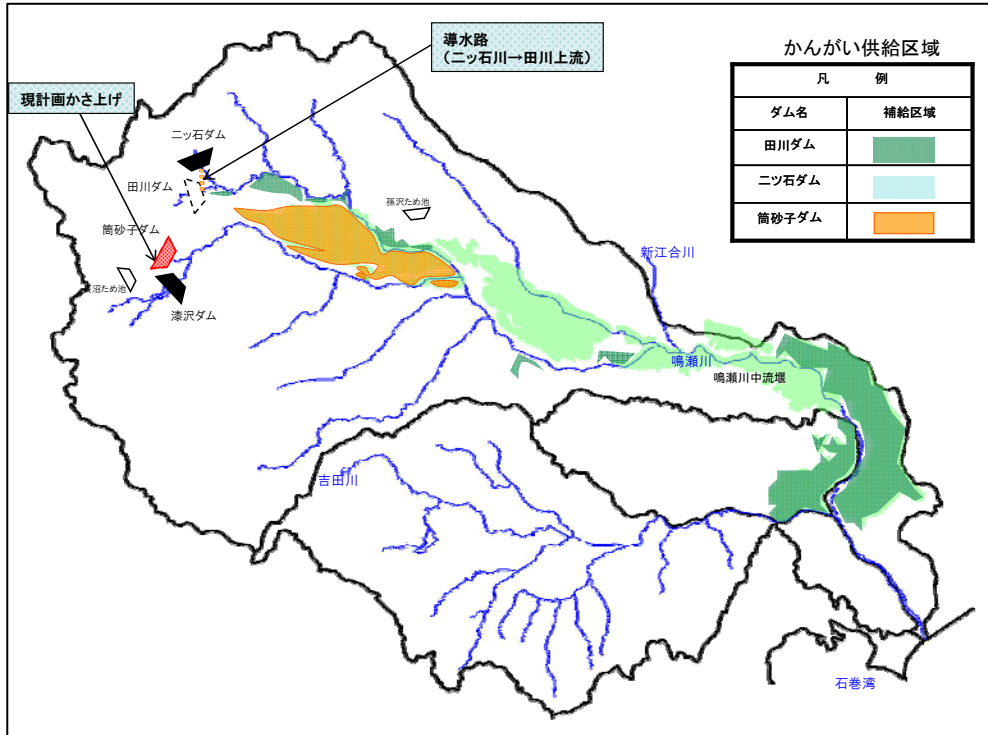


【筒砂子ダムによる組合せ】

新規利水対策案：ケース5 筒砂子ダムかさ上げ

【対策案の概要】

- 田川ダムの代替として筒砂子ダムを現計画よりもかさ上げる。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



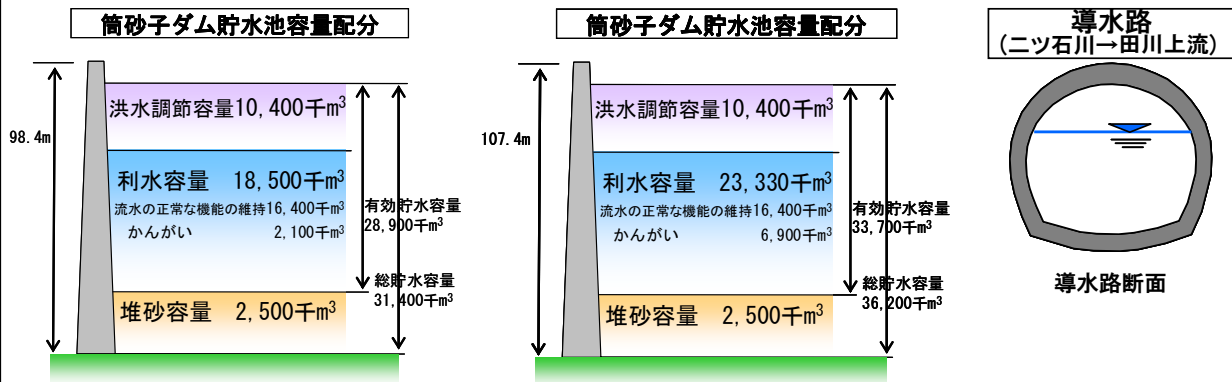
※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=107.4m、V=7,830 千 m³)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)

【現計画】

【かさ上げ】



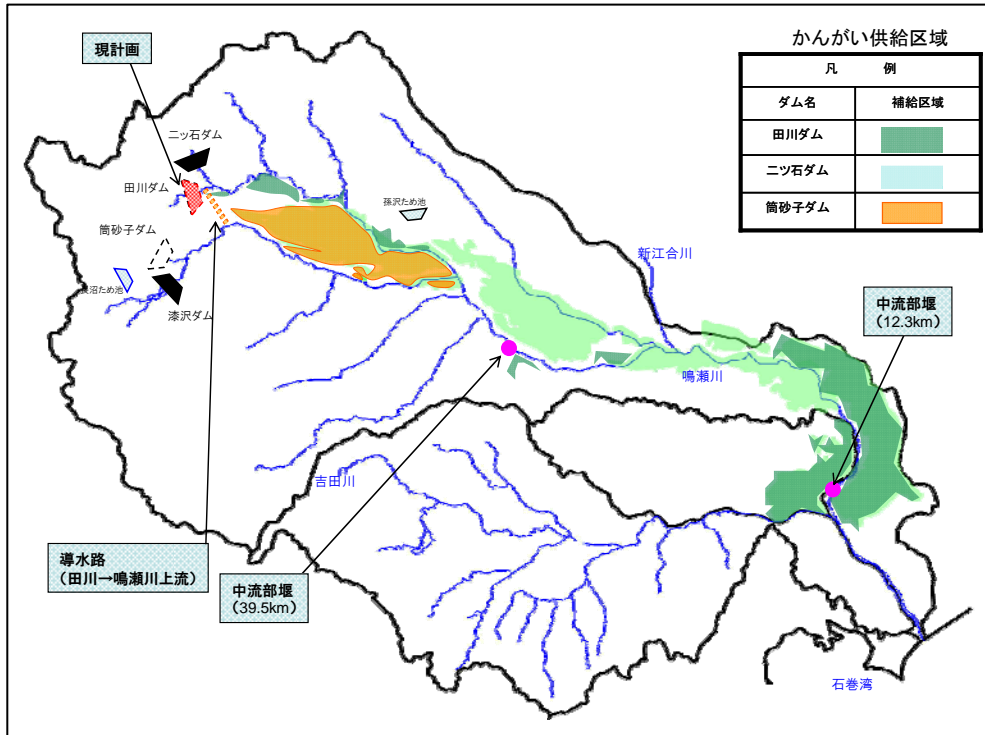
※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

【田川ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース6 田川ダム＋中流部堰＋河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ]
 (田川ダム＋中流部堰)

【対策案の概要】

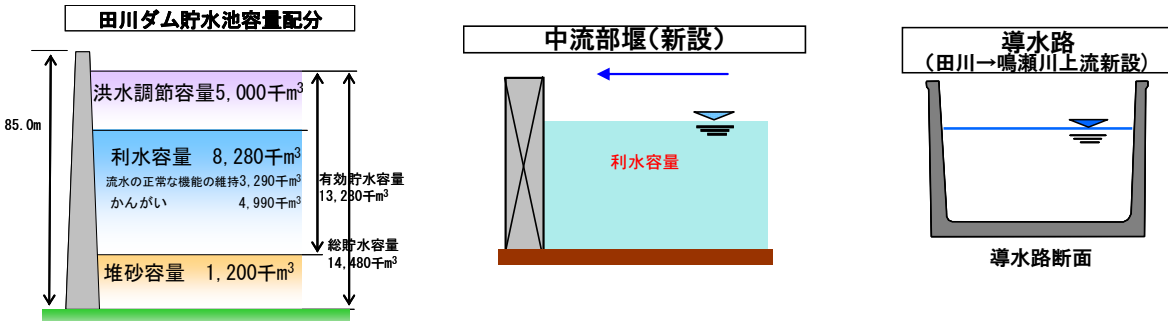
- 田川ダムを現計画で建設し、筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「河道外貯水池」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して2,130千m³を確保する。
- 筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 田川ダム (ダム高 H=85.0m、V=5,700千m³)
- (新設) 中流部堰 V=2,130千m³ (N=2基)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

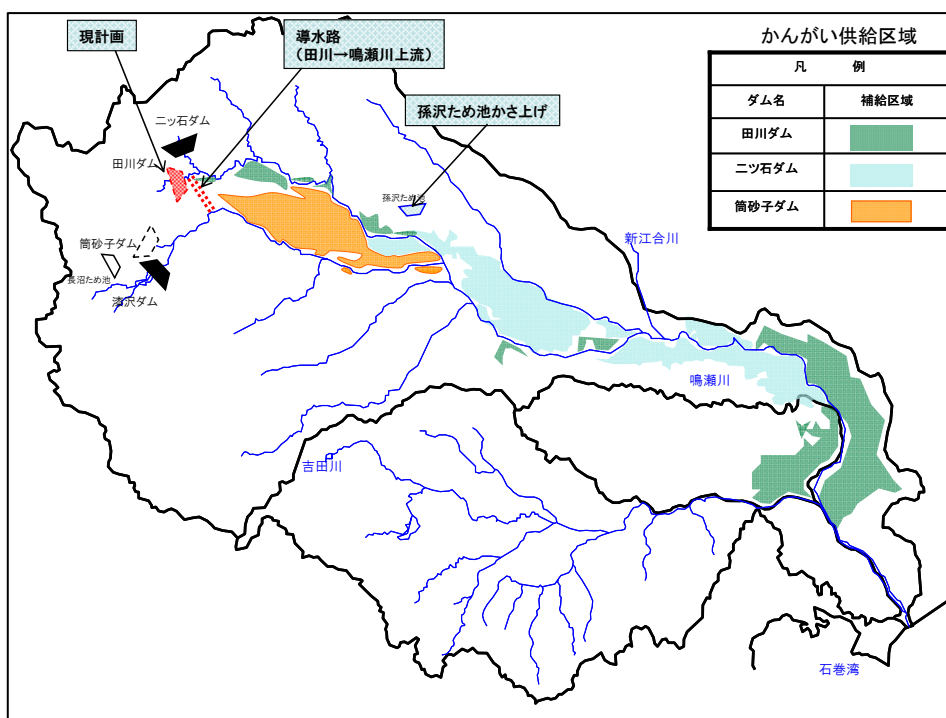
【田川ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース7 田川ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ]

(田川ダム+孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

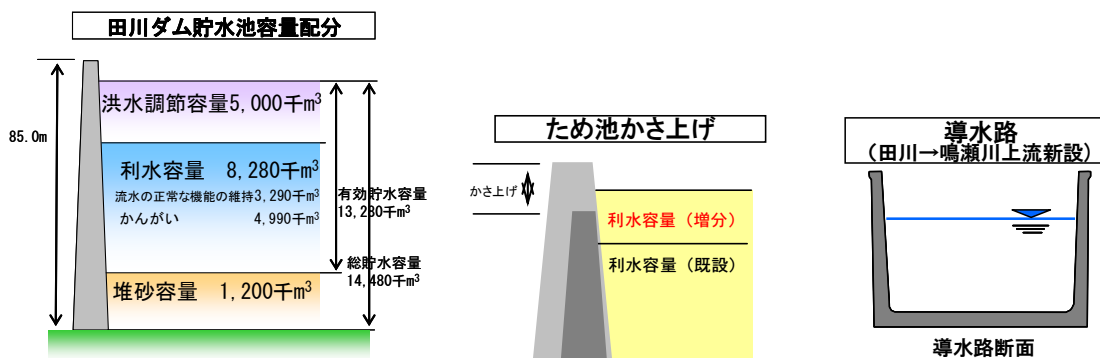
- 田川ダムを現計画で建設し、筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「ダム再開発」の順に組合せを検討する。
- 孫沢ため池をかさ上げて 2,130 千 m³ を確保する。
- 筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。
- 結果ケース2と同じ。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 田川ダム (ダム高 H=85.0m、V=5,700 千 m³)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=9.2m、V=2,130 千 m³)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

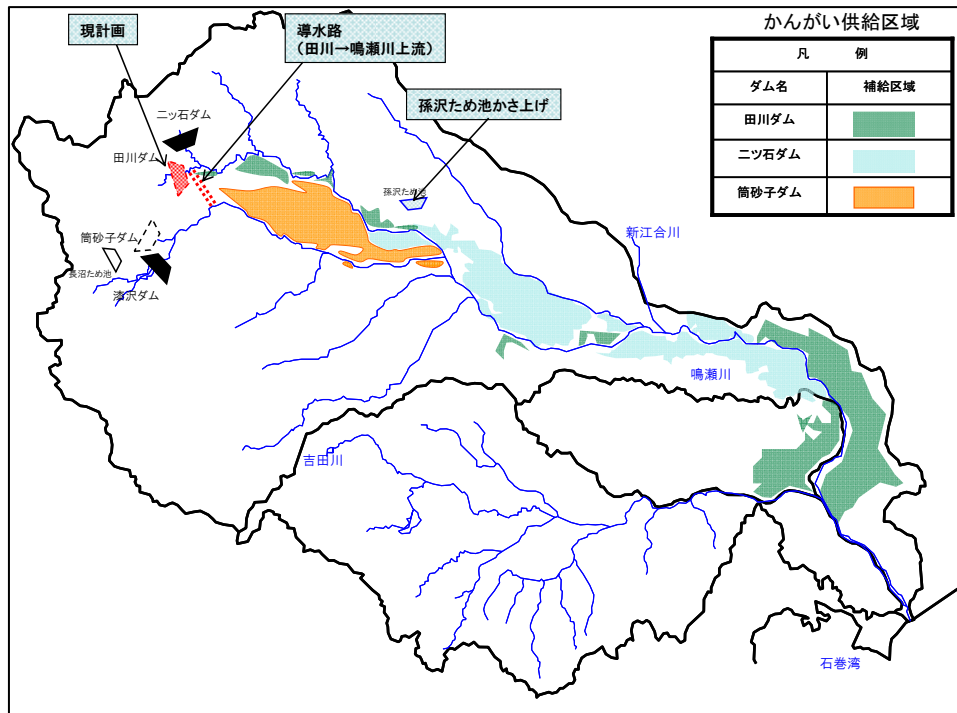
【田川ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 8 田川ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ]

(田川ダム+孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

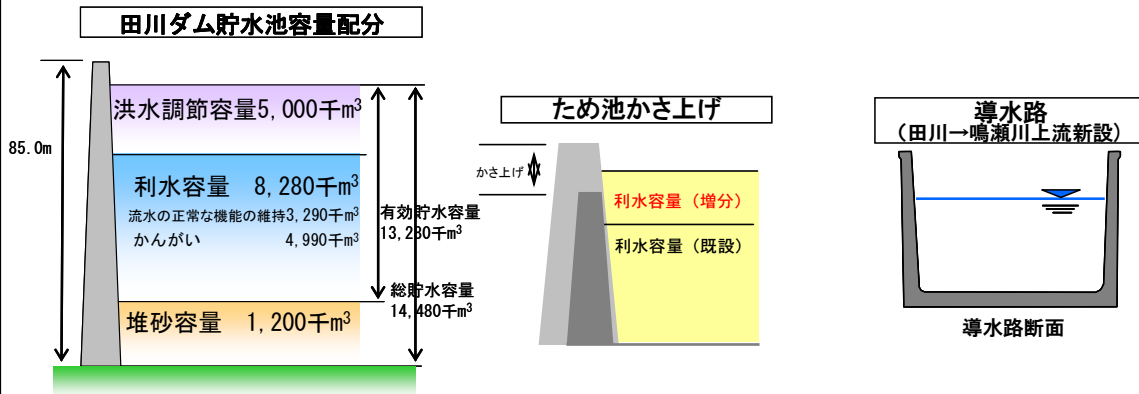
- 田川ダムを現計画で建設し、筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池[かさ上げ]」、「他用途ダム容量買い上げ」の順に組合せを検討する。
- 孫沢ため池をかさ上げて 2,130 千 m³ を確保する。
- 筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。
- 結果ケース 7 (ケース 2) と同じ。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 田川ダム (ダム高 H=85.0m、V=5,700 千 m³)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=9.2m、V=2,130 千 m³)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

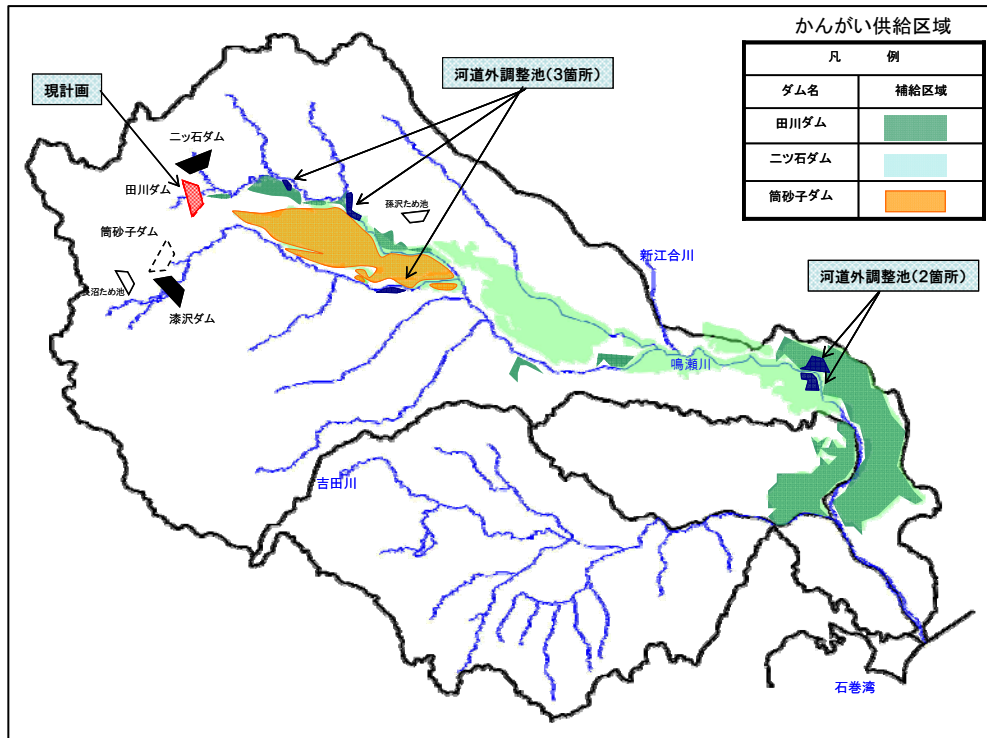
【田川ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース9 田川ダム+河道外調整池+ため池 [かさ上げ]

(田川ダム+河道外調整池)

【対策案の概要】

- 田川ダムを現計画で建設し、筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外調整池」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討する。
- 河道外調整池を新設して 2,130 千 m³ を確保する。

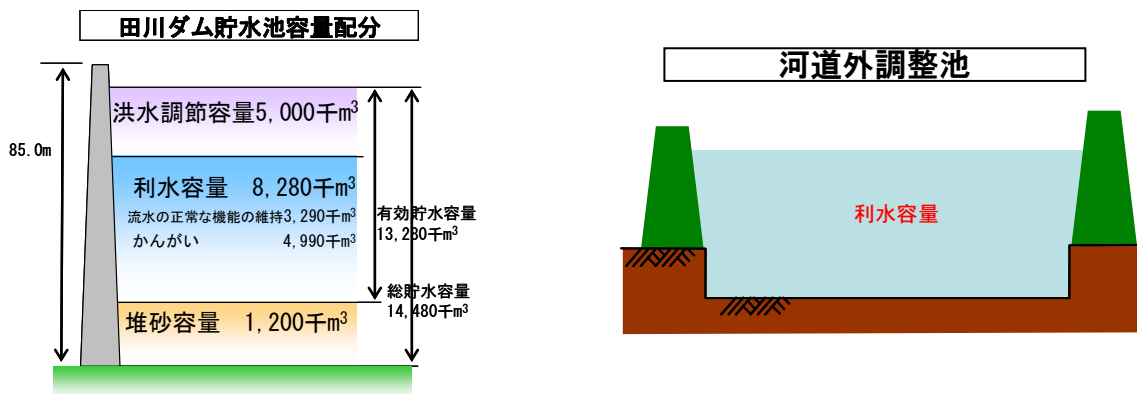


※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

(新設) 田川ダム (ダム高 H=85.0m、V=5,700 千 m³)

(新設) 河道外調整池 V=2,130 千 m³ (N=5 箇所)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

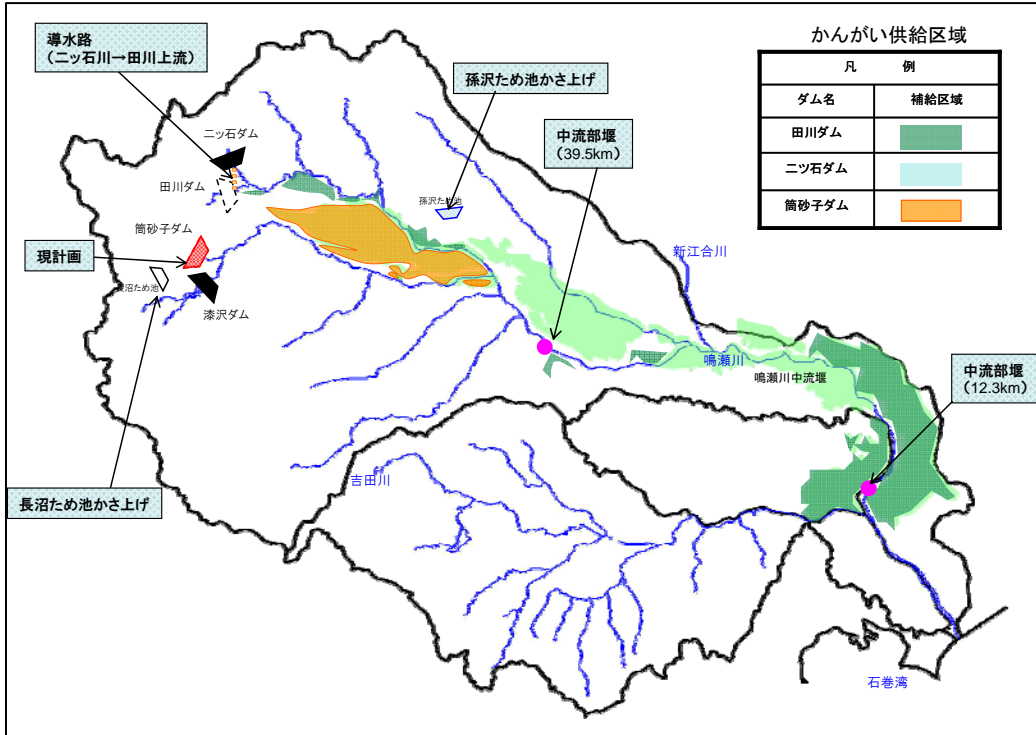
【筒砂子ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 10 筒砂子ダム＋中流部堰＋河道外貯水池＋ため池[かさ上げ]

(筒砂子ダム＋中流部堰＋孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

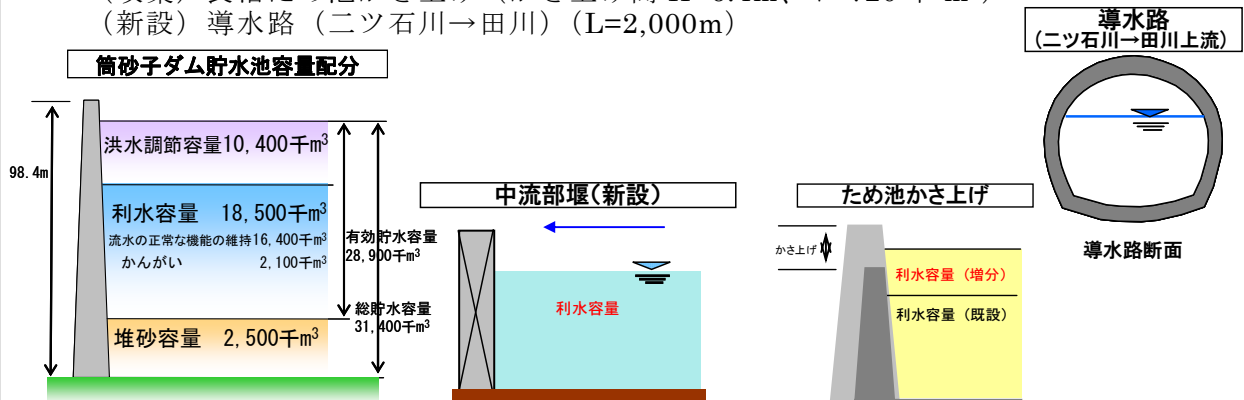
- 筒砂子ダムを現計画で建設し、田川ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「ため池[かさ上げ]」、「河道外貯水池」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,640 千 m³ を確保する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,060 千 m³ (2,340 千 m³ + 720 千 m³) を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=98.4m、V=2,130 千 m³)
- (新設) 中流部堰 V=2,640 千 m³ (N=2 基)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=6.4m、V=720 千 m³)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

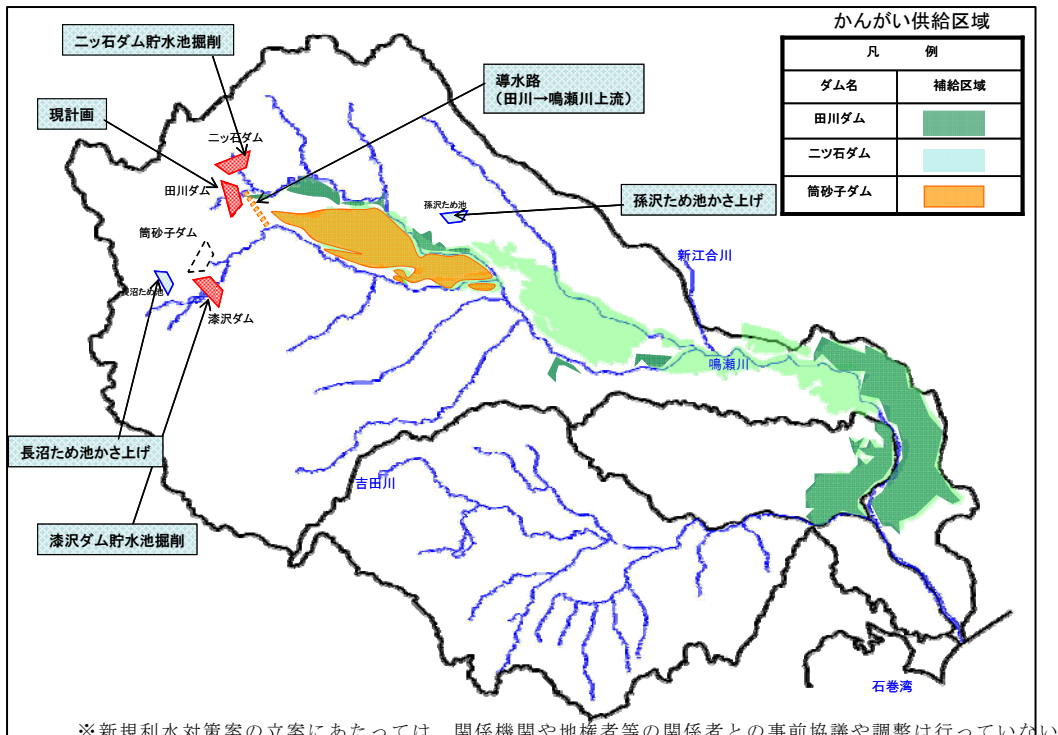
【筒砂子ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 11 筒砂子ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ]

(筒砂子ダム+ニツ石ダム及び漆沢ダム貯水池掘削+孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

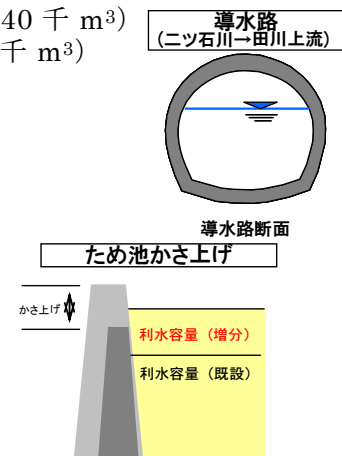
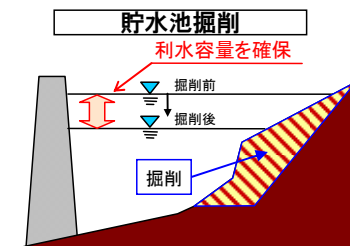
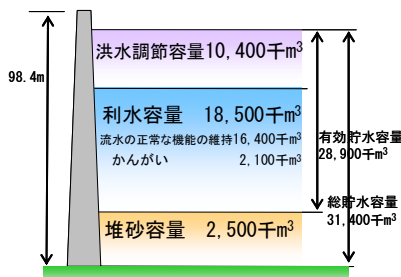
- 筒砂子ダムを現計画で建設し、田川ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「ダム再開発」の順で組合せを検討する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³ (2,340 千 m³ + 900 千 m³) を確保する。
- 「ダム再開発」は、既設漆沢ダム及びニツ石ダムの貯水池内を掘削して 2,470 千 m³ (440 千 m³ + 2,030 千 m³) を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、ニツ石川から田川へ導水路を新設する。



【施設諸元】

- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=98.4m、V=2,130 千 m³)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (改築) 漆沢ダム貯水池掘削 V=440 千 m³
- (改築) ニツ石ダム貯水池掘削 V=2,030 千 m³
- (新設) 導水路 (ニツ石川→田川) (L=2,000m)

筒砂子ダム貯水池容量配分



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

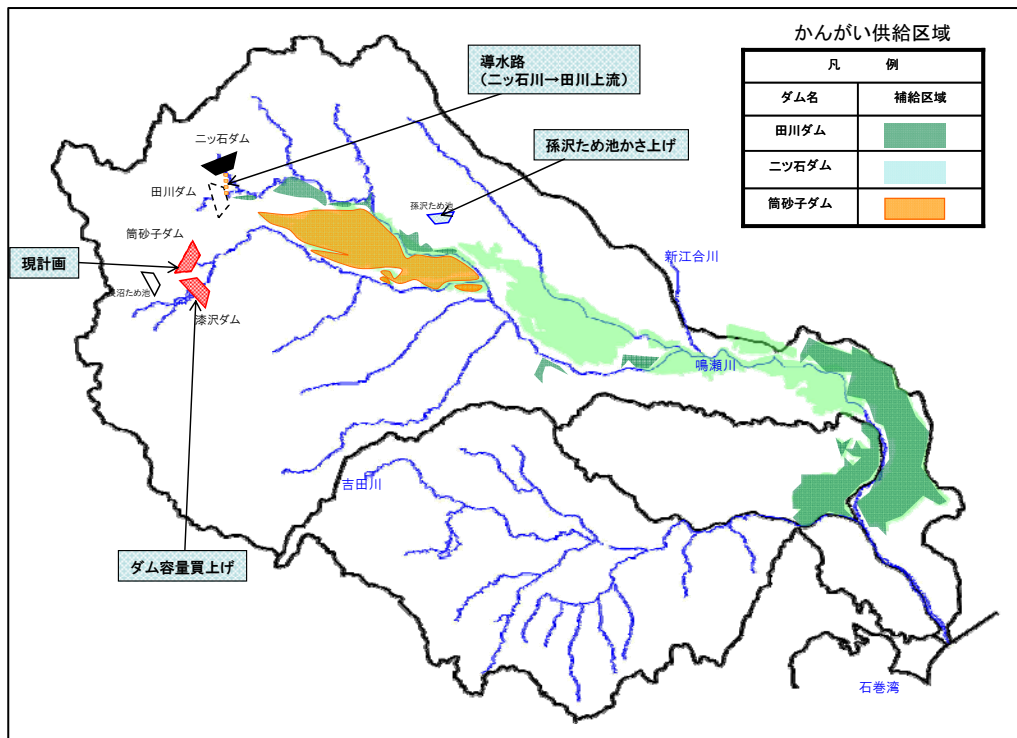
【筒砂子ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 12 筒砂子ダム＋他用途ダム容量買い上げ＋ため池[かさ上げ]

(筒砂子ダム＋漆沢ダム洪水調節容量買い上げ＋孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

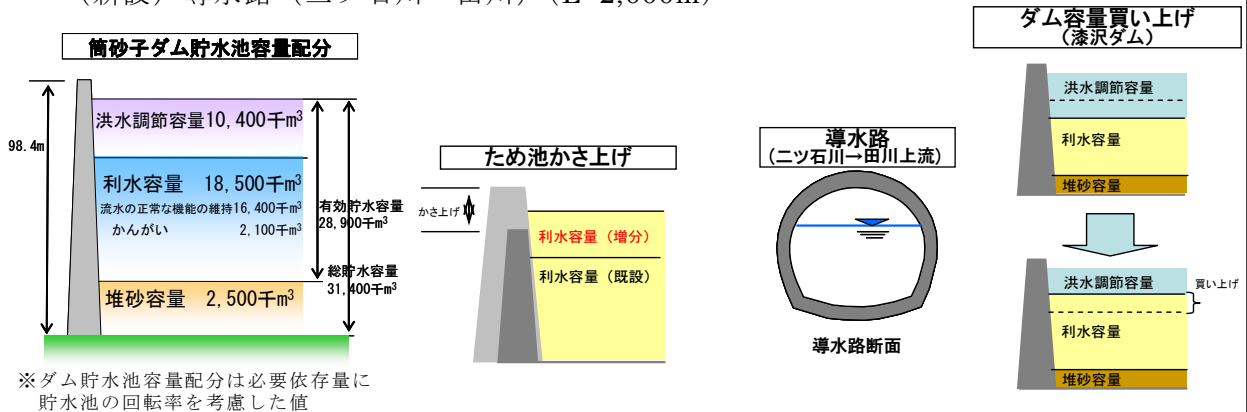
- 筒砂子ダムを現計画で建設し、田川ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「他用途ダム容量買い上げ」の順に組合せを検討する。
- 孫沢ため池をかさ上げて 2,340 千 m³ を確保する。
- 既設漆沢ダム洪水調節容量を買い上げし、3,360 千 m³ を確保する。
- 漆沢ダム洪水調節容量の買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道掘削を行う。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=98.4m、V=2,130 千 m³)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 漆沢ダム洪水調節容量買い上げ V=3,360 千 m³
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



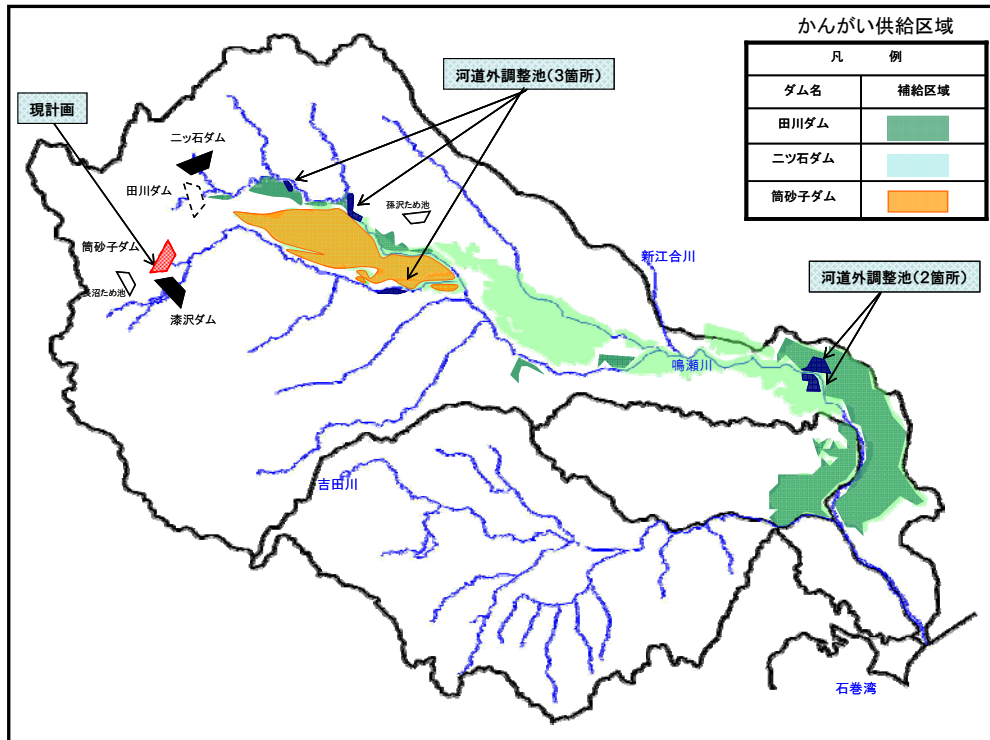
【筒砂子ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 13 筒砂子ダム＋河道外調整池＋ため池 [かさ上げ]

(筒砂子ダム＋河道外調整池)

【対策案の概要】

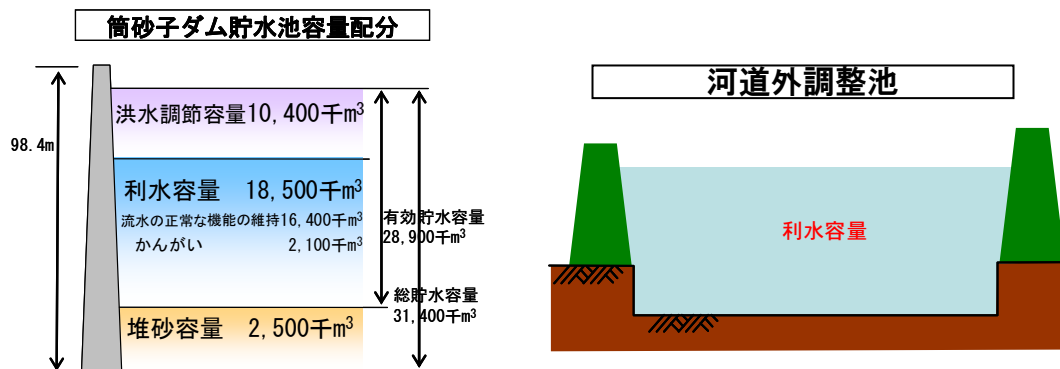
- 筒砂子ダムを現計画で建設し、田川ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外調整池」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討する。
- 河道外調整池を新設して 5,700 千 m³ を確保する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 筒砂子ダム (ダム高 H=98.4m、V=2,130 千 m³)
- (新設) 河道外調整池 V=5,700 千 m³ (N=5 箇所)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

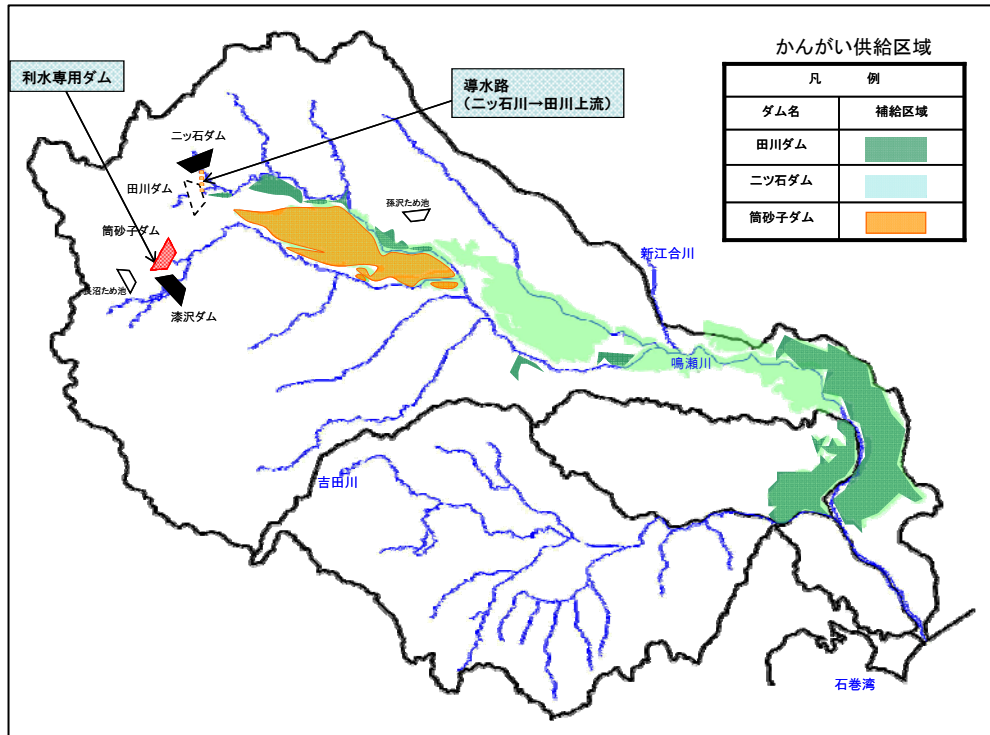
【利水専用ダムによる組合せ】

新規利水対策案：ケース 14 利水専用ダム

(利水専用ダム)

【対策案の概要】

- 田川ダム及び筒砂子ダムの代替として「利水専用ダム」を建設する。
- 利水専用ダムは、コスト面で優位となる筒砂子ダムのダムサイトとする。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。

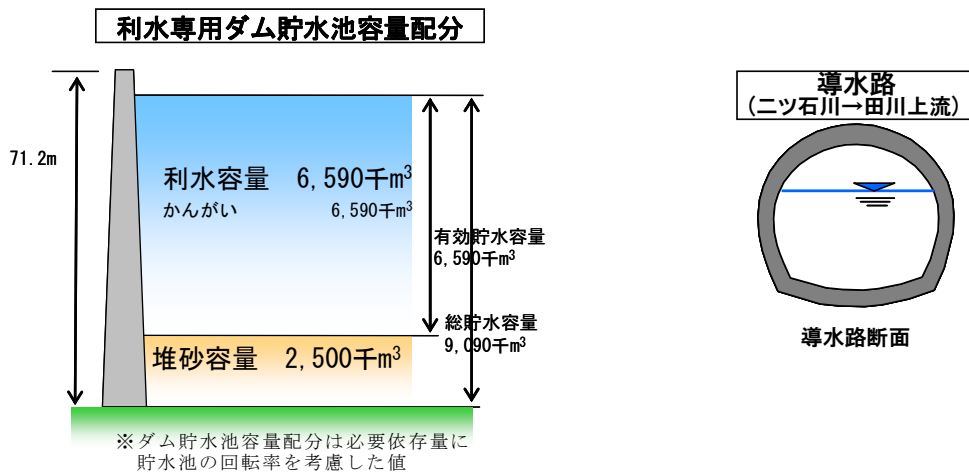


※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点ののものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

(新設) 利水専用ダム (ダム高 $H=71.2\text{m}$ 、 $V=7,830 \text{ 千 m}^3$)

(新設) 導水路 (二ツ石川→田川) ($L=2,000\text{m}$)



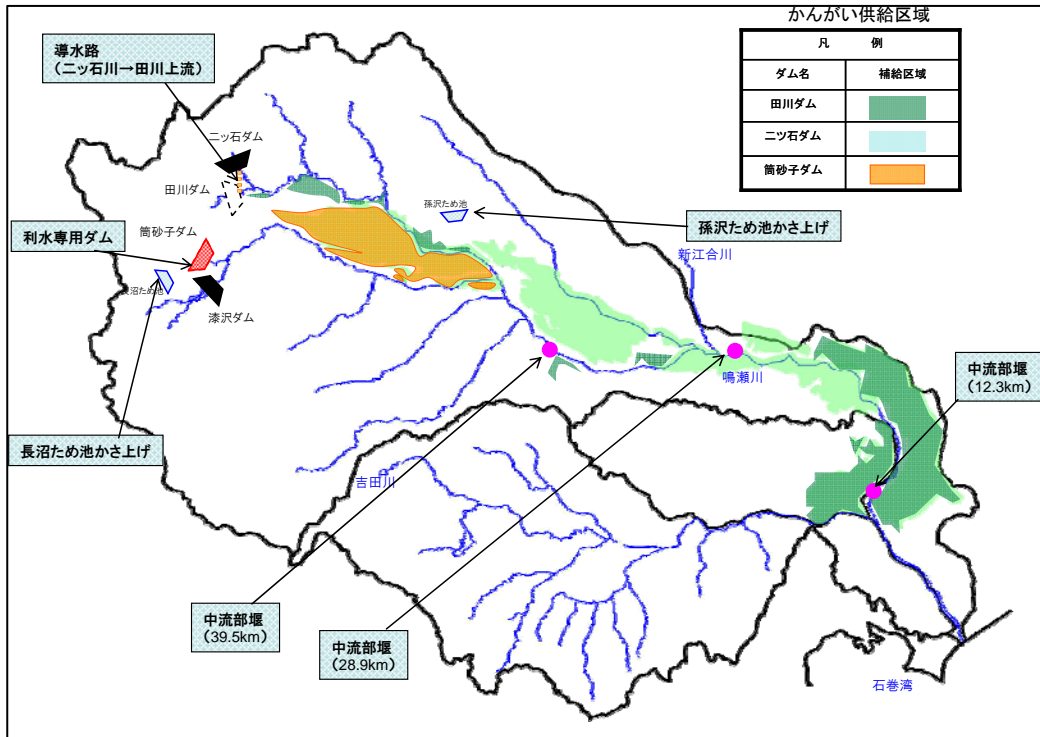
【利水専用ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 15 利水専用ダム+中流部堰+ため池 [かさ上げ]

(利水専用ダム+中流部堰+孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

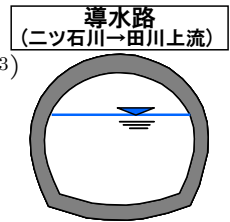
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討し、不足する容量は「利水専用ダム」で確保することを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,820 千 m³ を確保する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³ (2,340 千 m³+900 千 m³) を確保する。
- 利水専用ダムは、コスト面で優位となる筒砂子ダムのダムサイトで 1,770 千 m³ を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



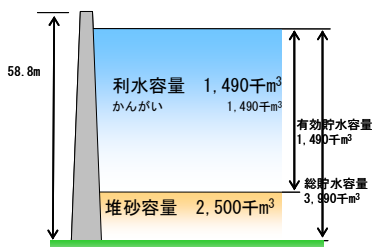
※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

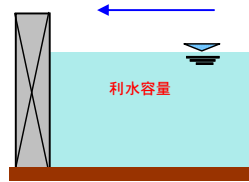
- (新設) 中流部堰 V=2,820 千 m³ (N=3 基)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (新設) 利水専用ダム (ダム高 H=58.8m、V=1,770 千 m³)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



利水専用ダム貯水池容量配分

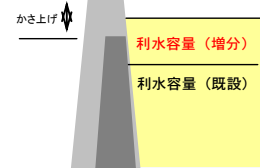


中流部堰(新設)



導水路断面

ため池かさ上げ



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

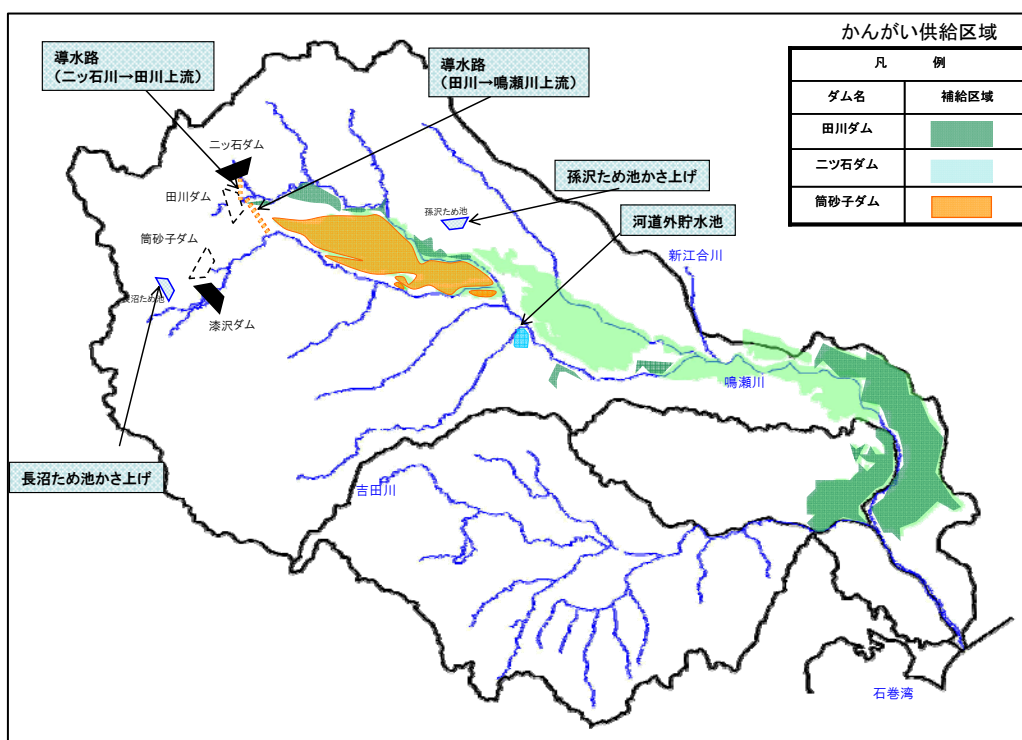
【利水専用ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 16 利水専用ダム＋河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ]

(河道外貯水池＋孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

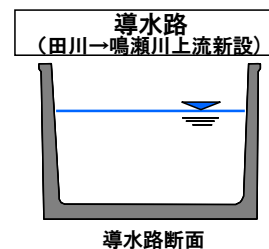
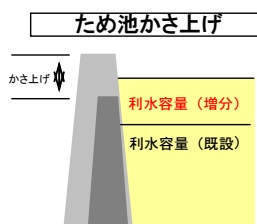
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「河道外貯水池」の順で組合せを検討し、不足する容量は「利水専用ダム」で確保することを検討する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³(2,340 千 m³+ 900 千 m³) を確保する。
- 河道外貯水池を新設して 4,590 千 m³を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設し、筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (新設) 河道外貯水池 V=4,590 千 m³ (N=1 箇所)
- (新設) 利水補給施設 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)



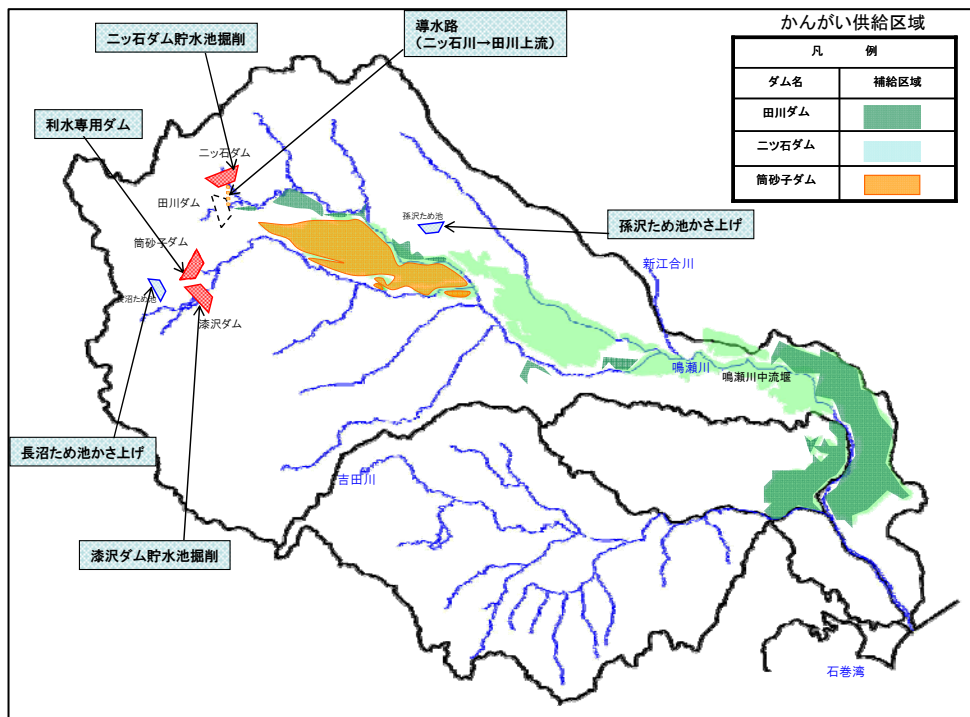
【利水専用ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 17 利水専用ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ]

(利水専用ダム+漆沢及び二ツ石ダム貯水池掘削+孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

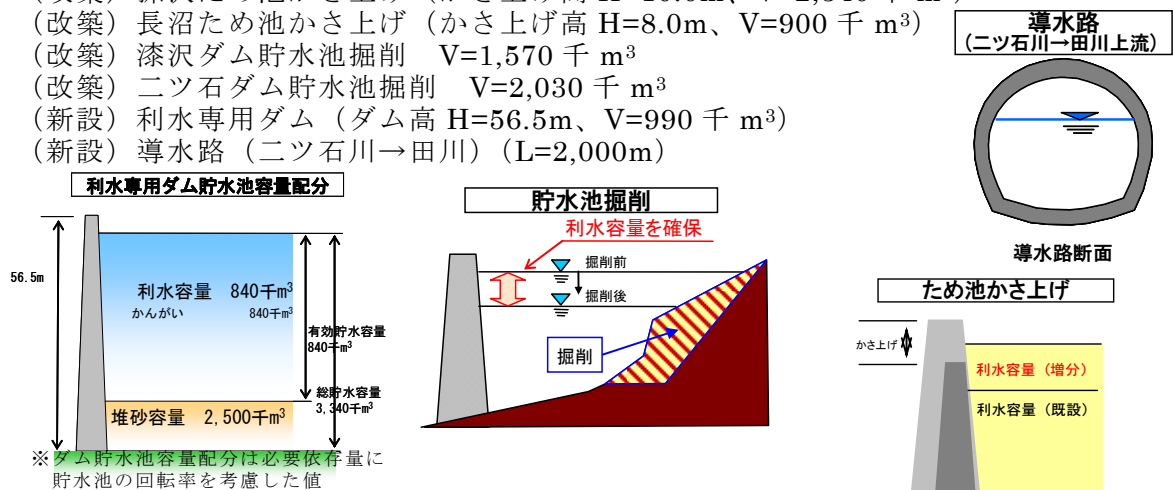
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「ダム再開発」の順に組合せを検討し、不足する容量は「利水専用ダム」で確保することを検討する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³ (2,340 千 m³+900 千 m³) を確保する。
- 「ダム再開発」は、既設漆沢ダム及び二ツ石ダムの貯水池内を掘削して 3,600 千 m³ (1,570 千 m³+2,030 千 m³) を確保する。
- 利水専用ダムは、コスト面で優位となる筒砂子ダムのダムサイトで 990 千 m³ を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (改築) 漆沢ダム貯水池掘削 V=1,570 千 m³
- (改築) ニツ石ダム貯水池掘削 V=2,030 千 m³
- (新設) 利水専用ダム (ダム高 H=56.5m、V=990 千 m³)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

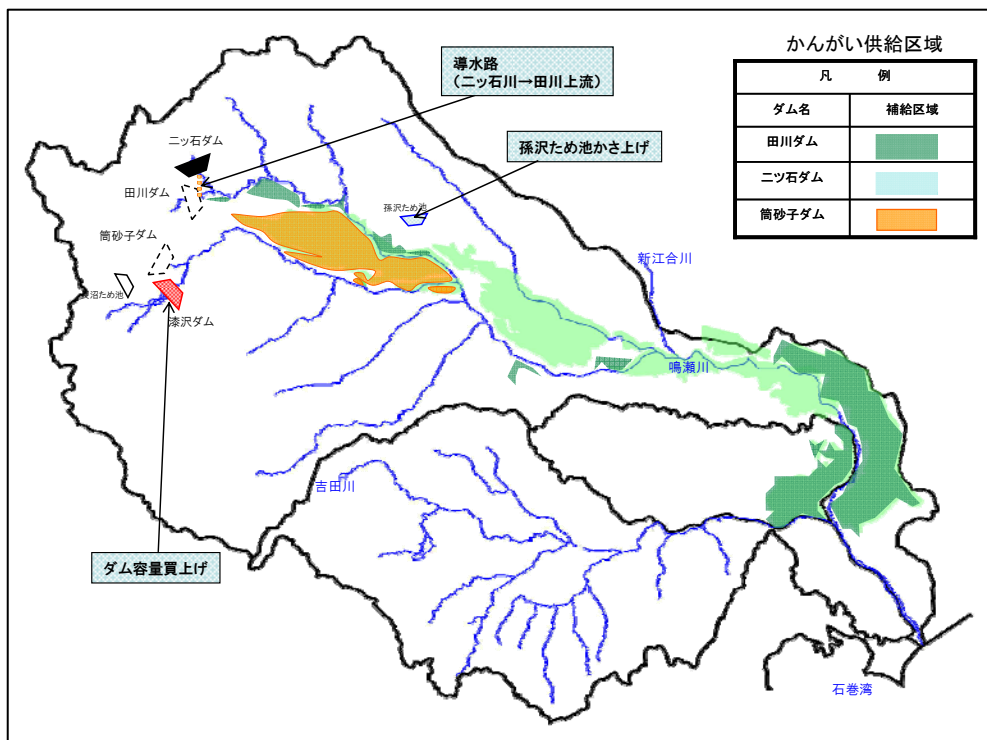
【利水専用ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案: ケース 18 利水専用ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ]

(漆沢ダム洪水調節容量買い上げ+孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

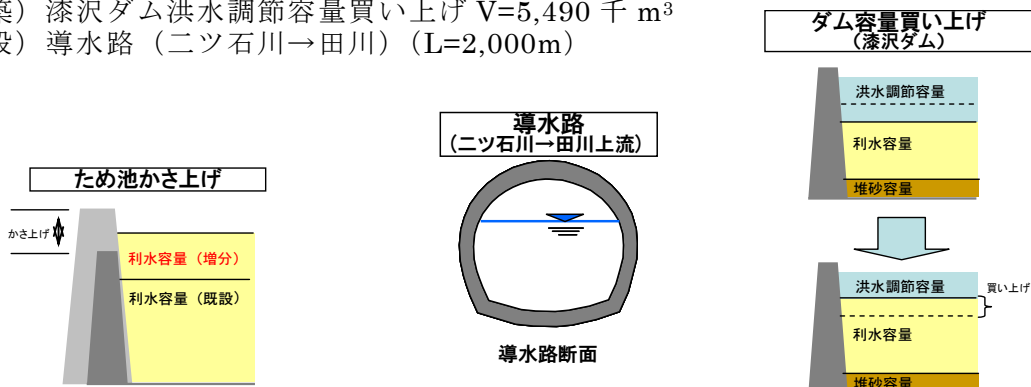
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「ため池 [かさ上げ]」、「他用途ダム容量買い上げ」の順に組合せを検討し、不足する容量は「利水専用ダム」で確保することを検討する。
- 孫沢ため池をかさ上げして 2,340 千 m³ を確保する。
- 既設漆沢ダム洪水調節容量を買い上げし、5,490 千 m³ を確保する。
- 漆沢ダム洪水調節容量の買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道掘削を行う。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 漆沢ダム洪水調節容量買い上げ V=5,490 千 m³
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)

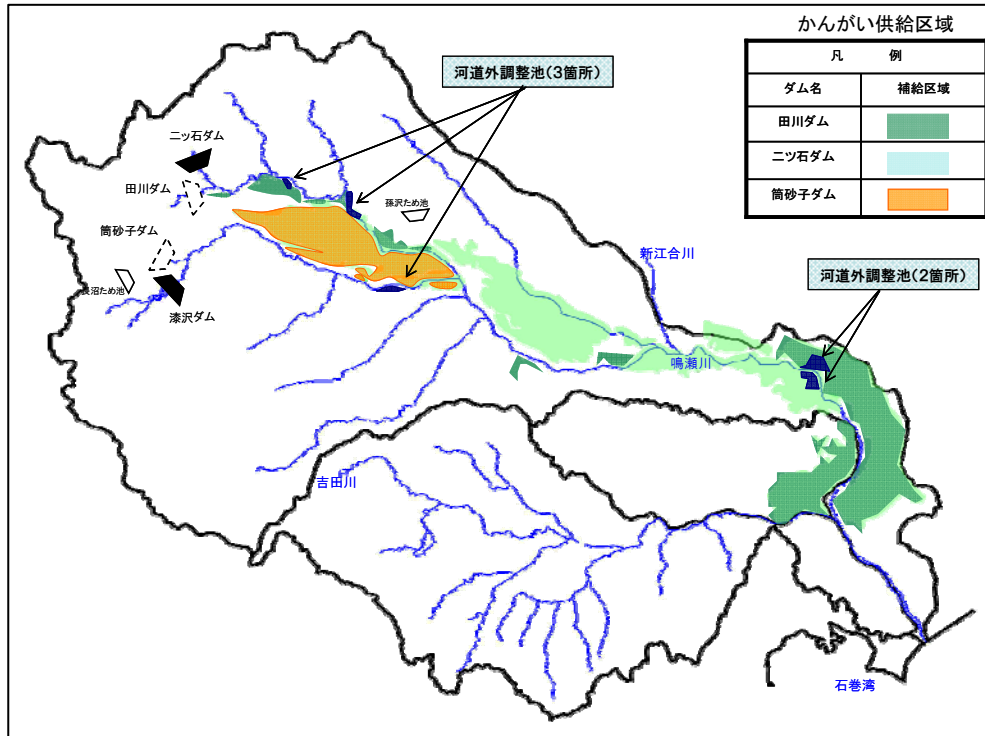


【利水専用ダムを中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 19 利水専用ダム＋河道外調整池
(河道外調整池)

【対策案の概要】

- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外調整池」との組合せを検討し、不足する容量は「利水専用ダム」で確保することを検討する。
- 「河道外調整池」を新設して 7,830 千 m³ を確保する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

(新設) 河道外調整池 V=7,830 千 m³ (N=5 箇所)



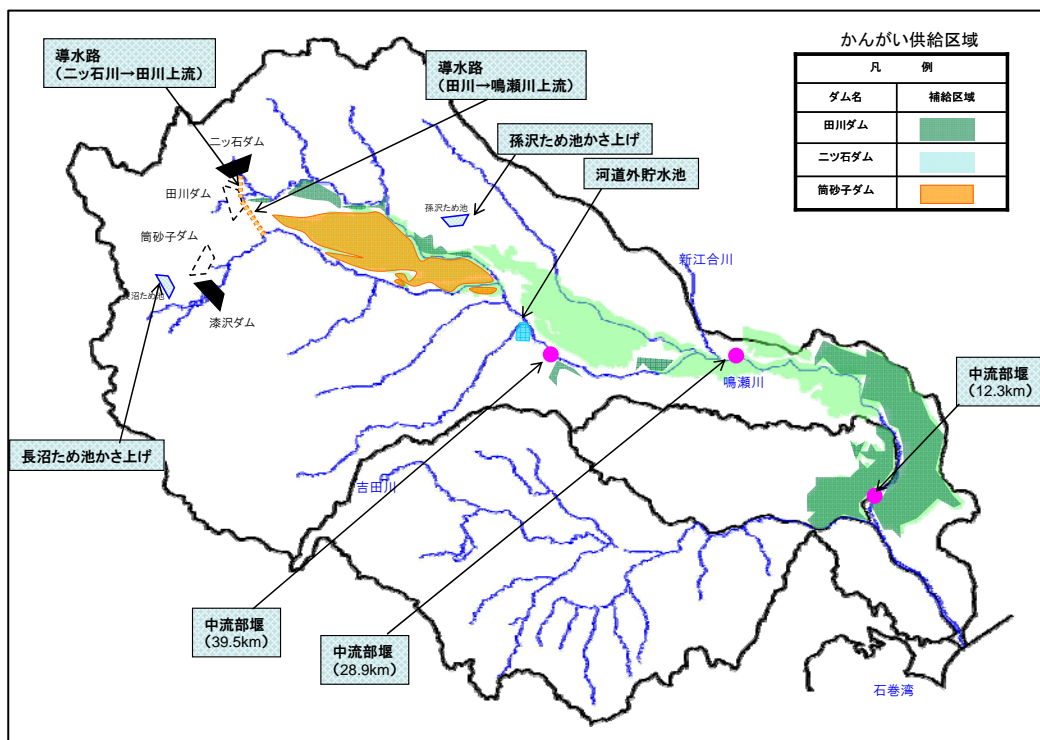
【中流部堰を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 20 中流部堰＋河道外貯水池＋ため池 [かさ上げ]

(中流部堰＋河道外貯水池＋孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

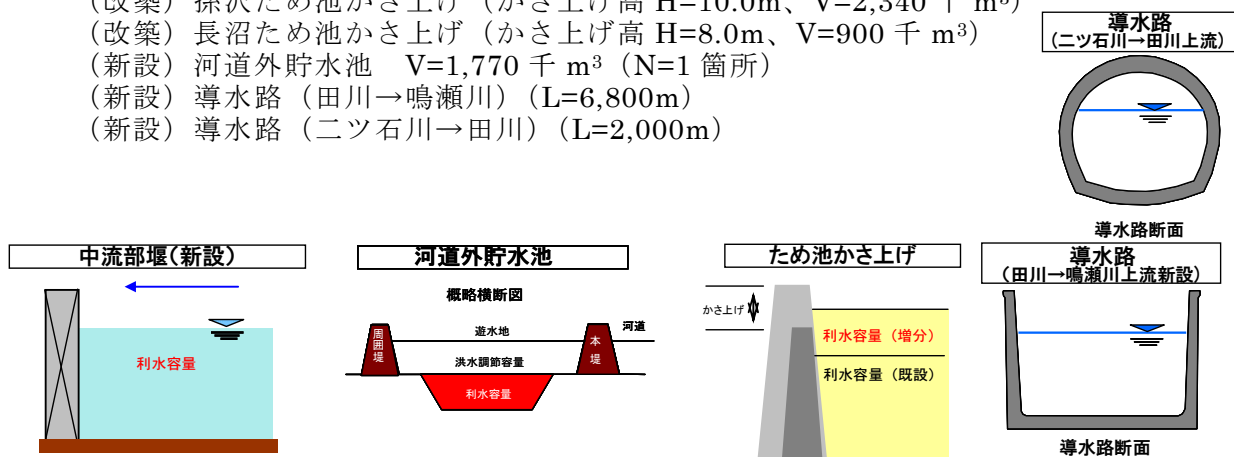
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「ため池 [かさ上げ]」、「河道外貯水池」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,820 千 m³ を確保する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³ (2,340 千 m³ + 900 千 m³) を確保する。
- 河道外調整池を新設して 1,770 千 m³ を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設し、筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 中流部堰 V=2,820 千 m³ (N=3 基)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (新設) 河道外貯水池 V=1,770 千 m³ (N=1 箇所)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



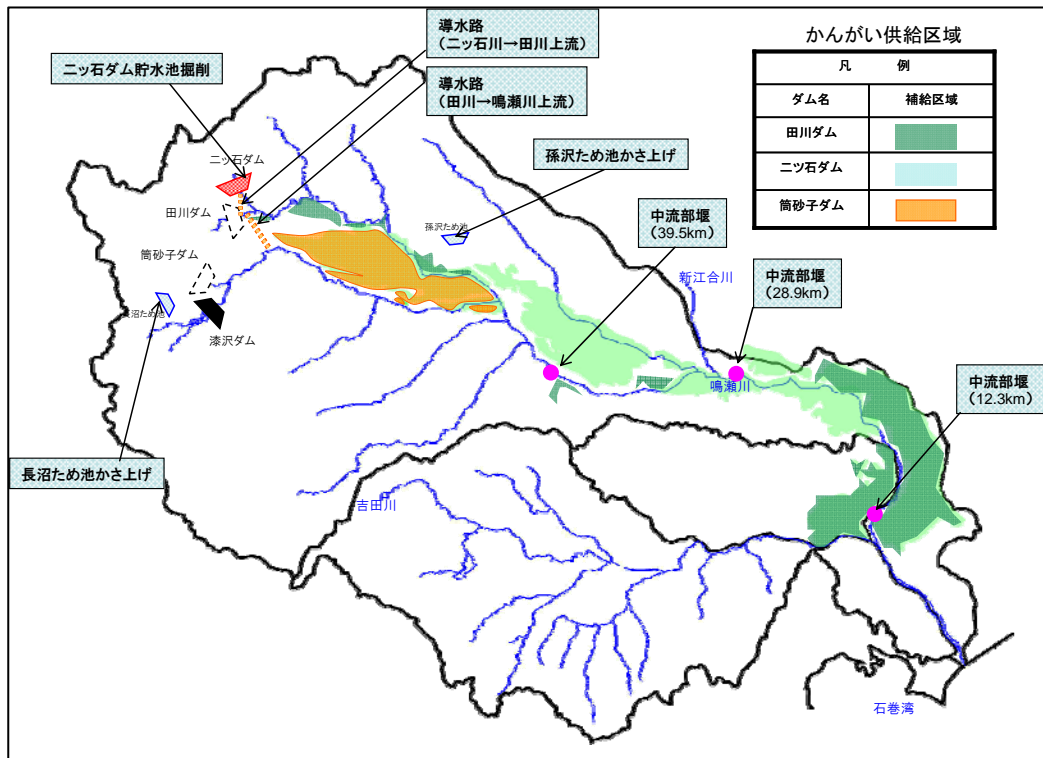
【中流部堰を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 21 中流部堰＋ダム再開発＋ため池 [かさ上げ]

(中流部堰＋二ツ石ダム貯水池掘削＋孫沢及び長沼ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「ため池 [かさ上げ]」、「ダム再開発」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,820 千 m³ を確保する。
- 孫沢ため池及び長沼ため池をかさ上げして 3,240 千 m³ (2,340 千 m³ + 900 千 m³) を確保する。
- 「ダム再開発」は、既設二ツ石ダムの貯水池内を掘削して 1,770 千 m³ を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設し、筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。

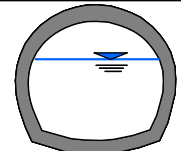


※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

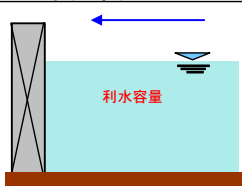
- (新設) 中流部堰 V=2,820 千 m³ (N=3 基)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 長沼ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=8.0m、V=900 千 m³)
- (改築) 二ツ石ダム貯水池掘削 V=1,770 千 m³
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)

導水路 (二ツ石川→田川上流)

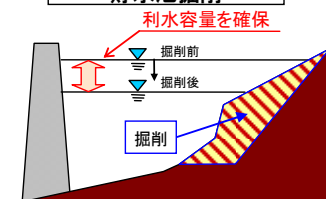


導水路断面

中流部堰(新設)



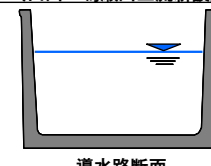
貯水池掘削



ため池かさ上げ



導水路 (田川→鳴瀬川上流新設)



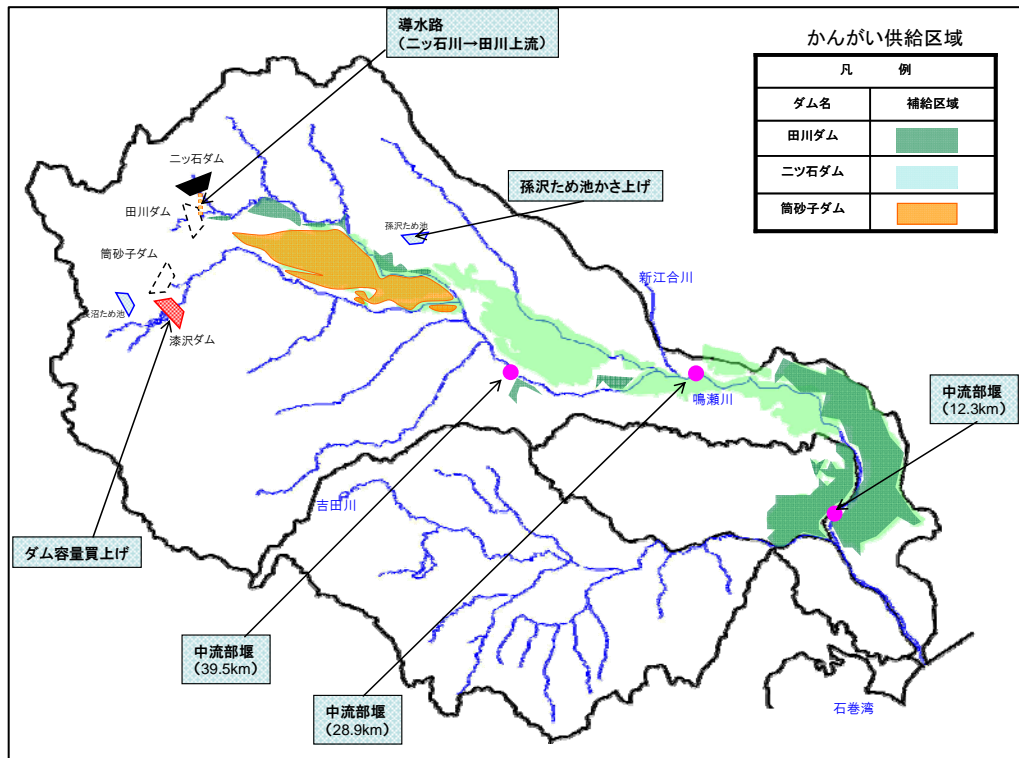
導水路断面

【中流部堰を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 22 中流部堰＋河道外貯水＋他用途ダム容量買い上げ＋
ため池 [かさ上げ] (中流部堰＋漆沢ダム洪水調節容量買い上げ＋孫沢ため池かさ上げ)

【対策案の概要】

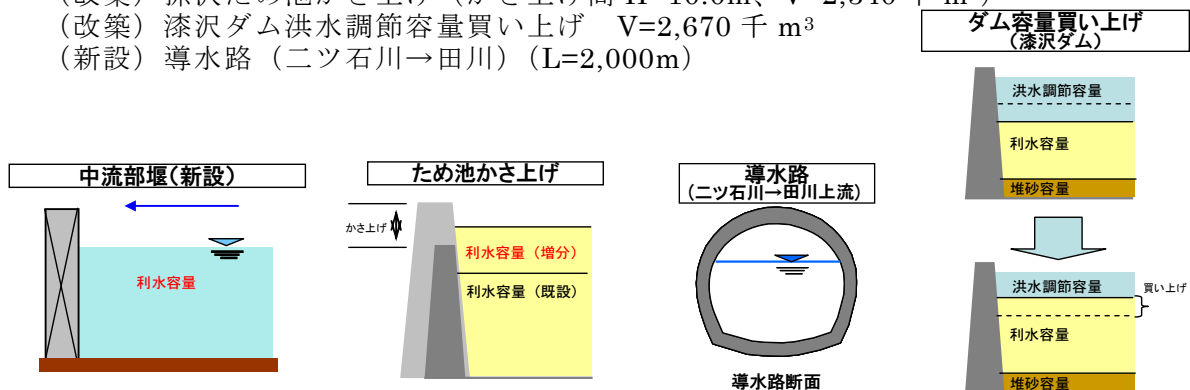
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、「ため池 [かさ上げ]」、「他用途ダム容量買い上げ」、「河道外貯水池」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,820 千 m³ を確保する。
- 孫沢ため池をかさ上げて 2,340 千 m³ を確保する。
- 既設漆沢ダム洪水調節容量を買い上げし、2,670 千 m³ を確保する。
- 漆沢ダム洪水調節容量の買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道掘削を行う。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
※対策箇所や数量については平成 22 年度時点ののものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 中流部堰 V=2,820 千 m³ (N=3 基)
- (改築) 孫沢ため池かさ上げ (かさ上げ高 H=10.0m、V=2,340 千 m³)
- (改築) 漆沢ダム洪水調節容量買い上げ V=2,670 千 m³
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)



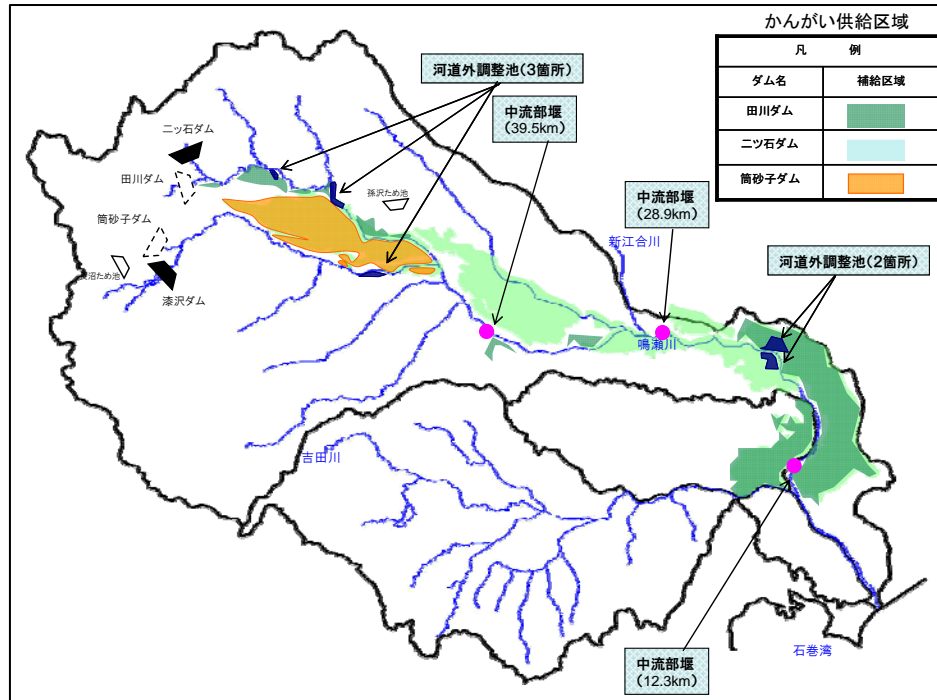
【中流部堰を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 23 中流部堰＋河道外調整池＋ため池 [かさ上げ]

(中流部堰＋河道外調整池)

【対策案の概要】

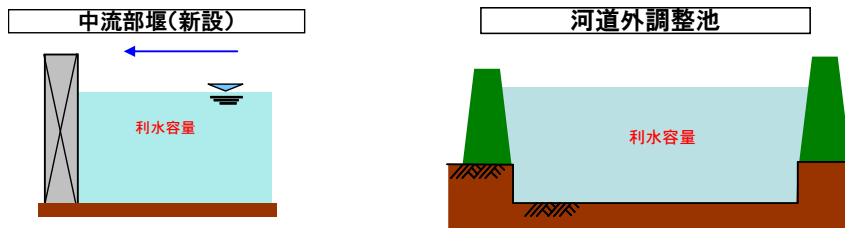
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「中流部堰」、
「河道外調整池」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討する。
- 中流部堰を新設して 2,820 千 m³を確保する。
- 河道外調整池を新設して 5,010 千 m³を確保する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 中流部堰 V=2,820 千 m³ (N=3 基)
- (新設) 河道外調整池 V=5,010 千 m³ (N=5 箇所)



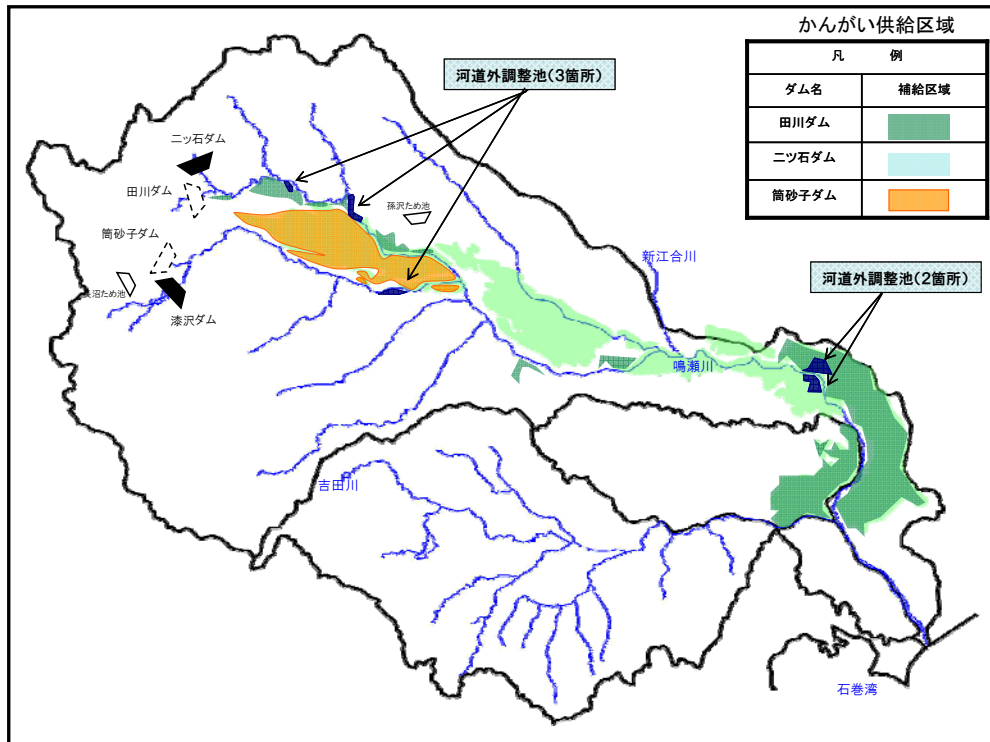
【河道外貯留施設を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 24 河道外貯水池＋河道外調整池＋ため池 [かさ上げ]

(河道外調整池)

【対策案の概要】

- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外調整池」、「ため池 [かさ上げ]」、「河道外貯水池」の順に組合せを検討する。
- 「河道外調整池」を新設して 7,830 千 m³ を確保する。
- 結果ケース 19 と同じ。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

(新設) 河道外調整池 V=7,830 千 m³ (N=5 箇所)



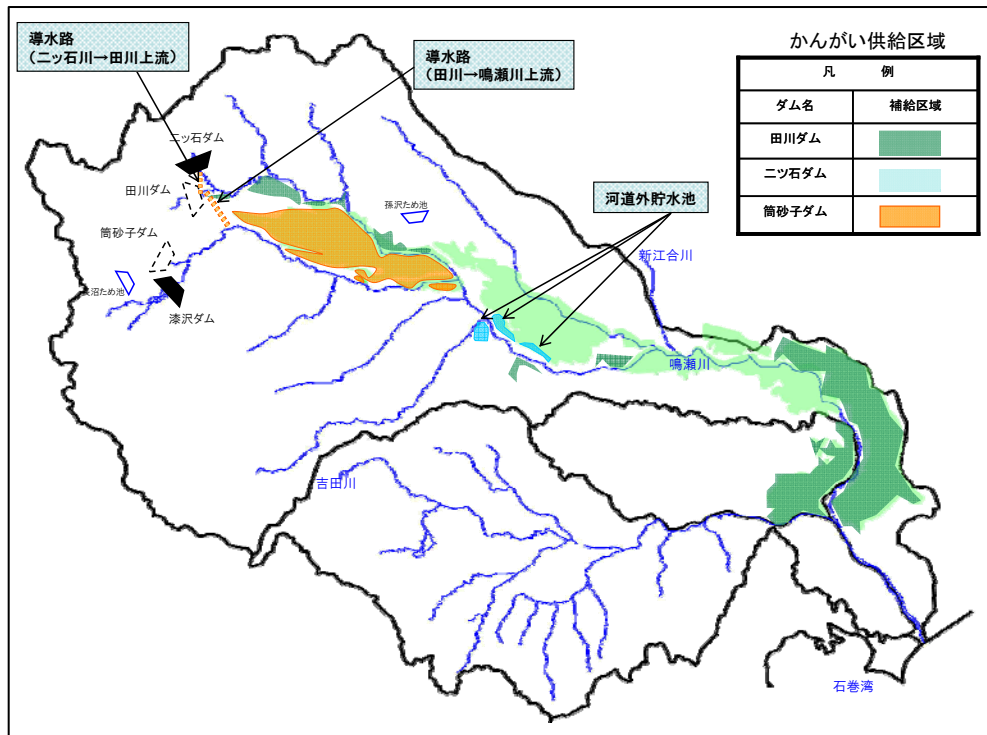
【河道外貯留施設を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 25 河道外貯水池+ため池 [かさ上げ]

(河道外貯水池)

【対策案の概要】

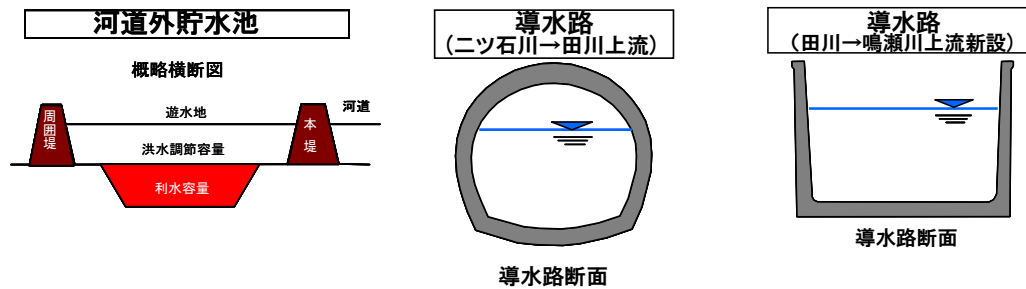
- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外貯水池」、「ため池 [かさ上げ]」の順に組合せを検討する。
- 河道外貯水池を新設して 7,830 千 m³ を確保する。
- 田川ダム供給区域に補給するため、二ツ石川から田川へ導水路を新設し、筒砂子ダム供給区域に補給するため、田川から鳴瀬川へ導水路を新設する。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
 ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

- (新設) 河道外貯水池 V=7,830 千 m³ (N=3 箇所)
- (新設) 導水路 (田川→鳴瀬川) (L=6,800m)
- (新設) 導水路 (二ツ石川→田川) (L=2,000m)

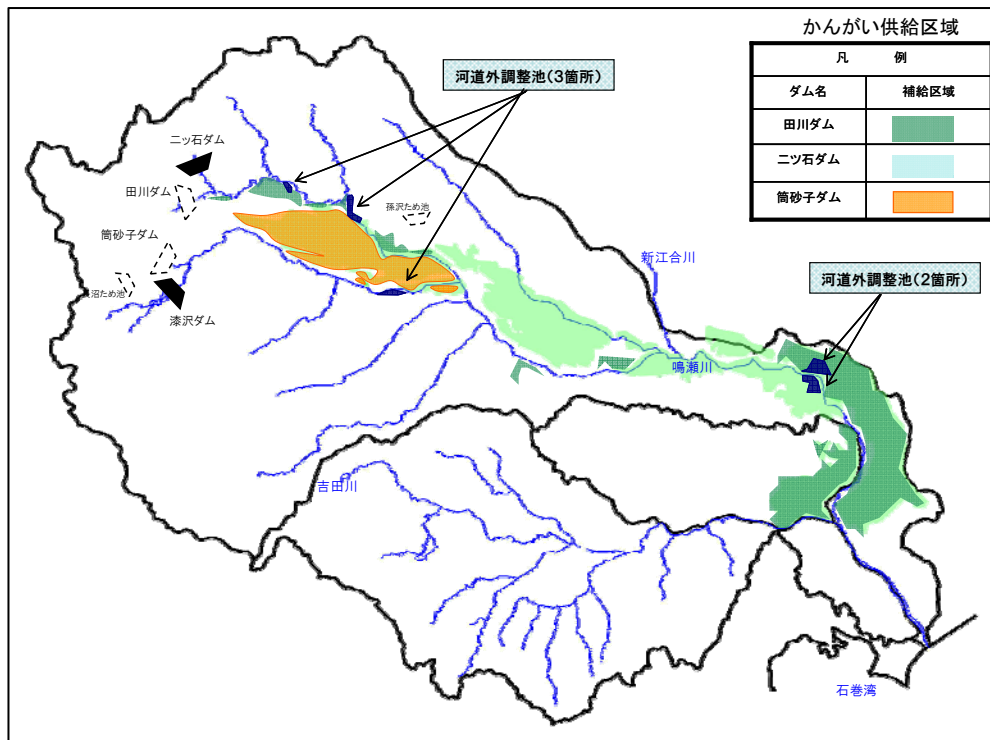


【河道外貯留施設を中心とした組合せ】

新規利水対策案：ケース 26 河道外調整池＋中流部堰＋他用途ダム容量買い上げ＋
ため池 [かさ上げ] (河道外調整池)

【対策案の概要】

- 田川ダム及び筒砂子ダムを代替する施設はコスト面で優位となる「河道外調整池」、「中流部堰」、「ため池 [かさ上げ]」、「他用途ダム容量買い上げ」の順に組合せを検討する。
- 河道外調整池を新設して 7,830 千 m³ を確保する。
- 結果ケース 19 (ケース 24) と同じ。



※新規利水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない
※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【施設諸元】

(新設) 河道外調整池 V=7,830 千 m³ (N=5 箇所)



4.4.5 概略評価による新規利水対策案の抽出

(1) 概略評価による新規利水対策案抽出の考え方

4.4.4 で立案した 25 の新規利水対策案について、検証要領細目に示されている「② 概略評価による治水対策案の抽出」（以下参照）を準用し概略評価を行い、現計画以外の新規利水対策案を抽出した。

抽出結果を次頁の表 4-33 に示す。

【参考：検証要領細目より抜粋】

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1) に定める手法で治水対策案を除いたり（棄却）、2) に定める手法で治水対策案を抽出したり（代表化）することによって、2～5 案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価（この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない）すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不相当と考えられ結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

イ) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案

ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案

ハ) コストが極めて高いと考えられる案 等

なお、この段階において不相当とする治水対策案については、不相当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化して示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

表 4-33 概略評価による抽出結果

| 分類 | 検討ケース | 実施内容 | 概略評価による抽出 | | |
|------------------------|--|--------------------------------------|-------------|----|-----------------------------|
| | | | 事業費 (億円) | 判定 | 不適当と考えられる評価軸とその内容 |
| 現計画 | ケース1 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム+筒砂子ダム | 330 | | |
| I. 田川ダムによる組合せ | ケース2 田川ダム+ため池[かさ上げ] | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ | 400 | × | -コスト ・ケース3よりもコストが高い。 |
| | ケース3 田川ダムかさ上げ | 田川ダムかさ上げ | 310 | ○ | |
| II. 筒砂子ダムによる組合せ | ケース4 筒砂子ダム+ため池[かさ上げ] | 筒砂子ダムかさ上げ+長沼及び孫沢ため池かさ上げ | 500 | × | -コスト ・ケース5よりもコストが高い。 |
| | ケース5 筒砂子ダムかさ上げ | 筒砂子ダムかさ上げ | 260 | ○ | |
| III. 田川ダムを中心とした組合せ | ケース6 田川ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池[かさ上げ] | 田川ダム+中流部堰 | 350 | ○ | |
| | ケース7 田川ダム+ダム再開発+ため池[かさ上げ] | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ | 400 | ○ | |
| | ケース8 田川ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ] | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ | 400 | - | -その他 ・ケース7と同じ対策内容で重複。 |
| | ケース9 田川ダム+河道外調整池+ため池[かさ上げ] | 田川ダム+河道外調整池 | 390 | ○ | |
| IV. 筒砂子ダムを中心とした組合せ | ケース10 筒砂子ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池[かさ上げ] | 筒砂子ダム+中流部堰+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 450 | ○ | |
| | ケース11 筒砂子ダム+ダム再開発+ため池[かさ上げ] | 筒砂子ダム+二ツ石ダム及び漆沢ダム貯水池掘削+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 1,310 | × | -コスト ・ケース10,13よりもコストが高い。 |
| | ケース12 筒砂子ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ] | 筒砂子ダム+漆沢ダム洪水調節容量買い上げ+孫沢ため池かさ上げ | 570 | × | -コスト ・ケース10,13よりもコストが高い。 |
| | ケース13 筒砂子ダム+河道外調整池+ため池[かさ上げ] | 筒砂子ダム+河道外調整池 | 400 | ○ | |
| V. 利水専用ダムによる組合せ | ケース14 利水専用ダム | 利水専用ダム | 430 | ○ | |
| VI. 利水専用ダムを中心とした組合せ | ケース15 利水専用ダム+中流部堰+ため池[かさ上げ] | 利水専用ダム+中流部堰+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 770 | × | -コスト ・ケース18よりもコストが高い。 |
| | ケース16 利水専用ダム+河道外貯水池+ため池[かさ上げ] | 河道外貯水池+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 1,460 | × | -コスト ・ケース18よりもコストが高い。 |
| | ケース17 利水専用ダム+ダム再開発+ため池[かさ上げ] | 利水専用ダム+漆沢及び二ツ石ダム貯水池掘削+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 2,200 | × | -コスト ・ケース18よりもコストが高い。 |
| | ケース18 利水専用ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ] | 漆沢ダム洪水調節容量買い上げ+孫沢ため池かさ上げ | 700 | ○ | |
| | ケース19 利水専用ダム+河道外調整池 | 河道外調整池 | 460 | - | -その他 ・ケース24と同じ対策内容で重複。 |
| VII. 中流部堰を中心とした組合せ | ケース20 中流部堰+河道外貯水池+ため池[かさ上げ] | 中流部堰+河道外貯水池+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 900 | × | -コスト ・ケース23よりもコストが高い。 |
| | ケース21 中流部堰+ダム再開発+ため池[かさ上げ] | 中流部堰+二ツ石ダム貯水池掘削+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | 1,060 | × | -コスト ・ケース23よりもコストが高い。 |
| | ケース22 中流部堰+河道外貯水池+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ] | 中流部堰+漆沢ダム洪水調節容量買い上げ+孫沢ため池かさ上げ | 590 | × | -コスト ・ケース23よりもコストが高い。 |
| | ケース23 中流部堰+河道外調整池+ため池[かさ上げ] | 中流部堰+河道外調整池 | 450 | ○ | |
| VIII. 河道外貯留施設を中心とした組合せ | ケース24 河道外貯水池+河道外調整池+ため池[かさ上げ] | 河道外調整池 | 460 | ○ | |
| | ケース25 河道外貯水池+ため池[かさ上げ] | 河道外貯水池 | 2,040 | × | -コスト ・ケース24,26よりもコストが高い。 |
| | ケース26 河道外調整池+中流部堰+他用途ダム容量買い上げ+ため池[かさ上げ] | 河道外調整池 | 460 | - | -その他 ・ケース24と同じ対策内容で重複。 |

4.4.6 利水参画予定者等への意見聴取結果

(1) 利水対策案に対する意見聴取

概略評価により抽出した新規利水対策案について、利水参画予定者等に対して意見聴取を行った。

(2) 利水対策案に対する意見聴取先

利水対策案について、以下の利水参画（予定）者、関係河川使用者（利水対策案に関係する施設の管理者や関係者）及び利水対策案を構成する施設が所在する関係自治体に対して意見聴取を行った。

表 4-34 利水対策案意見聴取先一覧

| | 東北農政局 農林水産省 | 宮城県 | 宮城県企業局 | 石巻市 | 東松島市 | 大崎市 | 松島町 | 色麻町 | 加美町 | 涌谷町 | 美里町 | 東北電力(株) |
|----------------------|----------------|-----|--------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| ①利水参画(予定)者 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| ②対策案に関する 主な河川使用者 | | | ● | | | ● | ● | | | | ● | ● |
| ③構成員及び対策案 に関する自治体 | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

(3) 利水対策案に対する意見聴取結果

意見聴取の結果を以下に示す。

1) 東北農政局

- ・ 当地域は、従来からの農業用水不足を解消するため、鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業計画における水源開発を見込んだ上で、既に地元の合意形成に基づいた国営鳴瀬川農業水利事業及びその付帯関連事業を実施し必要な施設設備を完成させている。現在、土地改良区等が施設管理を行っているところであり、地域の利水者は早期の安定水源の確保について、強く待ち望んでいるのが実情である。こうした当地域の経緯を踏まえ、必要水量の安定的確保と水源開発事業の早期完了について強く要請するものである。
- ・ 利水対策案の検討にあたっては、水源開発事業の実現可能性・確実性について重要な評価要素として頂きたい。
- ・ 利水者にとって、施設の建設及び管理に係る経済的負担は重大な関心事項である。特に、受益農家に追加的な負担を求めることは極めて困難な状況である。したがって、新規利水の観点からの検討にあたっては、建設事業の経済性ととともに、利水者の建設及び管理に係る負担についても十分留意しつつ、新たな負担が発生しないような検討をお願いしたい。
- ・ 当地域では農業用水の利用にあたって、国営事業並びに付帯関連事業の実施を通じて形成されてきた水利慣行・水利秩序の下で流域全体の利水システムが適切に機能している状態である。したがって、新規利水の観点からの検討にあたっては、こうした地域社会に定着している利水システムに極力影響を与えないよう十分検討願いたい。
- ・ なお、地元土地改良区に新規利水の検討内容を説明した際に聴取した意見・要望等は、添付のとおり切実かつ多様であり、今後の検討を進める際にも利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いする。

2) 宮城県

- ・ 当地域は、従来からの農業用水の不足を解消するため、鳴瀬川総合開発事業（田川ダム）及び筒砂子ダム建設事業計画における水源開発を見込んだうえで、既に地元の合意形成に基づいた国営鳴瀬川農業水利事業及びその付帯関連事業を実施し必要な施設設備を完成させている。現在、これらの施設は土地改良区等が管理を行っているところであり、地域の利水者は必要水量の安定的確保について強く待ち望んでいるのが実情である。こうした当地域の経緯を踏まえ、安定水源の確保の為に水源開発事業の早期完成について強く要請するものである。
- ・ 利水対策案の検討にあたっては、水源開発事業の実現可能性・確実性について重要な評価要素として頂きたい。
- ・ 利水者にとって、施設の建設及び管理に係る経済的負担は重大な関心事項である。特に、受益農家に追加的な負担を求めることは極めて困難な状況である。したがって、新規利水の観点からの検討にあたっては、建設事業の経済性ととともに、建設及び管理に係る利水者の負担についても十分留意しつつ、新たな負担が発生しないような検討をお願いしたい。
- ・ 当地域では農業用水の利用にあたって、国営鳴瀬川農業水利事業並びに付帯関連事業の実

施を通じて形成された水利慣行・水利秩序の下で流域全体の利水システムが機能している状態にある。したがって、新規利水の観点からの検討にあたっては、こうした地域社会に定着している利水システムに影響を与えないよう十分検討願いたい。

- 平成 22 年 12 月 20 日付農村第 445 号で回答したとおり、国営鳴瀬川農業水利事業は、両ダム建設を見込んで平成 21 年度で全ての農業水利施設の工事を完了しており、河道外調整池、中流部堰新築等、ダム建設以外の代替案の実施にあたっては既存水利施設の改築又は追加工事が必要となるほか、農地への影響も考えられ、かつ相当の費用及び期間が必要であると思慮されるため検討に当たっては十分留意されたい。

【参考】

- なお、地元土地改良区に新規利水の対策案についての検討内容を説明した際に聴取した意見・要望等は添付のとおり切実及び多様であり、今後の検討を進める際にも利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いしたい。

(添付) 地元土地改良区の意見・要望

- 田川ダム及び筒砂子ダムの早期完成により鳴瀬川、田川の渇水状態を解消してほしい。
- 鳴瀬川上流の 4 ダムは治水・利水上必要不可欠である。利水面から田川ダム及び筒砂子ダムを早期に建設し計画用水を確保することにより、農家に安定的な営農基盤を提供してほしい。
- 農地を遊水地としてダムの代替施設とすれば反対運動が起き、莫大な補償が生じる。
- ため池は流域が狭いので嵩上げしても利用度が上がるか疑問である。
- ダム建設はコスト縮減を図るため発電機能を考慮してはどうか。
- 今回の代替案は机上のプランが多いので、現実的な 2 案くらいに絞ってほしい。
- 調整池は造成後に廃止した事例を聞いているし、ゴムシート工は不可能、高水位を貯留するため地元から反対が出る。
- 田川ダムを建設しない場合は、二ツ石堰上流の田川へ注水する施設を建設してほしい。
- 両ダムは、農業用水の確保はもちろん治水対策面でも排水対策上から必要である。
- 治水ダムに利水を乗せて、農家負担のない形でダムを造ってほしい。
- 田川ダム及び筒砂子ダムの治水・利水機能を一ヶ所に集約出来るのであればその方がよい。
- 中流部堰や調整池を新たに造れば、ダムを造るより経費が掛かるのではないか。
- 国営鳴瀬川農業水利事業が完了した時点で新たな水利権が取得できると思っていたが、どの程度のダムを造れば新たな水利権が取得できるのか。田川ダムが完成するまで実証調査用水の更新期間を長くして欲しい。
- 鳴瀬川には治水・利水の面からダムが必要と云うことで進めてきたので、早急にダム建設の方向で結論を出してほしい。

3) 大崎市

- 現計画ダムからの用水補給を前提とした国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区）が既に完成し事業負担金の補償も開始されており、「ダム以外の方策を中心とした組合せ」はあり得ないと考えます。

- ・ 震災を経験し、再生可能エネルギー開発の可能性を含めた検討が必要と考えます。
- ・ 震災の影響により、この地域の利水対策と治水対策の必要性及び緊急性はますます高くなっており、早く対応方針を決定し早期に事業を実施していただきたい。

4) 松島町

- ・ 今回、提示のあった利水対策案については、新たな協議等に時間を要すると考えられ、これまでの経過等踏まえ、早期実現のため現計画通りとされるよう要望いたします。
- ・ また、水道事業において二子屋浄水場で鳴瀬川から取水しており、重要な水源となっていることから、安定した水利利用の継続を望むものであります。

5) 美里町

- ・ 本事業については、長い歴史の中で関係する地域の多くの方々から切望された事業であり、早期に完成することが最も重要なことであります。
- ・ このたびの、未曾有の大震災でこれまでの原子力を中心としたエネルギー政策では決して安全安心は確保されないことが露呈し、エネルギー政策を根幹から見直す必要性に迫られる中で、自然エネルギーの活用が不可欠であります。その一翼を担うのが治水・利水を複合的に活用できるダムであり、更に多角的な視点からの検証が必要と考えます。
- ・ 悠久の鳴瀬・江合の2本の川の流域にある本町にとっては有史以来、水との闘いであり、共生でありました。その多くの苦難から開放されることこそ安全・安心な町づくりに直結するものであることから現計画を基本とした事業促進を望むものであります。

6) 宮城県公営企業管理者

- ・ 宮城県企業局が有する水利権について、現状の「水量」及び「水質」が十分確保できる計画を検討されたい。
- ・ ダム新設又は既設漆沢ダムの治水・利水容量の見直しに伴う改築が必要となっても、建設負担金について宮城県企業局が支払うことなく、また、ダム管理負担金について宮城県企業局が支払う金額が漆沢ダム管理負担金の現行水準を超えることの無い計画を検討されたい。

7) 東北電力（株）

- ・ 鳴瀬川総合開発事業（田川ダム）及び筒砂子ダム建設事業の利水対策案について、検討資料（平成23年7月26日付 国土交通省東北地方整備局・宮城県作成「複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の概略評価について」）を確認させていただきましたが、これら資料の範囲内におきましては、既存（漆沢、門沢）発電所に関する案件は無いものと判断されますので、現段階の概略評価に対しましては、特段の意見はございません。
- ・ 利水対策案の検討の結果、採択された具体的な対策等の計画・実施に当たりましては、当社としても既存（漆沢、門沢）発電所に対する影響等につきまして、事前に検討する必要がございますので、計画等が確定される前にご協議をさせていただきたくよろしく願います。

いたします。なお、採択された具体的な対策につきまして、既存（漆沢、門沢）発電所の設備および運用に影響を及ぼすことがある場合においては、事前に補償措置等について協議をさせていただきたくお願いいたします。

8) 石巻市

- ・ 鳴瀬川水系の早期の治水及び利水対策が求められており、そのため最も早期に実現可能な対策案が適当であると考えております。
- ・ 今年も東北各地にて洪水や渇水被害が発生しておりますが、流域住民の早期安寧のためにも当検討の早期決定と事業の早期着手を宜しくお願いいたします。

9) 東松島市

- ・ 東日本大震災を受け、鳴瀬川の河口は地盤沈下等で安全度が低下しており、検証作業を速やかに進め、整備計画どおりに急いで整備をする必要があります。
- ・ 鳴瀬川の流域、鳴瀬川の機能、役割について整備の必要性への期待が高まっています。現在の整備計画をさらにステップアップ、機能アップができるような方針を出していただき、既存のダムとの役割分担や機能分担、新たな付加価値も含めた、あり方を出していただきたい。
- ・ 利水対策の面はもちろんのこと、治水対策の面からも早期完成をお願いします。

10) 色麻町

- ・ 本町にとってはあまりメリット感がないが、圃場整備された下流地域にとっては、2つのダムが利水対策として、整備されているので死活問題である。
- ・ 検証に係る検討を進めて来たが、時間と歳月だけが過ぎ現地の現状を把握しているのか。
- ・ 当初計画されたダム建設が第一と考える。
- ・ 鳴瀬川上流部の既存ダムと田川ダム・筒砂子ダムを建設し併用することにより正常な機能維持が図られるのではないか。そのためには、早急にダム建設へ取り組んでほしい。

11) 加美町

- ・ このことについて、今後の動向を見ながら対応したい。

12) 涌谷町

- ・ 鳴瀬川流域は、県内有数の稲作地帯であり、水田の基盤整備もほぼ完了しているが、近年の温暖化等の気候変動により夏場の小雨による渇水が大変危惧される。灌漑用水の確保が最重要と考えられる。
- ・ また、既存ダムの嵩上げ等利水対策案が多数提案されているが、費用対効果、工期等を勘案した場合、田川ダム、筒砂子ダムを早期完成させ、安定した供給と流水の正常な機能維持を図るべきである。

4.4.7 新規利水対策案の評価軸ごとの評価

(1) 評価軸ごとの評価を行う新規利水対策案の概要

概略評価により抽出された案と現計画を含む新規利水対策 12 案について、詳細な検討結果の概要を P4-169～P4-180 に示す。なお、新規利水対策案の名称は表 4-35 のように整理する。

表 4-35 新規利水対策案の名称

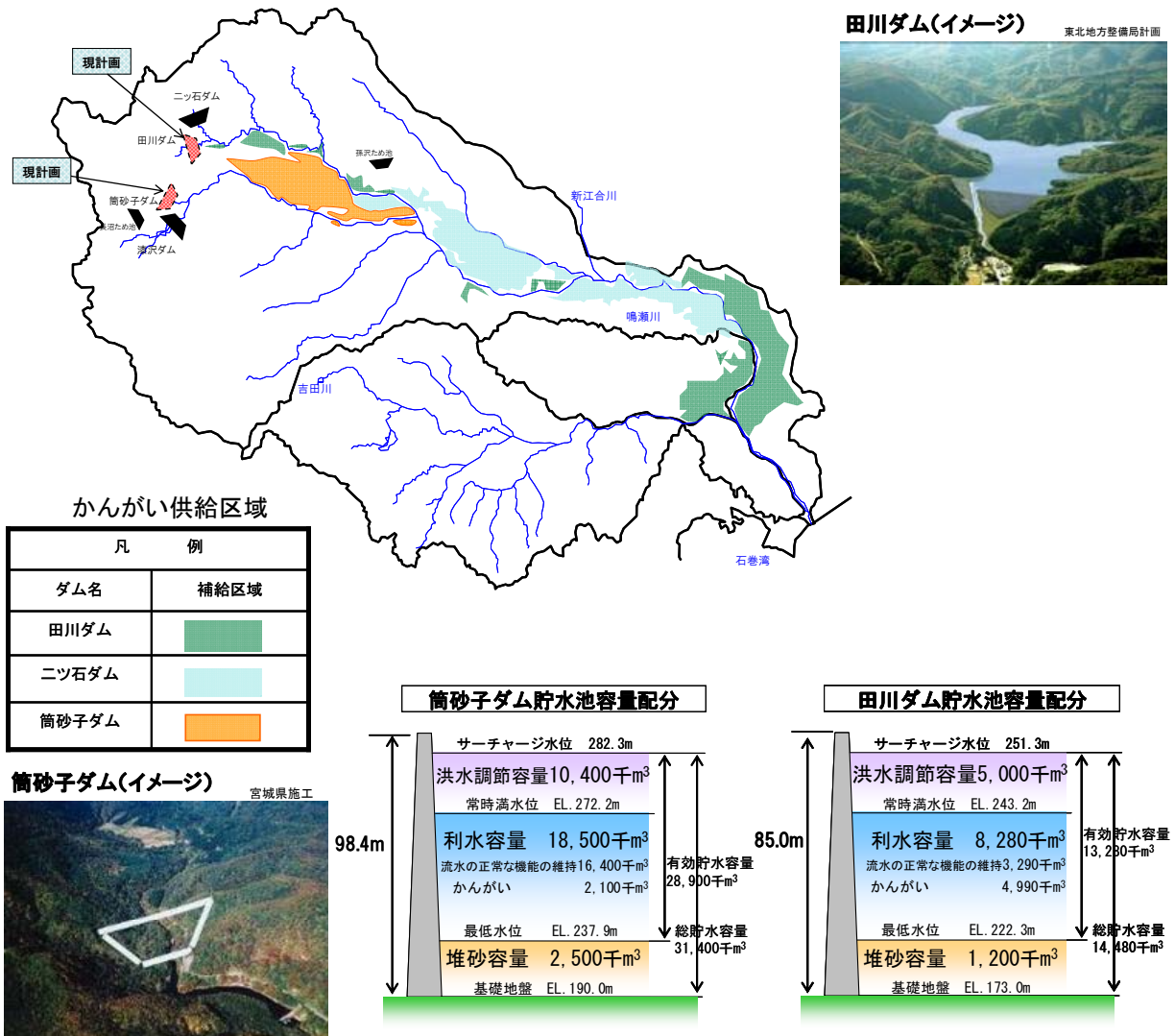
| 分類 | 概略評価で抽出した 新規利水対策案の名称 | 評価軸ごとの評価における 新規利水対策案の名称 |
|------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 現計画 | ケース 1 田川ダム+筒砂子ダム | ①田川ダムと筒砂子ダム案 |
| I. 田川ダムによる組合せ | ケース 3 田川ダムかさ上げ | ②田川ダム規模拡大案 |
| II. 筒砂子ダムによる組合せ | ケース 5 筒砂子ダムかさ上げ | ③筒砂子ダム規模拡大案 |
| III. 田川ダムを中心とした組合せ | ケース 6 田川ダム+中流部堰 | ④田川ダムと中流部堰案 |
| | ケース 7 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ | ⑤田川ダムとため池かさ上げ案 |
| | ケース 9 田川ダム+河道外調整池 | ⑥田川ダムと河道外調整池案 |
| IV. 筒砂子ダムを中心とした組合せ | ケース 10 筒砂子ダム+中流部堰+孫沢及び長沼ため池かさ上げ | ⑦筒砂子ダムとため池かさ上げ案 |
| | ケース 13 筒砂子ダム+河道外調整池 | ⑧筒砂子ダムと河道外調整池案 |
| V. 利水専用ダムによる組合せ | ケース 14 利水専用ダム | ⑨利水専用ダム案 |
| VI. 利水専用ダムを中心とした組合せ | ケース 18 漆沢ダム洪水調節容量買い上げ+孫沢ため池かさ上げ | ⑩漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案 |
| VII. 中流部堰を中心とした組合せ | ケース 23 中流部堰+河道外調整池 | ⑪中流部堰と河道外調整池案 |
| VIII. 河道外貯留施設を中心とした組合せ | ケース 24 河道外調整池 | ⑫河道外調整池案 |

※「水源林の保全」、「湧水調整の強化」、「節水対策」は全ての案を含む

①田川ダムと筒砂子ダム案

【新規利水対策案の概要】

- ・ 田川ダム、筒砂子ダムにより必要な開発量を確保する。
- ・ 必要な開発量は、田川ダムで4,990千m³、筒砂子ダムで2,100千m³を見込む。



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

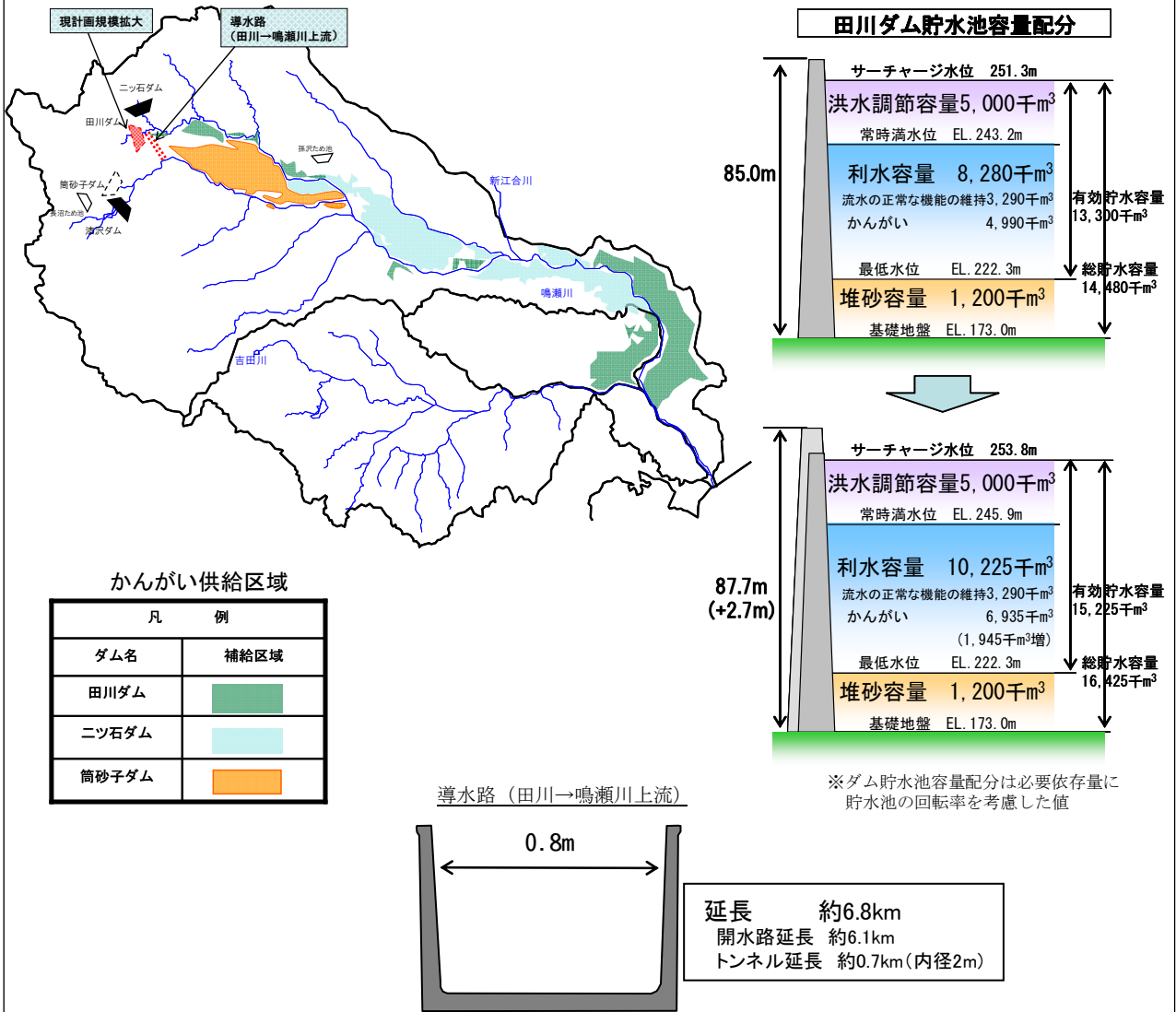
田川ダム、筒砂子ダムの諸元

| 施設名 | ダム形式 | ダム高 (m) | 堤頂長 (m) | 総貯水容量 (千m ³) | 湛水面積 (km ²) | 流域面積 (km ²) |
|-------|----------|---------|---------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 田川ダム | ロックフィルダム | 85.0 | 380 | 14,480 | 0.7 | 24.8 (間接流域 9.0 含む) |
| 筒砂子ダム | ロックフィルダム | 98.4 | 372 | 31,400 | 1.17 | 42.4 |

②田川ダム規模拡大案

【新規利水対策案の概要】

- 田川ダムを現計画規模以上に拡大して建設し、導水路で田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要な開発量を確保する。
- 必要な開発量は、田川ダムで6,935千m³を見込む。



かんがい供給区域

| 凡 | 例 |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

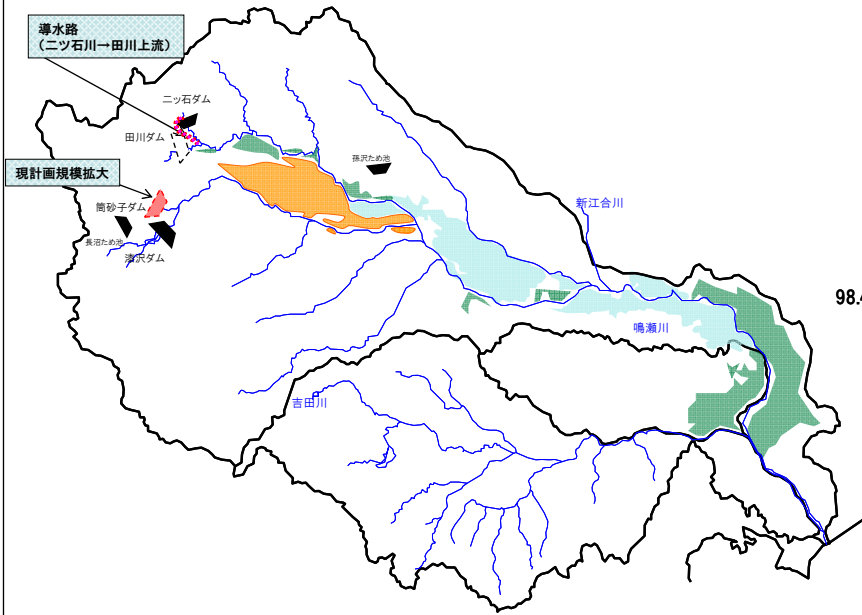
田川ダム規模拡大諸元

| 施設名 | ダム形式 | ダム高 (m) | 総貯水容量 (千m ³) |
|-------------|----------|---------|--------------------------|
| 田川ダム (規模拡大) | ロックフィルダム | 87.7 | 16,430 |

③筒砂子ダム規模拡大案

【新規利水対策案の概要】

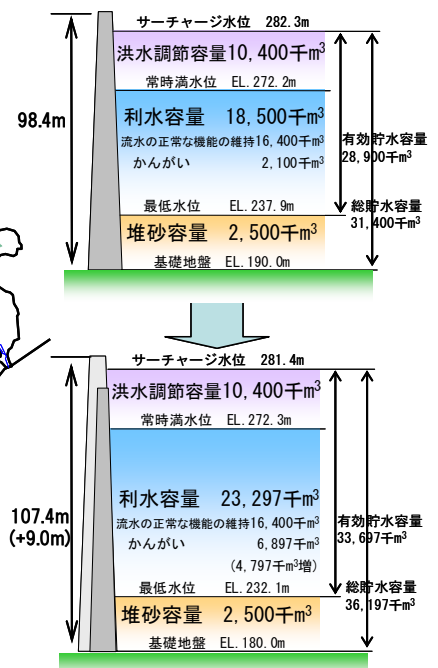
- 筒砂子ダムを現計画規模以上に拡大して建設し、導水路で二ツ石川から田川上流筋へ利水補給をすることにより、必要な開発量を確保する。
- 必要な開発量は、筒砂子ダムで6,897千m³を見込む。



かんがい供給区域

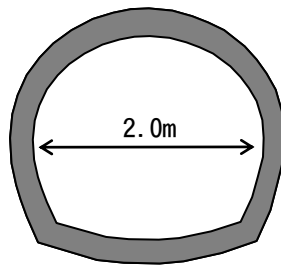
| 凡 例 | |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| 二ツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

筒砂子ダム貯水池容量配分



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

導水路 (二ツ石川→田川上流)



断面図

延長 約2.0km

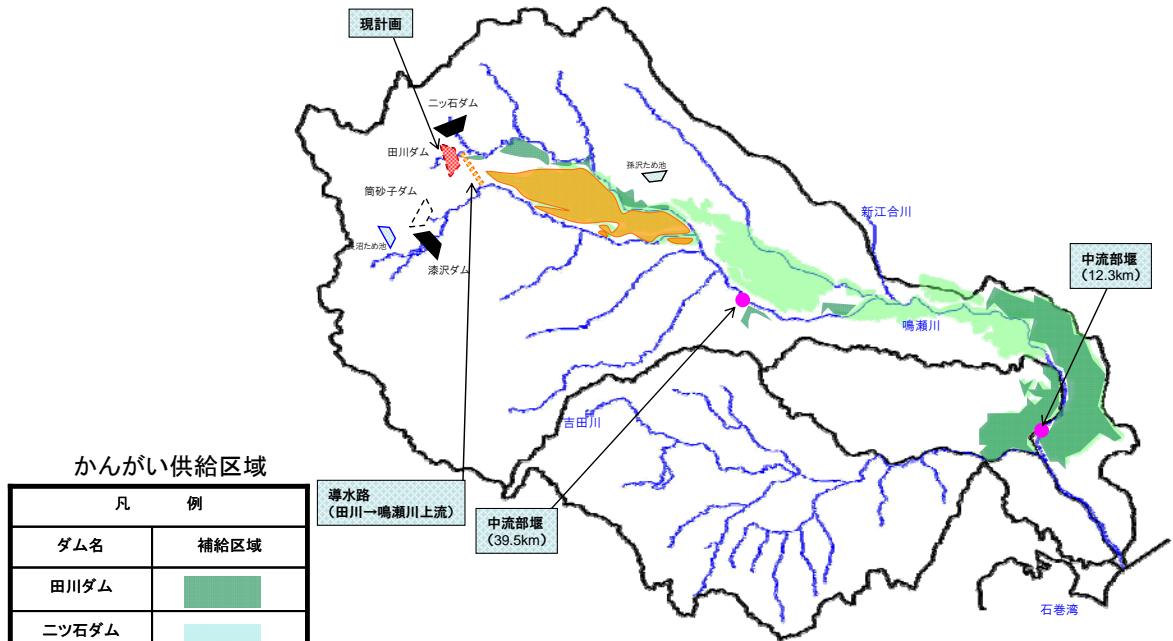
筒砂子ダム規模拡大諸元

| 施設名 | ダム形式 | ダム高 (m) | 総貯水容量 (千m ³) |
|--------------|----------|---------|--------------------------|
| 筒砂子ダム (規模拡大) | ロックフィルダム | 107.4 | 36,200 |

④田川ダムと中流部堰案

【新規利水対策案の概要】

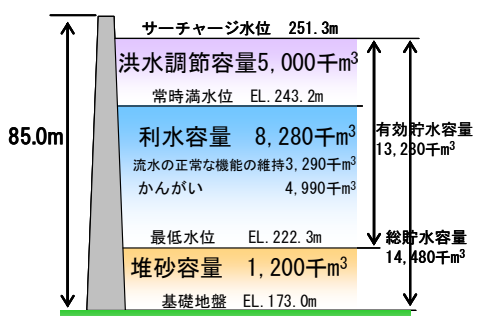
- 田川ダムと中流部堰を建設し、導水路で田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要量を確保する。
- 必要な開発量は、田川ダムで4,990千m³、中流部堰で2,130千m³を見込む。



かんがい供給区域

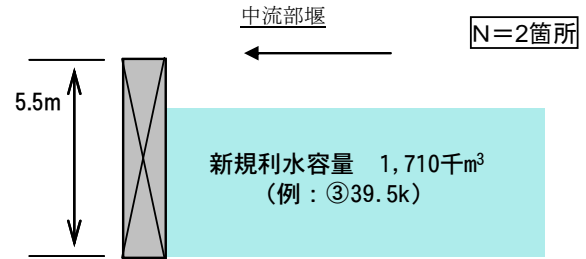
| 凡 例 | |
|-------|---|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

田川ダム貯水池容量配分



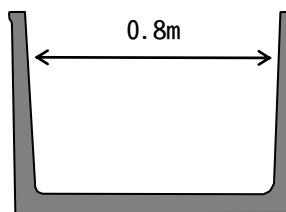
※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

田川ダム(イメージ)



| 中流堰 | 容量(千m ³) |
|--------|----------------------|
| ①12.3k | 420 |
| ③39.5k | 1,710 |
| 合計 | 2,130 |

導水路 (田川→鳴瀬川上流)



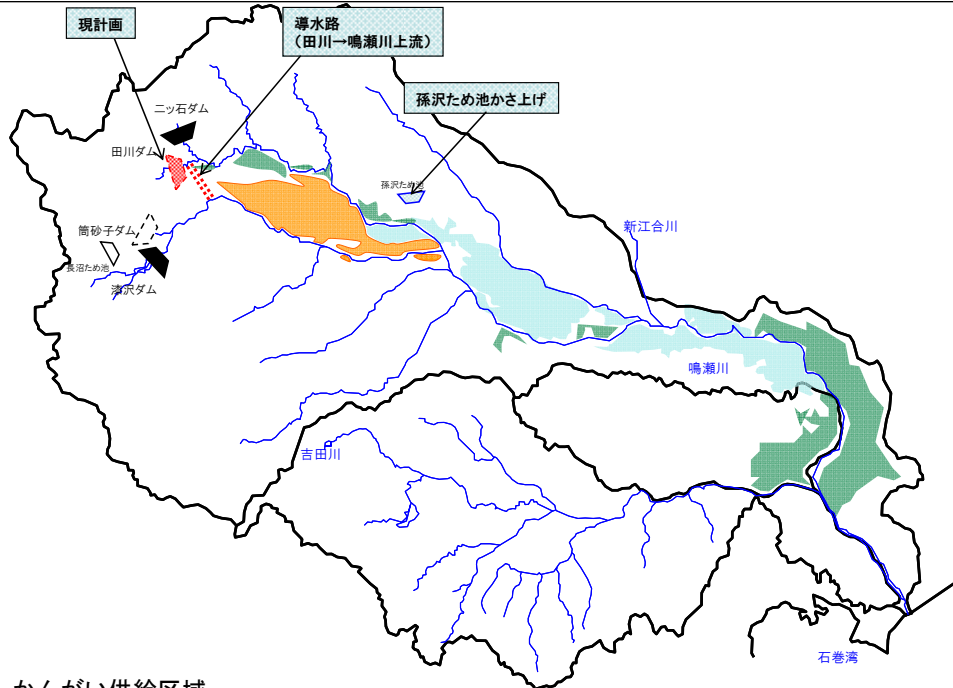
断面図

| | |
|--------|--------------|
| 延長 | 約6.8km |
| 開水路延長 | 約6.1km |
| トンネル延長 | 約0.7km(内径2m) |

⑤田川ダムとため池かさ上げ案

【新規利水対策案の概要】

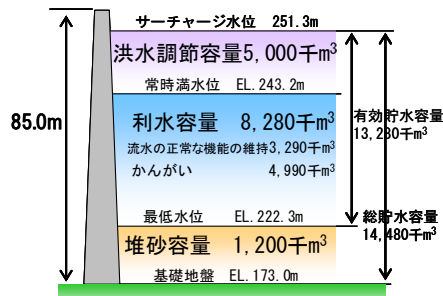
- ・ 田川ダムを建設するとともに孫沢ため池をかさ上げし、導水路で田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要量を確保する。
- ・ 必要な開発量は、田川ダムで4,990千m³、ため池かさ上げで2,130千m³を見込む。



かんがい供給区域

| 凡 例 | |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

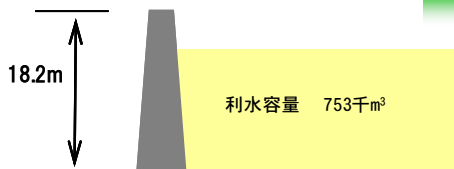
田川ダム貯水池容量配分



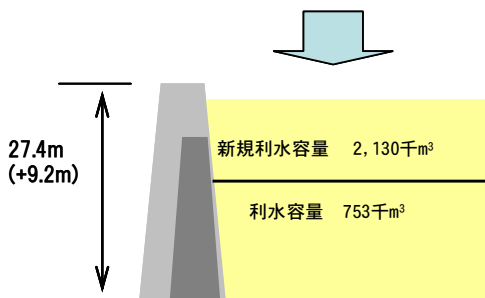
田川ダム(イメージ)



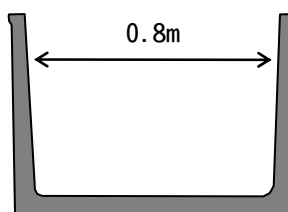
孫沢ため池かさ上げ



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値



導水路 (田川→鳴瀬川上流)

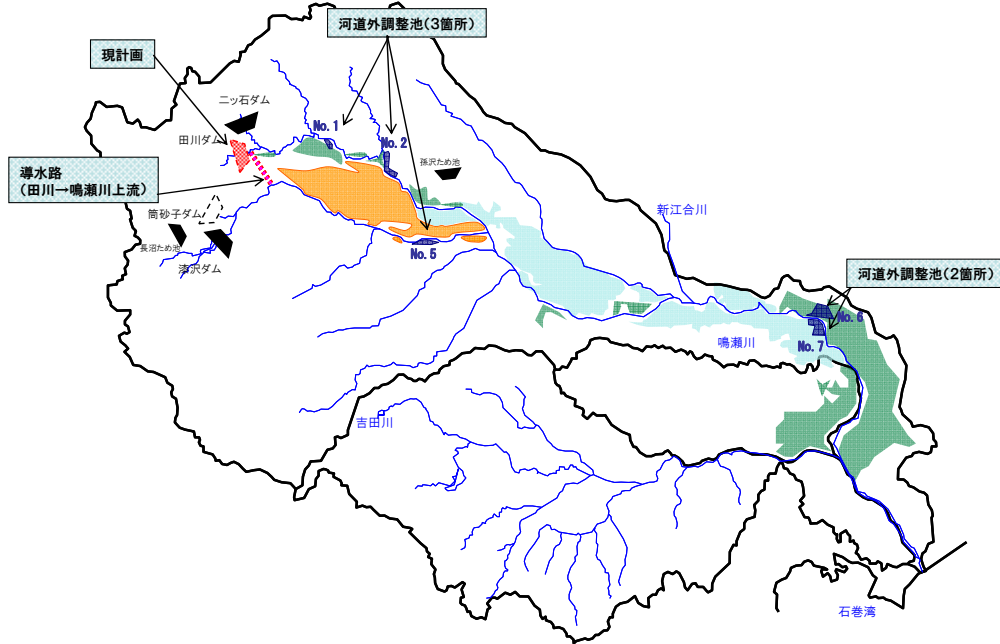


延長 約6.8km
開水路延長 約6.1km
トンネル延長 約0.7km(内径2m)

⑥田川ダムと河道外調整池案

【新規利水対策案の概要】

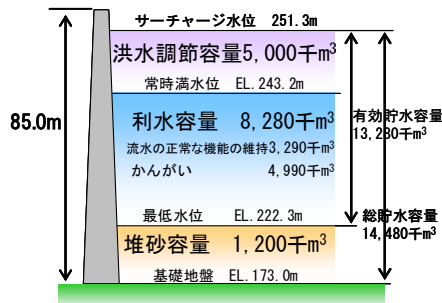
- 田川ダムと河道外調整池を建設し、導水路で田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要量を確保する。
- 必要な開発量は、田川ダムで4,990千m³、河道外調整池で2,130千m³を見込む。



かんがい供給区域

| 凡 例 | |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニッ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

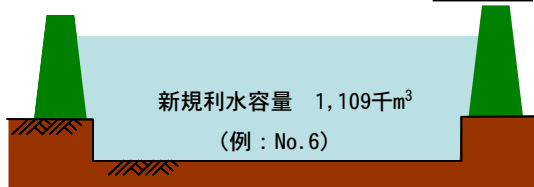
田川ダム貯水池容量配分



田川ダム(イメージ)



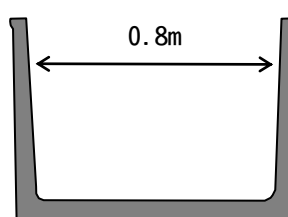
河道外調整池イメージ



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

N=5箇所

導水路 (田川→鳴瀬川上流)



延長 約6.8km
開水路延長 約6.1km
トンネル延長 約0.7km(内径2m)

断面図

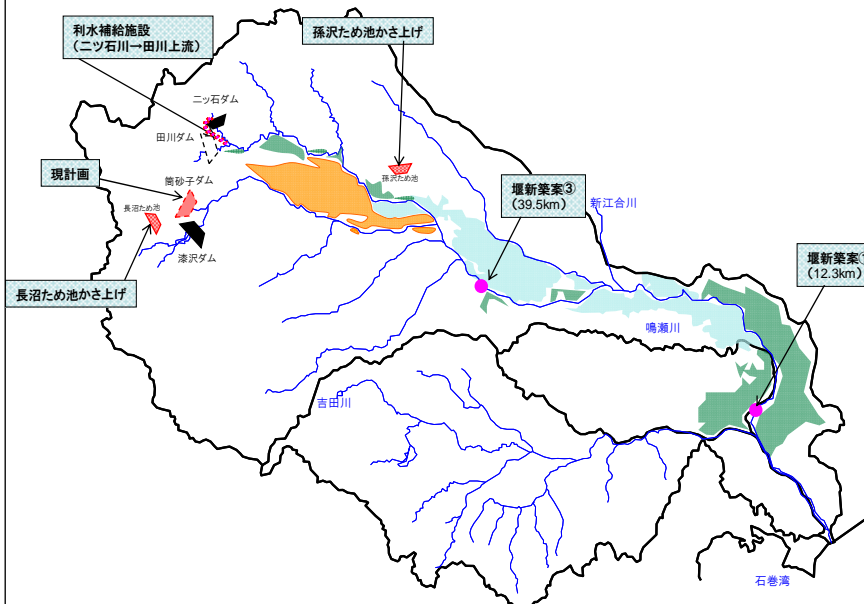
| 施設名 | 容量(千m ³) |
|------|----------------------|
| No.1 | 52 |
| No.2 | 213 |
| No.5 | 414 |
| No.6 | 1,109 |
| No.7 | 350 |
| 合計 | 2,130 |

注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合あり

⑦筒砂子ダムとため池かさ上げ案

【新規利水対策案の概要】

- 筒砂子ダムと中流部堰を建設するとともに、孫沢及び長沼ため池をかさ上げし、導水路で二ツ石川から田川上流筋へ利水補給することにより、必要量を確保する。
- 必要な開発量は、筒砂子ダムで 2,100 千 m³、中流部堰で 2,640 千 m³、ため池かさ上げで 3,060 千 m³を見込む。



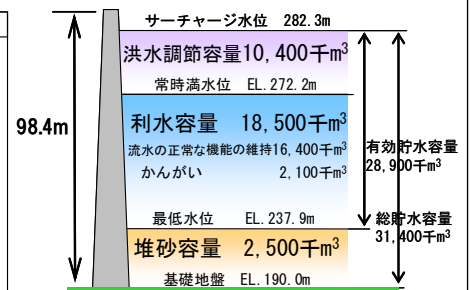
かんがい供給区域

| 凡 | 例 |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| 二ツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

筒砂子ダム(イメージ)

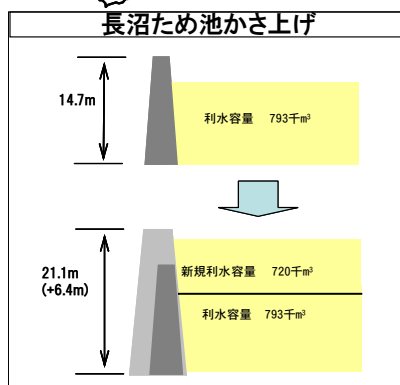
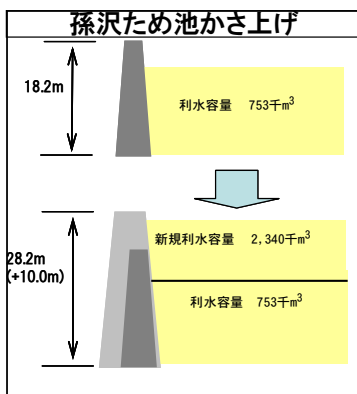


筒砂子ダム貯水池容量配分



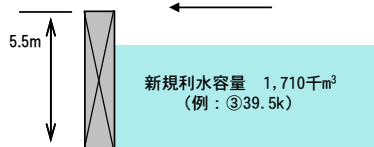
※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

導水路(二ツ石川→田川上流)

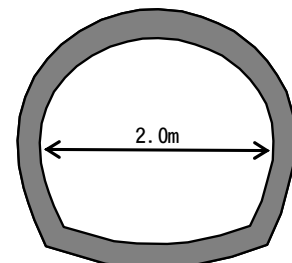


中流部堰イメージ

N=2箇所



| 中流堰 | 容量(千m ³) |
|--------|----------------------|
| ①12.3k | 930 |
| ③39.5k | 1,710 |
| 合計 | 2,640 |



断面図

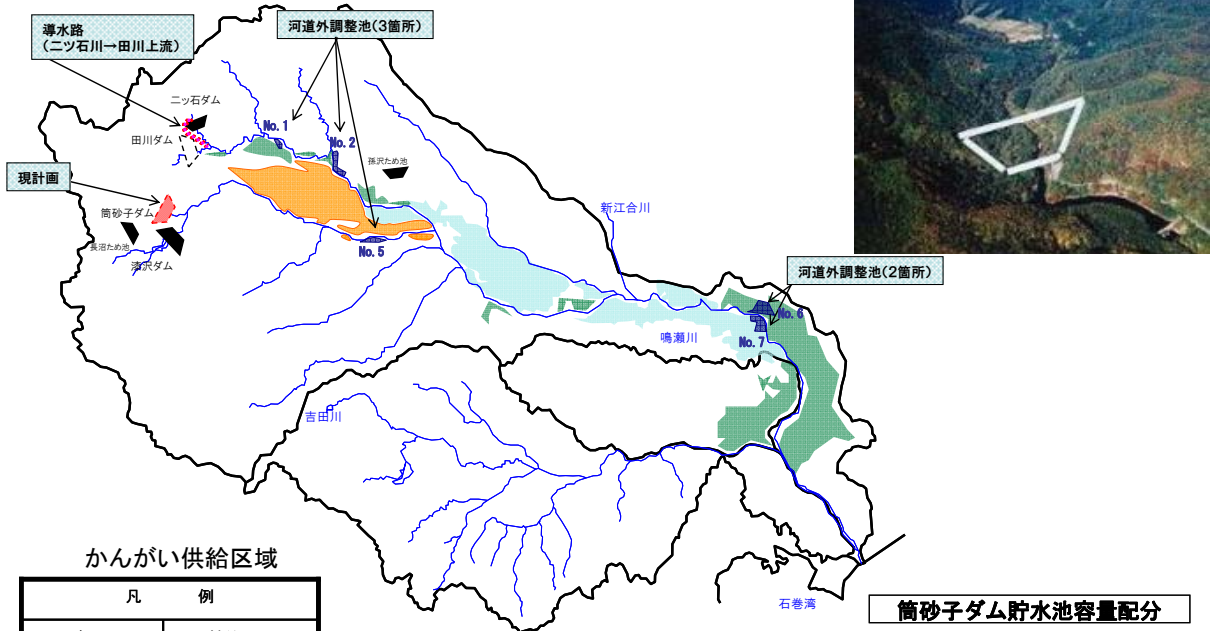
延長 約2.0km

⑧筒砂子ダムと河道外調整池案

【新規利水対策案の概要】

- 筒砂子ダムと河道外調整池を建設し、導水路で二ツ石川から田川上流筋へ利水補給することにより、必要量を確保する。
- 必要な開発量は、筒砂子ダムで2,100千m³、河道外調整池で5,700千m³を見込む。

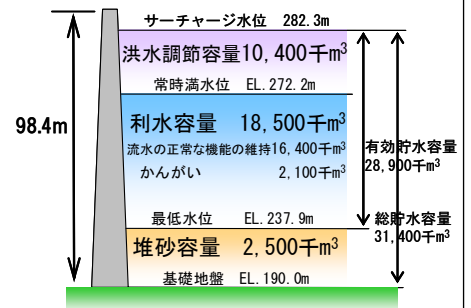
筒砂子ダム(イメージ)



かんがい供給区域

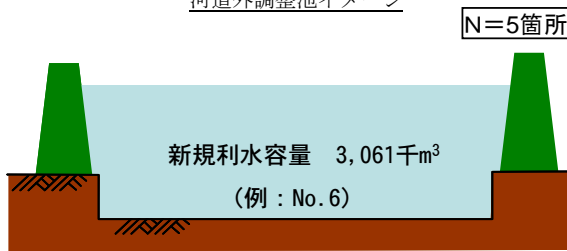
| 凡 | 例 |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

筒砂子ダム貯水池容量配分



※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

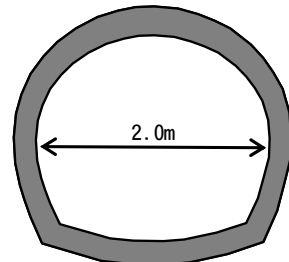
河道外調整池イメージ



| 施設名 | 容量(千m ³) |
|------|----------------------|
| No.1 | 190 |
| No.2 | 614 |
| No.5 | 790 |
| No.6 | 3,061 |
| No.7 | 1,050 |
| 合計 | 5,700 |

注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合あり

導水路(二ツ石川→田川上流)



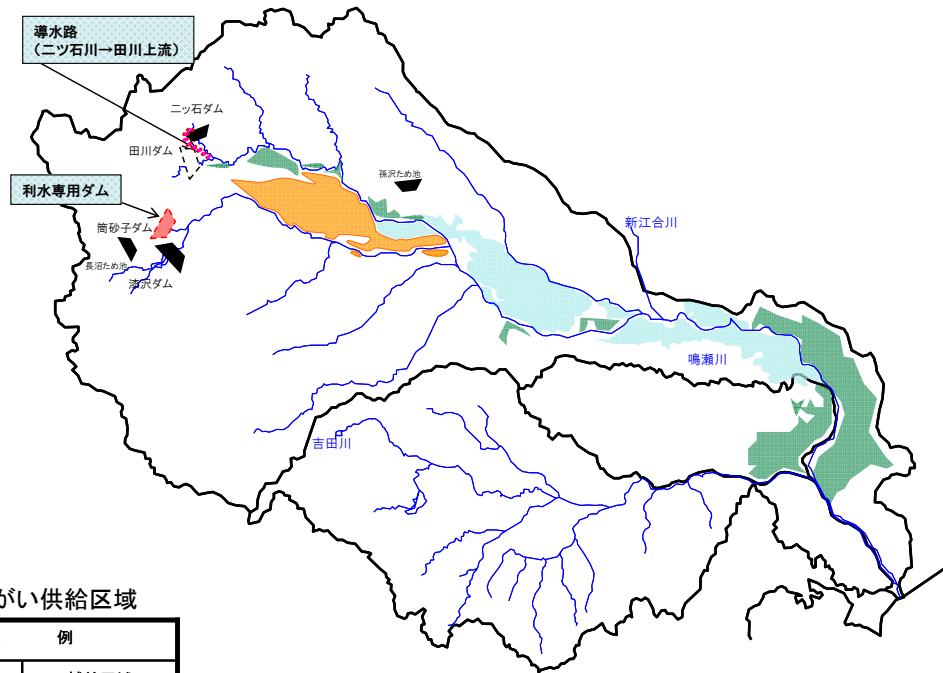
断面図

延長 約2.0km

⑨利水専用ダム案

【新規利水対策案の概要】

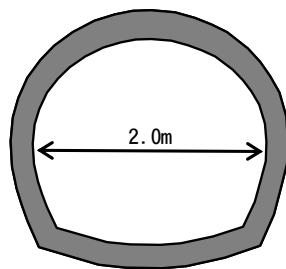
- ・ 利水専用ダム（筒砂子ダムサイト）を建設し、導水路で二ツ石川から田川上流筋へ利水補給することにより、必要な開発量を確保する。
- ・ 必要な開発量は、利水専用ダムで 6,585 千 m³ を見込む。



かんがい供給区域

| 凡 例 | |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| ニツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |

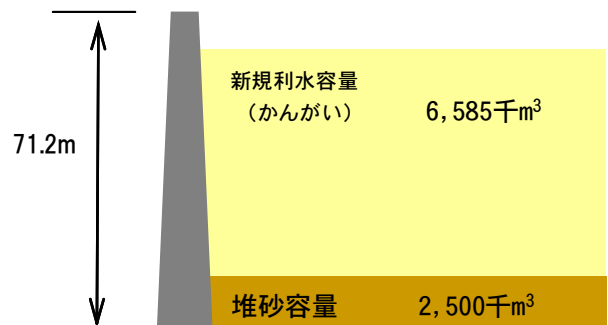
導水路（二ツ石川→田川上流）



断面図

延長 約2.0km

利水専用ダム

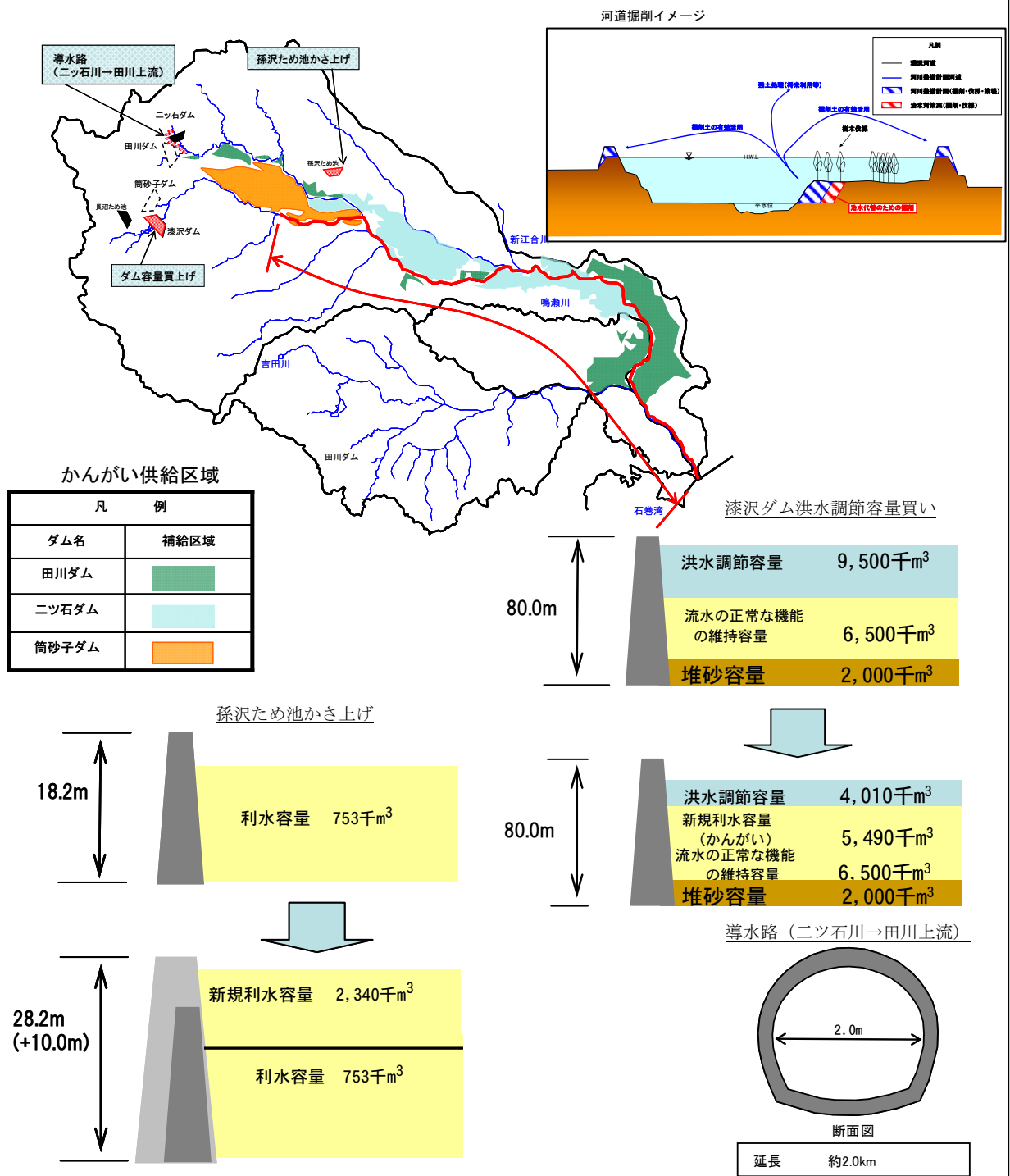


※ダム貯水池容量配分は必要依存量に貯水池の回転率を考慮した値

⑩ 漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案

【新規利水対策案の概要】

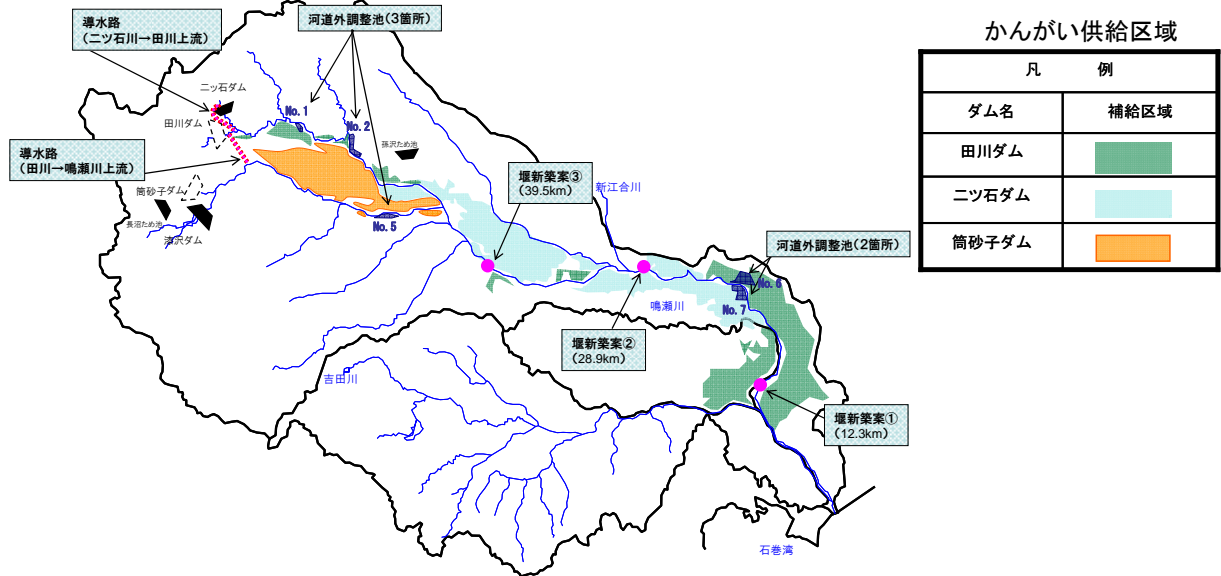
- ・ 漆沢ダムの洪水調節容量を買い上げるとともに孫沢ため池をかさ上げし、導水路で二ツ石川から田川上流筋へ利水補給することにより、必要な開発量を確保する。
- ・ 必要な開発量は、漆沢ダムの洪水調節容量買い上げで 5,490 千 m³、ため池かさ上げで 2,340 千 m³を見込む。
- ・ なお、漆沢ダム洪水調節容量の代替は、河道掘削により対応する。



⑪中流部堰と河道外調整池案

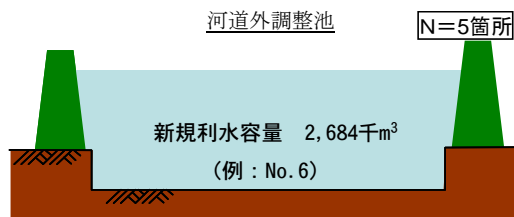
【新規利水対策案の概要】

- ・ 中流部堰と河道外調整池を建設し、導水路で二ツ石川から田川上流筋および田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要な開発量を確保する。
- ・ 必要な開発量は、中流部堰で2,820千m³、河道外調整池で5,010千m³を見込む。



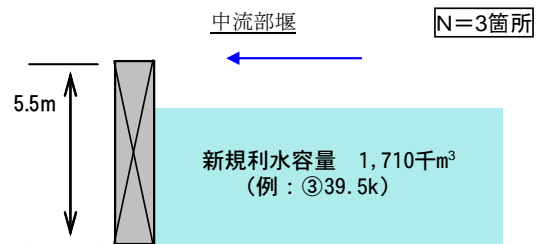
かんがい供給区域

| 凡 例 | |
|-------|------|
| ダム名 | 補給区域 |
| 田川ダム | |
| 二ツ石ダム | |
| 筒砂子ダム | |



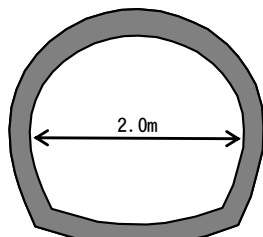
| 施設名 | 容量(千m ³) |
|------|----------------------|
| No.1 | 168 |
| No.2 | 540 |
| No.5 | 694 |
| No.6 | 2,684 |
| No.7 | 922 |
| 合計 | 5,010 |

注) 四捨五入の関係で合計値が合わない場合あり



| 中流堰 | 容量(千m ³) |
|--------|----------------------|
| ①12.3k | 930 |
| ②28.9k | 180 |
| ③39.5k | 1,710 |
| 合計 | 2,820 |

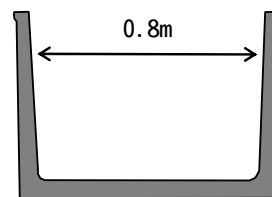
導水路 (二ツ石川→田川)



断面図

延長 約2.0km

導水路 (田川→鳴瀬川上流)



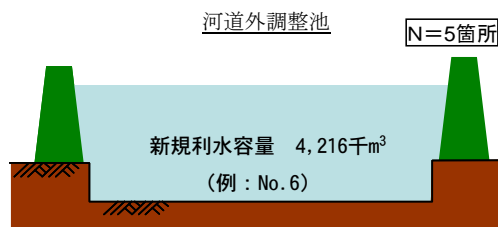
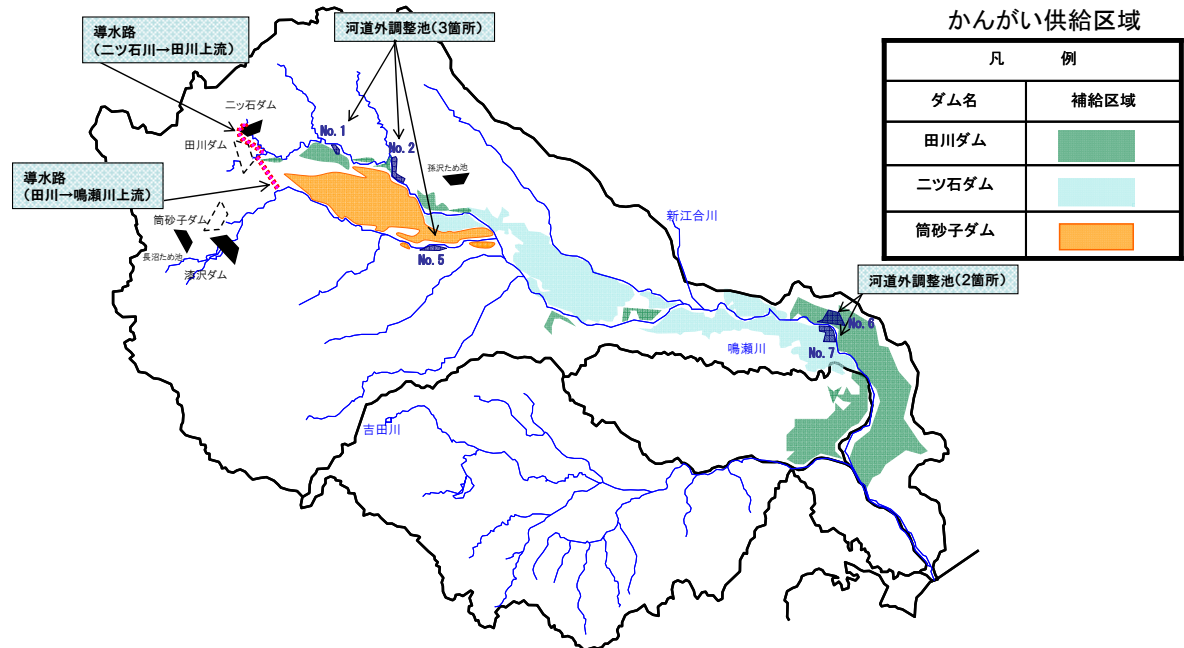
断面図

延長 約6.8km
開水路延長 約6.1km
トンネル延長 約0.7km(内径2m)

⑫河道外調整池案

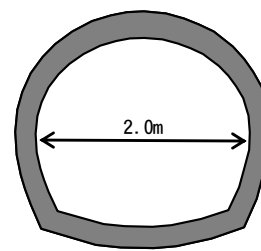
【新規利水対策案の概要】

- 河道外調整池を建設し、導水路で二ツ石川から田川上流筋および田川筋から鳴瀬川上流筋へ利水補給することにより、必要な開発量を確保する。
- 必要な開発量は、河道外調整池で 7,830 千 m³ を見込む。



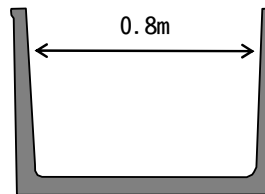
| 施設名 | 容量(千m ³) |
|------|----------------------|
| No.1 | 258 |
| No.2 | 837 |
| No.5 | 1,081 |
| No.6 | 4,216 |
| No.7 | 1,444 |
| 合計 | 7,830 |

導水路 (二ツ石川→田川)



延長 約2.0km

導水路 (田川→鳴瀬川上流)



延長 約6.8km
開水路延長 約6.1km
トンネル延長 約0.7km(内径2m)

新規利水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した 11 案の新規利水対策案と現計画を含む 12 案について、検証要領細目に示されている 6 つの評価軸（表 4-36 参照）により評価を行った。

その結果を表 4-37～表 4-52 に示す。

表 4-37 評価軸による評価結果（新規利水①）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|---|--|--|--|--|--|--|
| | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | [現計画] 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| ●利水参画者に対し、開発量として何m ³ /s必要かを確保するとともに、その算出が妥当に行われているかを確保することとしており、その量を確保できるか | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) |
| ●段階的によどのよう効果が確保されていくのか | 【10年後】 ・田川ダム及び筒砂子ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・田川ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。 ・筒砂子ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・田川ダム規模拡大は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・田川ダム規模拡大は完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・筒砂子ダム規模拡大は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・筒砂子ダム規模拡大は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・田川ダム及び中流部堰は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・田川ダム及び中流部堰は完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・田川ダム及び孫沢ため池のかさ上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・田川ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。 ・孫沢ため池は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・田川ダム及び河道外調整池は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・田川ダム及び河道外調整池は完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 |
| ●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか) | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは田川ダム下流から導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川下流地区(田川ダム補給予定区域)へは、筒砂子ダム及び二ツ石ダム(農)の補給区域の見直しや導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは田川ダム下流から導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは田川ダム下流から導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは河道外調整池及び田川ダム下流から導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 |
| ●どのような水質の用水が得られるか | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 |
| ●どのよう水質の用水が得られるか | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 |

表 4-38 評価軸による評価結果（新規利水②）

| 新規利水対策案と 実施内容の概要 | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | |
|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 筒砂子ダムと ため池かさ上げ案 | 筒砂子ダムと 河道外調整池案 | 利水専用ダム案 | 漆沢ダム有効活用と ため池かさ上げ案 | 中流部堰と 河道外調整池案 | 河道外調整池案 | |
| 評価軸と評価の考え方 | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+中流部堰(2箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路(二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路(二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | |
| 目標 | ●利水参画者に対し、開発量として何m ³ /s必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを認めることとしており、その量を確保できるか | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) | ・利水参画(予定)者が必要とするかんがい用水の必要水量:代かき期最大23.423m ³ /s、普通期最大15.624m ³ /sが開発可能である。(必要水量には既得用水:代かき期最大11.800m ³ /s、普通期最大10.306m ³ /sを含む。) |
| | ●段階的にどのように効果が確保されていくのか | 【10年後】 ・筒砂子ダム、中流部堰及びため池のかさ上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・中流部堰は完成し、水供給が可能となると想定される。 ・筒砂子ダム及びため池のかさ上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・筒砂子ダム及び河道外調整池は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・筒砂子ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ・河道外調整池は完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・利水専用ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・利水専用ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・孫沢ため池のかさ上げ及び漆沢ダム治水容量買い上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・孫沢ため池のかさ上げ及び漆沢ダム治水容量買い上げは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・中流部堰及び河道外調整池は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・中流部堰及び河道外調整池は完成し、水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 | 【10年後】 ・河道外調整池は事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。 【20年後】 ・河道外調整池は事業実施中であり、一部施設については水供給が可能となると想定される。 ※予算の状況により変動する可能性がある。 |
| | ●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能量がどのように確保されるか) | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川下流地区(田川ダム補給予定区域)へは、筒砂子ダム及び二ツ石ダム(農)の補給区域の見直しや導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川下流地区(田川ダム補給予定区域)へは、河道外調整池及び導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川下流地区(田川ダム補給予定区域)へは、筒砂子ダム及び二ツ石ダム(農)の補給区域の見直しや導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川下流地区の既設ダム(漆沢ダム・二ツ石ダム)の補給区域の見直し及び導水路、不足する分を漆沢ダムの治水容量の振替やため池かさ上げにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは、二ツ石ダム(農)の補給区域の見直しや導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 | ・各取水予定地点において、必要な水量を取水することが可能である。なお、田川沿川及び鳴瀬川上流地区(筒砂子ダム補給予定区域)へは、二ツ石ダム(農)の補給区域の見直しや導水路を新設することにより、必要な水量を取水することが可能となる。 ・一部の取水予定地点では、国営鳴瀬川土地改良事業により、取水施設が完成し、需要が発生している。 |
| ●どのような水質の用水が得られるか | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | ・現状の河川水質と同等と想定される。 | |

表 4-39 評価軸による評価結果（新規利水③）

| 新規利水対策案と 実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|---------------------|--|---|--|---|--|--|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと 中流部堰案 | 田川ダムと ため池かさ上げ案 | 田川ダムと 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | [現計画] 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川 →鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二 ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導 水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+ 導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所) +導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| コスト | ●完成までに要する 費用はどのくらいか | 約150億円 (新規利水分) | 約140億円 (新規利水分) | 約120億円 (新規利水分) | 約180億円 (新規利水分) | 約220億円 (新規利水分) | 約220億円 (新規利水分) |
| | ●維持管理に要する 費用はどのくらいか | 110百万円/年 ※維持管理に要する費用は田川 ダムと筒砂子ダムの整備に伴う 新規利水分を計上した。 | 約85百万円/年 ※維持管理に要する費用は田川 ダム規模拡大の整備に伴う新規 利水分を計上した。 | 約57百万円/年 ※維持管理に要する費用は筒砂 子ダム規模拡大の整備に伴う新 規利水分を計上した。 | 約120百万円/年 ※維持管理に要する費用は中流 部堰のほか、田川ダムの整備に 伴う新規利水分を計上した。 | 約70百万円/年 ※維持管理に要する費用はため 池かさ上げによる増加分のほ か、田川ダムの整備に伴う新規 利水分を計上した。 | 約81百万円/年 ※維持管理に要する費用は河道 外調整池のほか、田川ダムの整 備に伴う新規利水分を計上した。 |
| | ●その他の費用(ダム 中止に伴って発生す る費用)はどのくらい か | ・発生しない。 | 【中止に伴う費用】 ・筒砂子ダムの横坑閉塞費用に 約31百万円程度必要と見込んで いる。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの横坑閉塞費用に約 30百万円程度必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・筒砂子ダムの横坑閉塞費用に 約31百万円程度必要と見込んで いる。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・筒砂子ダムの横坑閉塞費用に 約31百万円程度必要と見込んで いる。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・筒砂子ダムの横坑閉塞費用に 約31百万円程度必要と見込んで いる。(費用は共同費ベース) |

表 4-40 評価軸による評価結果（新規利水④）

| 新規利水対策案と 実施内容の概要 | | ⑦ 筒砂子ダムと ため池かさ上げ案 | ⑧ 筒砂子ダムと 河道外調整池案 | ⑨ 利水専用ダム案 | ⑩ 漆沢ダム有効活用と ため池かさ上げ案 | ⑪ 中流部堰と 河道外調整池案 | ⑫ 河道外調整池案 |
|---------------------|--|---|--|---|---|--|--|
| | | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫 沢、長沼)+中流部堰(2箇所)+導 水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇 所)+導水路 (二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路 (二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+漆 沢ダム治水容量買い上げ+導水路 (二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整 池(5箇所)+導水路(二ツ石川→ 田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路 (二ツ石川→田川上流、田川→ 鳴瀬川上流) |
| 評価軸と評価の考え方 | ●完成までに要する 費用はどのくらいか | 約450億円 (新規利水分) | 約400億円 (新規利水分) | 約440億円 (新規利水分) | 約760億円 (新規利水分) | 約480億円 (新規利水分) | 約470億円 (新規利水分) |
| | ●維持管理に要する 費用はどのくらいか | 約84百万円/年 ※維持管理に要する費用は中流 部堰及びため池かさ上げによる 増加分のほか、筒砂子ダムの整 備に伴う新規利水分を計上した。 | 約76百万円/年 ※維持管理に要する費用は河道 外調整池のほか、筒砂子ダムの 整備に伴う新規利水分を計上し た。 | 約66百万円/年 | 約55百万円/年 ※維持管理に要する費用は漆沢 ダムの治水容量買い上げによる 増加分とため池かさ上げによる 増加分を計上した。 | 約110百万円/年 | 約60百万円/年 |
| | ●その他の費用(ダム 中止に伴って発生す る費用)はどのくらい か | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの横坑閉塞費用に約 30百万円程度必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの横坑閉塞費用に約 30百万円程度必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダムの横坑閉塞費用に約 30百万円程度必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び筒砂子ダムの横 坑閉塞費用に約61百万円程度必 要と見込んでいる。(費用は共同 費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び筒砂子ダムの横 坑閉塞費用に約61百万円程度必 要と見込んでいる。(費用は共同 費ベース) | 【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び筒砂子ダムの横 坑閉塞費用に約61百万円程度必 要と見込んでいる。(費用は共同 費ベース) |

表 4-41 評価軸による評価結果（新規利水⑤）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 【現計画】 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| 実現性 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか | 【田川ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・田川ダムについては、土地所有者等に説明している。 【筒砂子ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・筒砂子ダムについては、土地所有者等に説明している。 | 【田川ダム規模拡大】 ・必要な用地取得は未実施である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 ・必要な用地取得は未実施である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 | 【田川ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・田川ダムについては、土地所有者等に説明している。 【中流部堰】 ・中流部堰は、国有地であり、土地所有者との調整は必要ない。 | 【田川ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・田川ダムについては、土地所有者等に説明している。 【ため池かさ上げ】 ・ため池かさ上げに関する土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等への説明は行っていない。 | 【田川ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・田川ダムについては、土地所有者等に説明している。 【河道外調整池】 ・河道外調整池の用地取得等が必要となるため土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等に説明は行っていない。 |
| | ●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか | 【田川ダム】 ・田川ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【田川ダム規模拡大】 ・田川ダム規模拡大下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 ・筒砂子ダム規模拡大下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【田川ダム】 ・田川ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【中流部堰】 ・中流部堰下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【田川ダム】 ・田川ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【ため池かさ上げ】 ・ため池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【田川ダム】 ・田川ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【河道外調整池】 ・河道外調整池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 |
| | ●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか | | | | | | |

表 4-42 評価軸による評価結果（新規利水⑥）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
|-----------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | 筒砂子ダムとため池かさ上げ案 | 筒砂子ダムと河道外調整池案 | 利水専用ダム案 | 漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案 | 中流部堰と河道外調整池案 | 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+中流部堰(2箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路(二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路(二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) |
| 実現性 | ●土地所有者等の協力の見通しはどうか | 【筒砂子ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・筒砂子ダムについては、土地所有者等に説明している。 【中流部堰】 ・中流部堰は、国有地であり、土地所有者との調整は必要ない。 【ため池かさ上げ】 ・ため池かさ上げに関し土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等への説明は行っていない。 | 【筒砂子ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。 ・筒砂子ダムについては、土地所有者等に説明している。 【河道外調整池】 ・河道外調整池の用地取得等が必要となるため土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等に説明は行っていない。 | 【利水専用ダム】 ・必要な用地取得は未実施である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 | 【ため池かさ上げ】 ・ため池かさ上げに関し土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等への説明は行っていない。 【漆沢ダム治水容量買い上げ】 ・治水容量買い上げに関し関係機関等との合意が必要である。なお、現時点では、関係機関等への説明は行っていない。 | 【中流部堰】 ・中流部堰は、国有地であり、土地所有者との調整は必要ない。 【河道外調整池】 ・河道外調整池の用地取得等が必要となるため土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等に説明は行っていない。 | 【河道外調整池】 ・河道外調整池の用地取得等が必要となるため土地所有者等との合意が必要である。なお、現時点では、土地所有者等に説明は行っていない。 |
| | ●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか | 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【中流部堰】 ・中流部堰下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【ため池かさ上げ】 ・ため池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【河道外調整池】 ・河道外調整池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【利水専用ダム】 ・利水専用ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【ため池かさ上げ】 ・ため池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【漆沢ダム治水容量買い上げ】 ・漆沢ダム下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【中流部堰】 ・中流部堰下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 【河道外調整池】 ・河道外調整池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 | 【河道外調整池】 ・河道外調整池下流の関係河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では関係する河川使用者に説明等を行っていない。 |
| | ●発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか | | | | | | |

表 4-43 評価軸による評価結果（新規利水⑦）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------|--------------------------|---|--|--|--|--|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 【現計画】 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| 実現性 | ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか | 【田川ダム】 ・町道及び林道の付替に関する調整が必要である。 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【田川ダム規模拡大】 ・町道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 ・国道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【田川ダム】 ・町道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【田川ダム】 ・町道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【田川ダム】 ・町道及び林道の付替に関する調整が必要である。 |
| | ●事業期間ほどの程度必要か | ・本省による対応方針等の決定を受け、完成までに田川ダムは約15年、筒砂子ダムは約21年を要する。 | ・田川ダム規模拡大完成までに約17年を要する。 | ・筒砂子ダム規模拡大完成までに約21年を要する。 | ・田川ダム完成までに約15年、中流部堰完成までに約12年を要する。 | ・田川ダム完成までに約15年、孫沢ため池かさ上げ完成までに約22年を要する。 | ・田川ダム及び河道外調整池完成までに約15年を要する。 |
| | ●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか | ・現行法制度のもとで田川ダムと筒砂子ダム案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで田川ダム規模拡大案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで筒砂子ダム規模拡大案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで田川ダムと中流部堰案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで田川ダムとため池かさ上げ案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで田川ダムと河道外調整池案を実施することは可能である。 |
| | ●技術上の観点から実現性の実現性の見通しはどうか | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 |
| 持続性 | ●将来にわたって持続可能といえるか | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 |

表 4-44 評価軸による評価結果（新規利水⑧）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
|-----------------|-----------------------|--|--|--|--|---|--|
| | | 筒砂子ダムとため池かさ上げ案 | 筒砂子ダムと河道外調整池案 | 利水専用ダム案 | 漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案 | 中流部堰と河道外調整池案 | 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫沢・長沼)+中流部堰(2箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路(二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢・長沼)+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路(二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) |
| 実現性 | ●その他の関係者等との調整の見通しはどうか | 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | 【利水専用ダム】 ・国道及び林道の付替に関する調整が必要である。 | ・下流河道の治水代替(河道掘削)により改築が必要となる構造物の管理者及び関係者との調整が必要である。 | ・その他特に調整すべき関係者は現時点では想定されない。 | ・その他特に調整すべき関係者は現時点では想定されない。 |
| | ●事業期間はどの程度必要か | ・筒砂子ダム完成までに約21年、中流部堰完成までに約12年、孫沢・長沼ため池かさ上げ完成までに約22年を要する。 | ・筒砂子ダム完成までに約21年、河道外調整池完成までに約18年を要する。 | ・利水専用ダムの完成までに約22年を要する。 | ・孫沢・長沼ため池かさ上げ完成までに約22年を要する。 ・漆沢ダム治水容量買い上げに伴い、治水代替施設の整備(河道改修)を行う必要があるため、完成までに約29年を要する。 | ・中流部堰の完成までに約12年、河道外調整池の完成までに約17年を要する。 | ・河道外調整池の完成までに約20年を要する。 |
| | ●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか | ・現行法制度のもとで筒砂子ダムとため池かさ上げ案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで筒砂子ダムと河道外調整池案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで利水専用ダム案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで漆沢ダム治水容量買い上げ案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで中流部堰案を実施することは可能である。 | ・現行法制度のもとで河道外調整池案を実施することは可能である。 |
| | ●技術上の観点から実現性の見通しはどうか | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 | ・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 |
| 持続性 | ●将来にわたって持続可能といえるか | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 | ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 |

表 4-45 評価軸による評価結果（新規利水⑨）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------|------------------------|--|--|---|--|---|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | [現計画] 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| 地域社会への影響 | ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地70haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地120haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 | <p>【田川ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地80haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 | <p>【筒砂子ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地130haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地70haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地70haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地30haの補償 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地70haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地245haの補償 |
| | ●地域振興に対してどのような効果があるか | <p>【田川ダム・筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 | <p>【田川ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 | <p>【筒砂子ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げに関連して、周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 |
| | ●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流部堰については、関係土地改良区等で組織する協議会等で地域間の利害の衡平等を図ることは可能と思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池かさ上げについては、関係土地改良区等で組織する協議会等で地域間の利害の衡平等を図ることは可能と思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益地は下流域であるため、掘削で影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 |

表 4-46 評価軸による評価結果（新規利水⑩）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
|------------------------|--|---|---|---|---|---|
| | 筒砂子ダムとため池かさ上げ案 | 筒砂子ダムと河道外調整池案 | 利水専用ダム案 | 漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案 | 中流部堰と河道外調整池案 | 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ（孫沢、長沼）+中流部堰（2箇所）+導水路（二ツ石川→田川上流） | 筒砂子ダム+河道外調整池（5箇所）+導水路（二ツ石川→田川上流） | 利水専用ダム+導水路（二ツ石川→田川上流） | ため池かさ上げ（孫沢、長沼）+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路（二ツ石川→田川上流） | 中流部堰（3箇所）+河道外調整池（5箇所）+導水路（二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流） | 河道外調整池（5箇所）+導水路（二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流） |
| ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地120haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地44haの補償 | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地120haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地245haの補償 | <p>【利水専用ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地60haの補償 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改変を行うこととなる。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる。 | <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋4戸、土地32haの補償 <p>【治水容量買い上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流河道の治水代替（河道掘削）により追加の用地取得が必要となる。 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地245haの補償 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地245haの補償 |
| ●地域振興に対してどのような効果があるか | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げに関連して、周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながる可能性がある。 <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【利水専用ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖を新たな観光資源とした地域振興の可能性があり一方で、フォローアップが必要である。 | <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げに関連して、周辺環境整備が実施されるのであれば、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性がある。 |
| ●地域間の利害の公平への配慮がなされているか | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の公平の調整が必要となる。 <p>【中流部堰・ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流部堰やため池かさ上げについては、関係土地改良区等で組織する協議会等で地域間の利害の公平等を図ることは可能と思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の公平の調整が必要となる。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益地は下流域であるため、掘削で影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の公平の調整が必要となる。 | <p>【漆沢ダム治水容量買い上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漆沢ダムからの補給は、これまでどおり下流河川の状態を監視しながらの補給を行うため、これまでと同様に地域間の利害の公平への配慮がなされる。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池かさ上げについては、関係土地改良区等で組織する協議会等で地域間の利害の公平等を図ることは可能と思われる。 | <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流部堰については、関係土地改良区等で組織する協議会等で地域間の利害の公平等を図ることは可能と思われる。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益地は下流域であるため、掘削で影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益地は下流域であるため、掘削で影響する地域住民の十分な理解、協力を得る必要がある。 |

表 4-47 評価軸による評価結果（新規利水⑪）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------|--------------------------------|--|---|---|--|--|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 【現計画】 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| 環境への影響 | ●水環境に対してどのような影響があるか | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。 | <p>【田川ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム規模拡大完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 | <p>【筒砂子ダム規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒砂子ダム規模拡大完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域内の類似施設の状況から、水環境への影響は小さいと想定される。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> かさ上げ後は水質が変化する可能性があることから水質改善対策が必要と想定される。 | <p>【田川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田川ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道外の施設であるため、水環境への影響は小さいと想定される。 |
| | ●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか | <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 | <ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 |

表 4-48 評価軸による評価結果（新規利水⑫）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ⑦ 筒砂子ダムと ため池かさ上げ案 | ⑧ 筒砂子ダムと 河道外調整池案 | ⑨ 利水専用ダム案 | ⑩ 漆沢ダム有効活用と ため池かさ上げ案 | ⑪ 中流部堰と 河道外調整池案 | ⑫ 河道外調整池案 |
|-----------------|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 評価軸と評価の考え方 | | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+中流部堰(2箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路(二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路(二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) |
| 環境への影響 | ●水環境に対してどのような影響があるか | 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。 【中流部堰】 ・流域内の類似施設の状況から、水環境への影響は小さいと想定される。 【ため池かさ上げ】 ・かさ上げ後は水質が変化する可能性があることから水質改善対策が必要と想定される。 | 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では富栄養化や放流水の濁水、冷水化が予測されるが、選択取水設備等により適切に運用することで環境保全目標の達成が可能であると考えられる。 【河道外調整池】 ・河道外の施設であるため、水環境への影響は小さいと想定される。 | 【利水専用ダム】 ・利水専用ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では、水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 | 【漆沢ダム治水容量買い上げ】 ・ダムの治水容量買い上げによる水環境への影響は小さいと想定される。 【ため池かさ上げ】 ・かさ上げ後は水質が変化する可能性があることから水質改善対策が必要と想定される。 | 【中流部堰】 ・流域内の類似施設の状況から、水環境への影響は小さいと想定される。 【河道外調整池】 ・河道外の施設であるため、水環境への影響は小さいと想定される。 | 【河道外調整池】 ・河道外の施設であるため、水環境への影響は小さいと想定される。 |
| | ●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか | 【中流部堰】 ・水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 | 【河道外調整池】 ・水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 | ・地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | ・地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。 | 【中流部堰・河道外調整池】 ・水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 | 【河道外調整池】 ・水位の上昇により周辺の地下水位が上昇する可能性があり、必要に応じて止水板等の対策が必要になると想定される。 |

表 4-49 評価軸による評価結果（新規利水⑬）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------------------------|--|--|---|--|--|--|
| | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと中流部堰案 | 田川ダムとため池かさ上げ案 | 田川ダムと河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | [現計画] 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか | 【田川ダム】 湛水面積0.7km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【筒砂子ダム】 湛水面積1.2km ² ・確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。 | 【田川ダム規模拡大】 湛水面積0.8km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 湛水面積1.3km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【田川ダム】 湛水面積0.7km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【中流部堰】 ・堰建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【田川ダム】 湛水面積0.7km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【ため池かさ上げ】 ・かさ上げにより動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【田川ダム】 湛水面積0.7km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【河道外調整池】 ・調整池建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 |
| ●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか | 【田川ダム・筒砂子ダム】 ・田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、筒砂子ダム下流の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 ・田川及び鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。 | 【田川ダム規模拡大】 ・田川ダム規模拡大直下の田川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 ・筒砂子ダム規模拡大直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 | 【田川ダム】 ・田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、河床高の変化は小さいと想定される。 【中流部堰】 ・堰上下流において河床高の変動が想定されるが、その変化は小さいと想定される。 | 【田川ダム】 ・田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、河床高の変化は小さいと想定される。 【孫沢ため池かさ上げ】 ・既存のため池を活用する対策案であることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 | 【田川ダム】 ・田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、河床高の変化は小さいと想定される。 【河道外調整池】 ・河道外への設置となることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 |

表 4-50 評価軸による評価結果（新規利水⑭）

| 新規利水対策案と 実施内容の概要 評価軸と評価の考え方 | ⑦ 簡砂子ダムと ため池かさ上げ案 | ⑧ 簡砂子ダムと 河道外調整池案 | ⑨ 利水専用ダム案 | ⑩ 漆沢ダム有効活用と ため池かさ上げ案 | ⑪ 中流部堰と 河道外調整池案 | ⑫ 河道外調整池案 |
|---|--|--|--|---|--|--|
| ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか 環境への影響 | 【簡砂子ダム】 湛水面積1.2km ² ・確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。 【中流部堰】 ・堰建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【ため池かさ上げ】 ・かさ上げにより動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【簡砂子ダム】 湛水面積1.2km ² ・確認された植物には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。 【河道外調整池】 ・調整池建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【利水専用ダム】 湛水面積0.6km ² ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【漆沢ダム治水容量買い上げ】 ・治水容量の買い上げにより、制限水位が上昇するが、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。 【ため池かさ上げ】 ・かさ上げにより動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【中流部堰】 ・堰建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【河道外調整池】 ・調整池建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 | 【河道外調整池】 ・調整池建設により動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 |
| ●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのような影響するか | 【簡砂子ダム】 ・簡砂子ダム直下の簡砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 【中流部堰】 ・堰上下流において河床高の変動が想定されるが、その変化は小さいと想定される。 【孫沢ため池かさ上げ】 ・既存のため池を活用する対策案であることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 【長沼ため池かさ上げ】 ・既存のため池を活用する対策案であることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 | 【簡砂子ダム】 ・簡砂子ダム直下の簡砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 【河道外調整池】 ・河道外への設置となることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 | 【利水専用ダム】 ・利水専用ダム直下の簡砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。 | 【漆沢ダム治水容量買い上げ】 ・既存の漆沢ダムを活用する対策案であり、現状と比較して土砂流動への影響は小さいと想定される。 【孫沢ため池かさ上げ】 ・既存のため池を活用する対策案であることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 | 【中流部堰】 ・堰上下流において河床高の変動が想定されるが、その変化は小さいと想定される。 【河道外調整池】 ・河道外への設置となることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 | 【河道外調整池】 ・河道外への設置となることから、土砂流動への影響は小さいと想定される。 |

表 4-51 評価軸による評価結果（新規利水⑮）

| 新規利水対策案と 実施内容の概要 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|---------------------|---------------------------------------|--|--|---|--|--|--|
| | | 田川ダムと筒砂子ダム案 | 田川ダム規模拡大案 | 筒砂子ダム規模拡大案 | 田川ダムと 中流部堰案 | 田川ダムと ため池かさ上げ案 | 田川ダムと 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | [現計画] 田川ダム+筒砂子ダム | 田川ダム規模拡大+導水路(田川 →鳴瀬川上流) | 筒砂子ダム規模拡大+導水路(二 ツ石川→田川上流) | 田川ダム+中流部堰(2箇所)+導 水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+孫沢ため池かさ上げ+ 導水路(田川→鳴瀬川上流) | 田川ダム+河道外調整池(5箇所) +導水路(田川→鳴瀬川上流) |
| 環境への影響 | ●景観、人と自然との 豊かなふれあいにど のような影響があるか | 【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 | 【田川ダム規模拡大】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 | 【筒砂子ダム規模拡大】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 | 【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 | 【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 | 【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により 景観が変化すると想定されるた め、法面の植生の回復等の環境 保全措置を講ずる必要があると 想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの 場への影響は小さいと想定され る。 |
| | ●CO2排出負荷はど う変わるか | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 | ・現状からの変化は小さいと想定 される。 |

表 4-52 評価軸による評価結果（新規利水⑩）

| 新規利水対策案と実施内容の概要 | | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
|-----------------|--------------------------------|--|--|--|--|---|--|
| | | 筒砂子ダムとため池かさ上げ案 | 筒砂子ダムと河道外調整池案 | 利水専用ダム案 | 漆沢ダム有効活用とため池かさ上げ案 | 中流部堰と河道外調整池案 | 河道外調整池案 |
| 評価軸と評価の考え方 | | 筒砂子ダム+ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+中流部堰(2箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 筒砂子ダム+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流) | 利水専用ダム+導水路(二ツ石川→田川上流) | ため池かさ上げ(孫沢、長沼)+漆沢ダム治水容量買い上げ+導水路(二ツ石川→田川上流) | 中流部堰(3箇所)+河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) | 河道外調整池(5箇所)+導水路(二ツ石川→田川上流、田川→鳴瀬川上流) |
| 環境への影響 | ●景観、人と自然との豊かなふれあいにかかるような影響があるか | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム堤体及び貯水池の出現により、景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発する景観への影響が最小限となるよう努める。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 | <p>【筒砂子ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム堤体及び貯水池の出現により、景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発する景観への影響が最小限となるよう努める。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 | <p>【利水専用ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講ずる必要があると想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 | <p>【漆沢ダム治水容量買い上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>【ため池かさ上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 | <p>【中流部堰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 | <p>【河道外調整池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観や人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 |
| | ●CO2排出負荷はどう変わるか | ・現状からの変化は小さいと想定される。 | ・現状からの変化は小さいと想定される。 | ・現状からの変化は小さいと想定される。 | ・現状からの変化は小さいと想定される。 | ・現状からの変化は小さいと想定される。 | ・現状からの変化は小さいと想定される。 |

4.5 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.5.1 流水の正常な機能の維持の目標

流水の正常な機能を維持するための流量については、既得水利の確保ならびに動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持等を考慮して、鳴瀬川中流堰下流地点においてかんがい期、概ね $2\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期、概ね $4\text{m}^3/\text{s}$ を確保することを目標としている。

表 4-53 流水の正常な機能を維持するための目標

| 基準地点 | 正常流量 | |
|------|----------|---------------------------------|
| | 鳴瀬川中流堰下流 | かんがい期 概ね $2\text{m}^3/\text{s}$ |

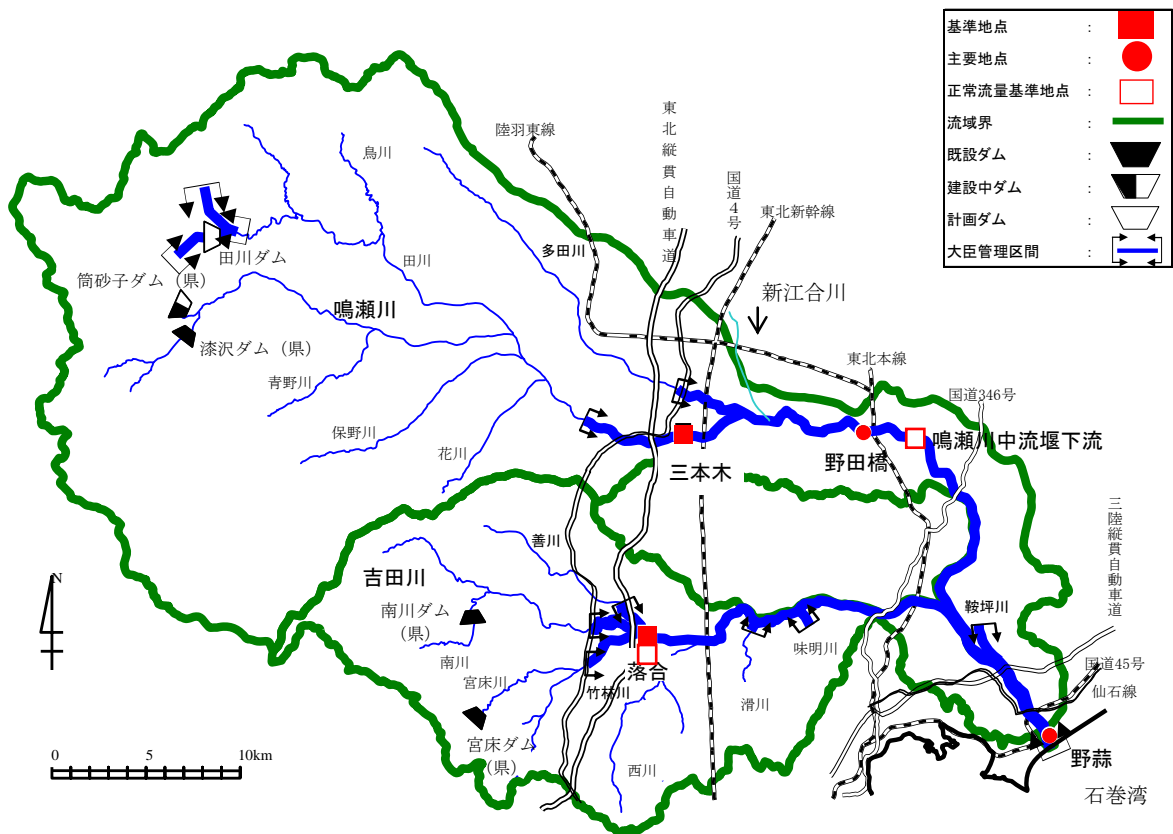


図 4-43 流水の正常な機能を維持するための目標とする地点

4.5.2 流水の正常な機能の維持対策案の立案（現計画）

流水の正常な機能の維持対策案（現計画）は、流水の正常な機能の維持のために必要な容量を確保することを基本として検討を行った。

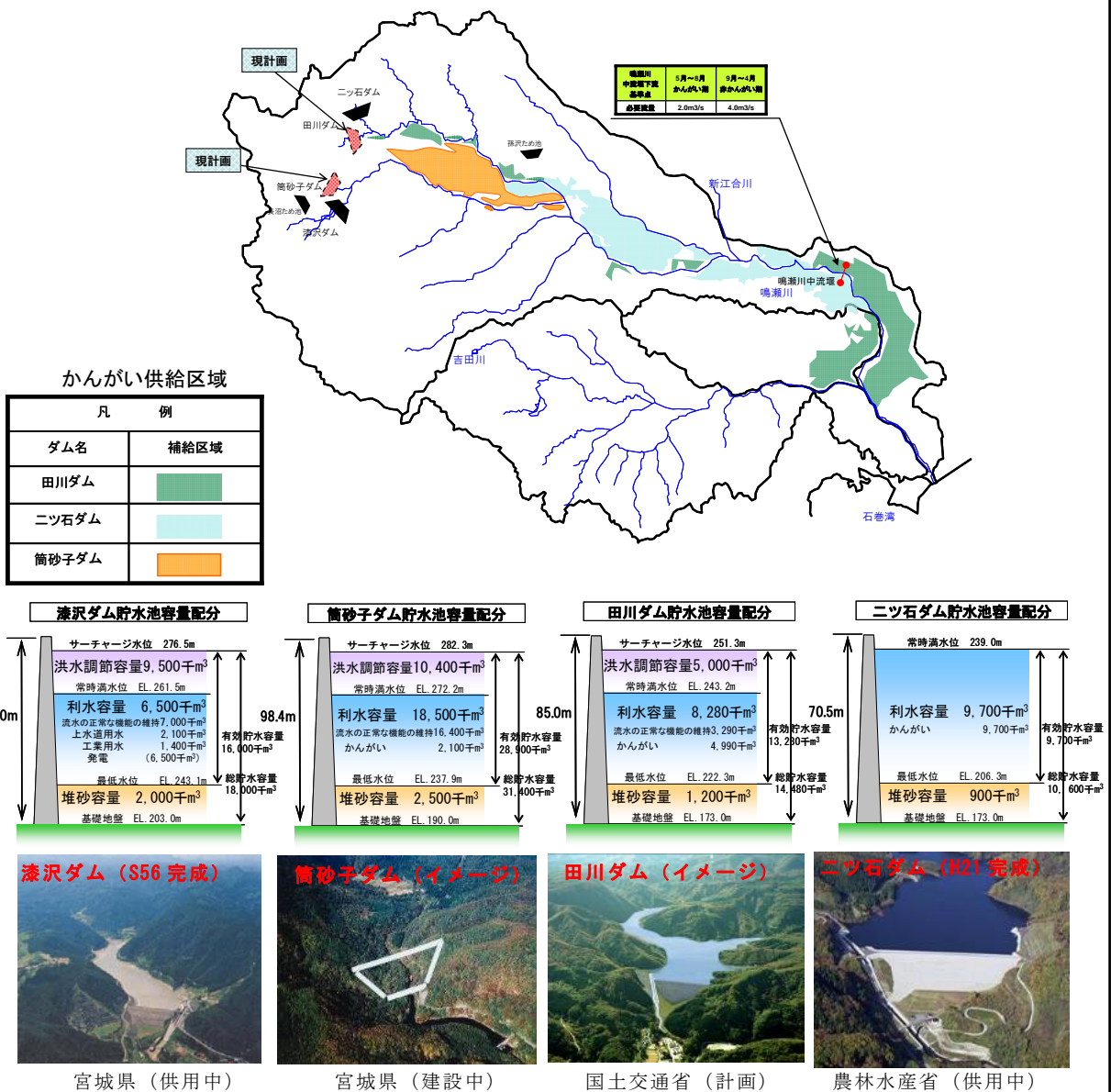
現計画（田川ダム、筒砂子ダム）

【対策案の概要】

田川ダム、筒砂子ダムの建設を行う。

田川ダムは、建設事業に着手して、用地取得及び家屋移転を行い、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。

筒砂子ダムは用地取得を行い、ダム本体及び付替道路等の工事を行う。



4.5.3 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案（現計画を含まない案）

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い流水の正常な機能の維持対策案を立案することとした。

4.5.3.1 流水の正常な機能の維持対策案検討の基本的な考え方

(1) 流水の正常な機能の維持対策案検討の基本的な考え方

- ・ 対策案は、流水の正常な機能を維持するため必要となる容量を確保することを基本として立案する。
- ・ 立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適用性を踏まえて、組合せを検討する。

鳴瀬川流域における各方策の検討の考え方について P 4-202～P4-216 に示す。

- 1) ダム
 - a) ダム

ダム群を統合的に再編し、水源とする方策。

(検討の考え方)

既設ダム（漆沢ダム、ニツ石ダム）及び検証対象ダムの再編、検証対象ダムの容量を見直す等の計画再編により、流水の正常な機能の維持を総合的に実施する。

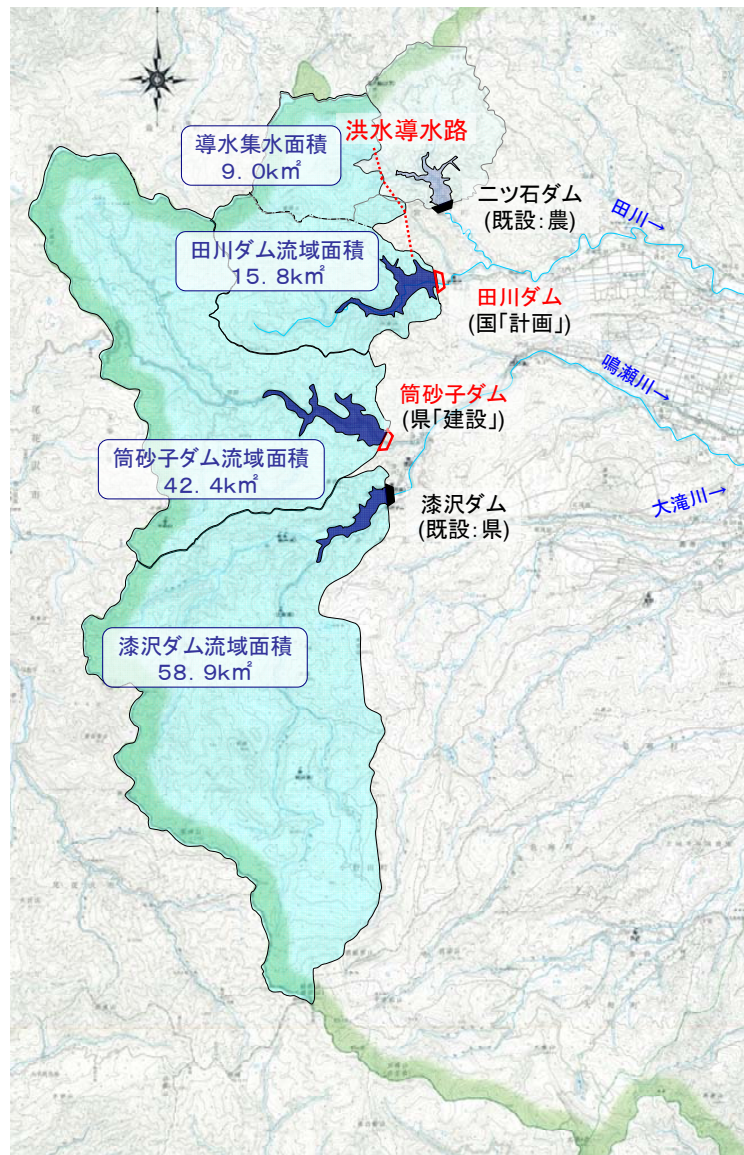


図 4-44 ダム群位置図

b) 専用ダム

流水の正常な機能の維持にかかる専用ダムを建設し、水源とする方策。

(検討の考え方)

検証対象ダム（筒砂子ダム、田川ダム）のサイトに専用ダムを建設することを想定する。

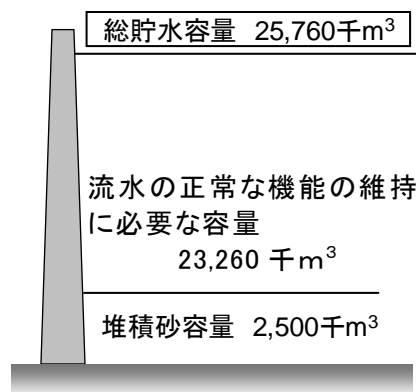


図 4-45 専用ダムの容量イメージ

2) 河口堰

a) 河口堰

河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川河口部では既に鳴瀬堰が供用中であることから、堰高を上げるなどの改築を行い、貯水容量を確保する。

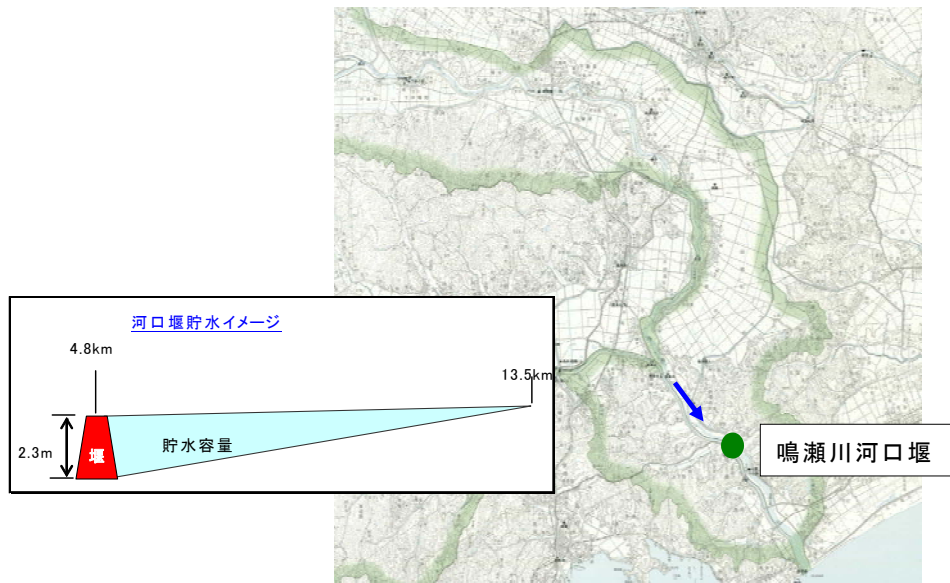


図 4-46 河口堰イメージ図

b) 中流部堰

河川の中流部に堰を設置することにより、流水を貯留し、水源とする。

(検討の考え方)

鳴瀬川、田川に既に設置されている複数の取水堰について、堰高を上げるなどの改築を行うことにより貯水容量を確保する。

表 4-53 鳴瀬川の既設取水堰

| 頭首工名 | 位置 | 型式 | 堤高 | 堤長 |
|--------|---------------------------------------|---------------------|------|--------|
| 館前頭首工 | (左岸)加美郡加美町米泉字西野 (右岸)加美郡加美町土屋ヶ崎字道下 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 1.8m | 78.4m |
| 上川原頭首工 | (左岸)加美郡加美町字西佳原 (右岸)加美郡加美町米泉字沢目 | フローティングタイプ° 半可動堰 | 2.5m | 225.5m |
| 桑折江頭首工 | (左岸)大崎市三本木蒜袋字南屋敷 (右岸)大崎市三本木桑折字問答川原 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 3.9m | 86.6m |
| 鳴瀬川中流堰 | (左岸)遠田郡美里町字新一本柳 (右岸)大崎市松山須摩屋字新天道原 | フローティングタイプ° 全可動堰 | 3.8m | 116.8m |

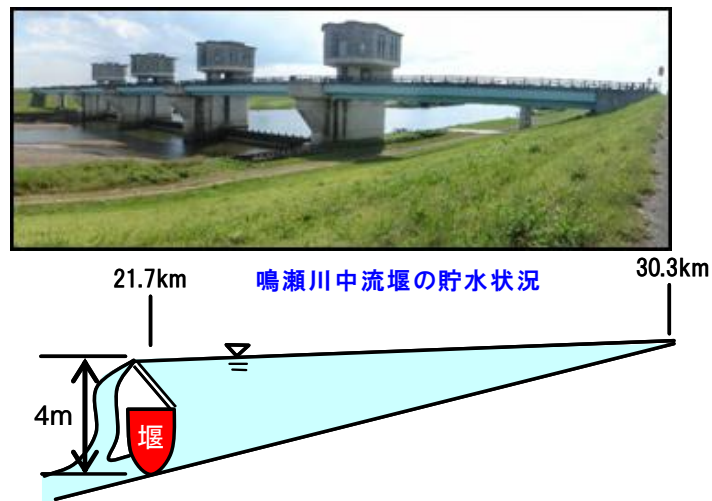


図 4-47 中流部堰イメージ図

3) 湖沼開発

湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする。

(検討の考え方)

湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行い、貯水池として計画する。

4) 流況調整河川

流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川に隣接する河川の流況が豊富な際に、新設導水路等によって鳴瀬川へ導水する。

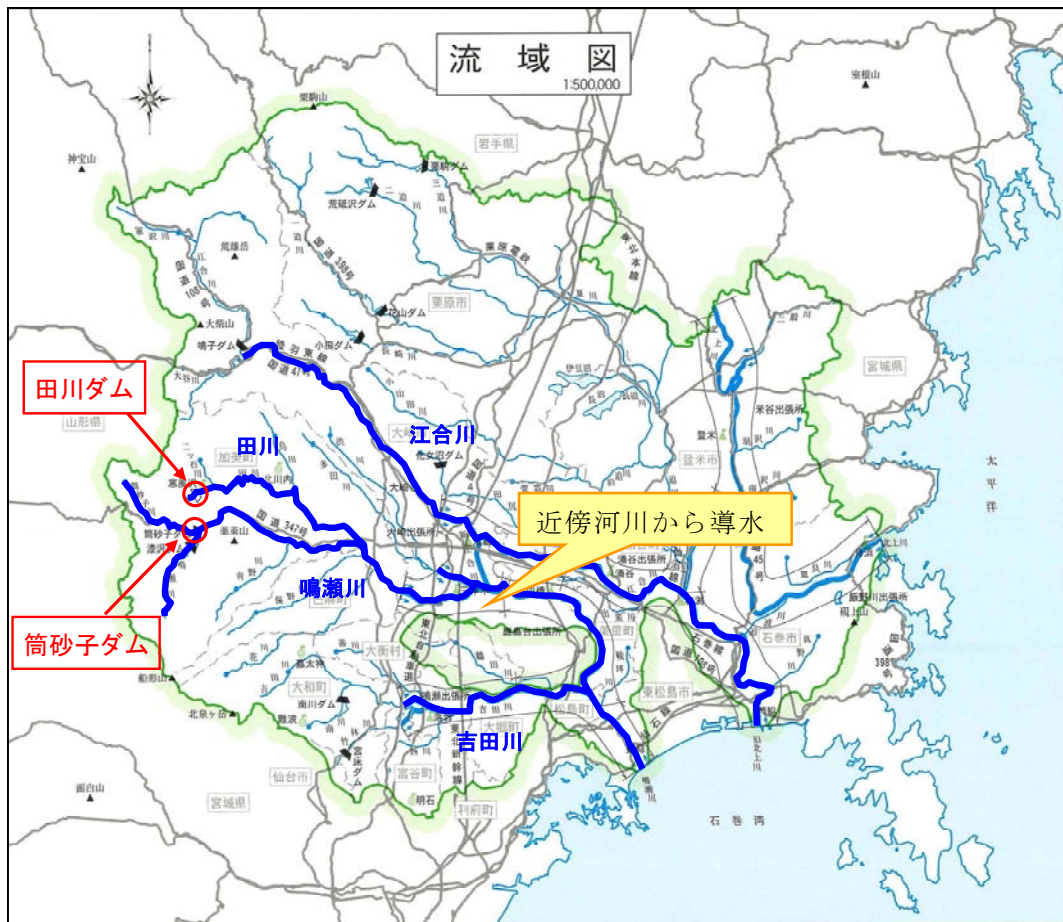


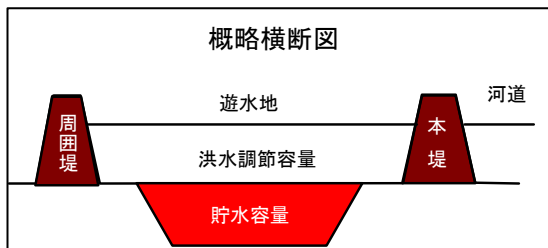
図 4-48 流況調整河川のイメージ

5) 河道外貯留施設（貯水池）

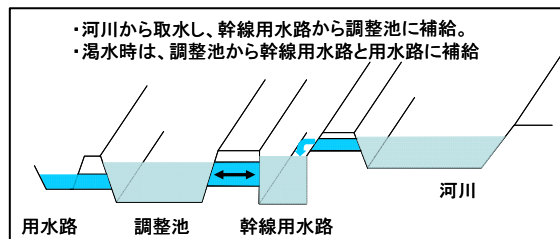
河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする方策。

(検討の考え方)

治水対策案で別途検討される遊水地を貯水池として活用して流水を貯留する。



河道外貯水池イメージ



河道外調整池イメージ

図 4-49 河道外貯留施設イメージ

6) ダム再開発（かさ上げ・掘削）

既存のダムをかさ上げ、あるいは掘削することで容量を確保し、水源とする方策。

（検討の考え方）

既設のダムをかさ上げ、あるいは掘削することで貯水容量を新たに確保する。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 A：かんがい W：水道 I：工業用水 P：発電

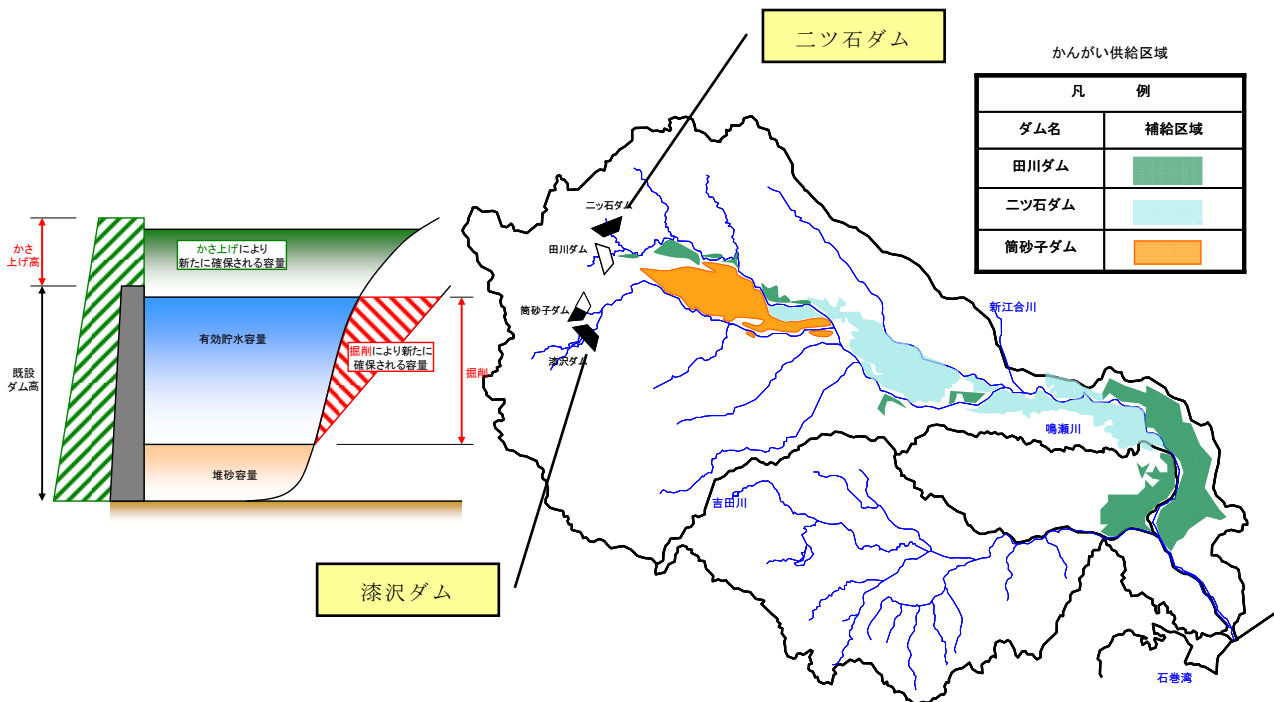


図 4-50 既設ダムかさ上げ・掘削イメージ

7) 他用途ダム容量の買い上げ

既存ダムの他用途容量を買い上げて流水の正常な機能の維持のための容量とすることで、水源とする方策。

(検討の考え方)

既設ダムの洪水調節容量等を買って、流水の正常な機能の維持に必要な容量への振替を行う。

なお、洪水調節容量を買い上げる場合は、治水機能の代替として下流河川の河道改修等を考慮する。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F: 洪水調節 N: 流水の正常な機能の維持 A: かんがい W: 水道 I: 工業用水 P: 発電

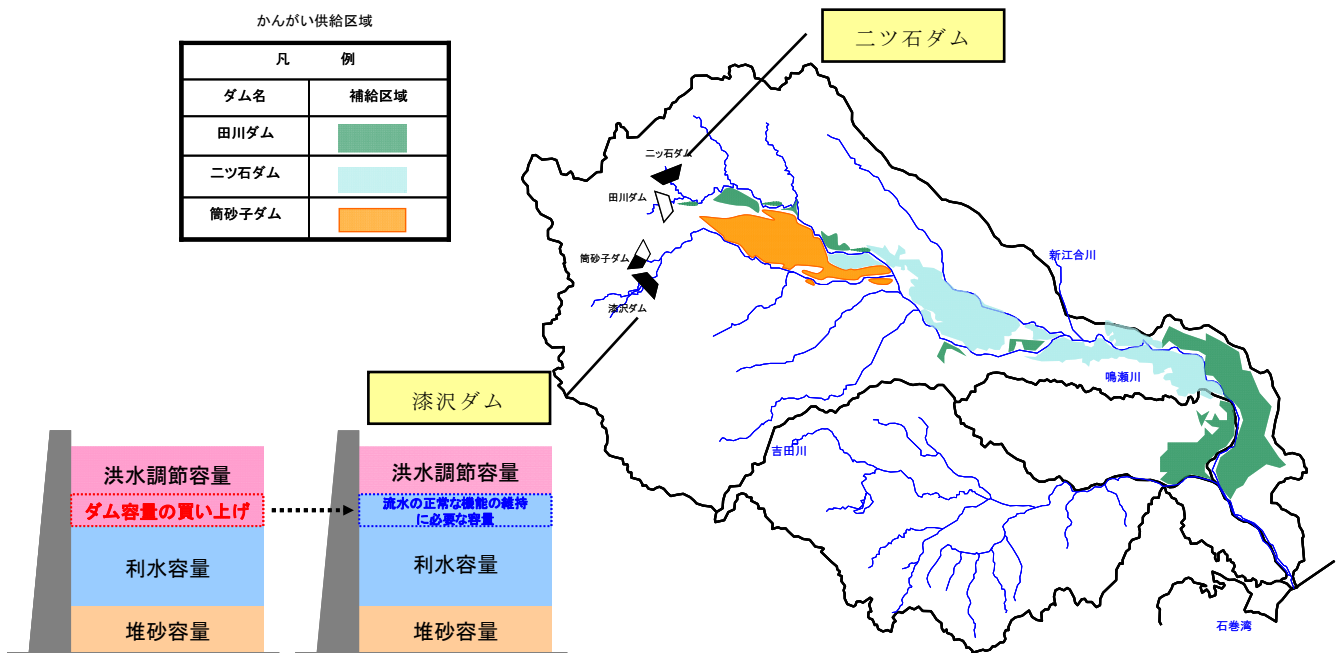


図 4-51 ダム容量 買い上げのイメージ

8) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川に隣接する河川の流況が豊富な際に、新設導水路等によって鳴瀬川へ導水する。

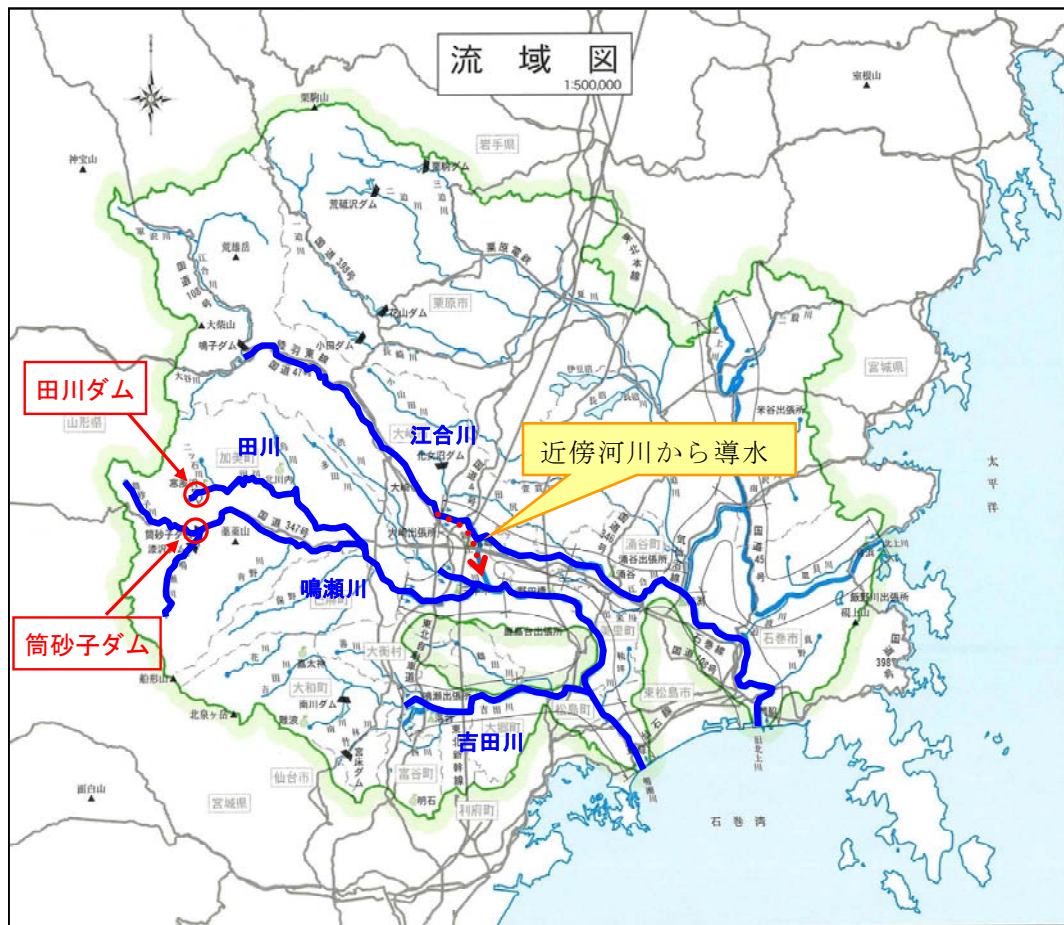


図 4-52 貯水池容量配分図 (鳴子ダム)

9) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする方策。

(検討の考え方)

流域内の必要箇所に井戸を設置し、水源として活用する。

ただし、鳴瀬川（大崎市古川地域）では、地盤沈下が確認されており、宮城県環境基本計画(H18.3)において「長期監視を継続して地盤沈下の未然防止に努めます。」となっていることに配慮する。

10) ため池（取水後の貯留施設を含む。）

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策。

（検討の考え方）

既設のため池をかさ上げし、貯水容量を新たに確保する。

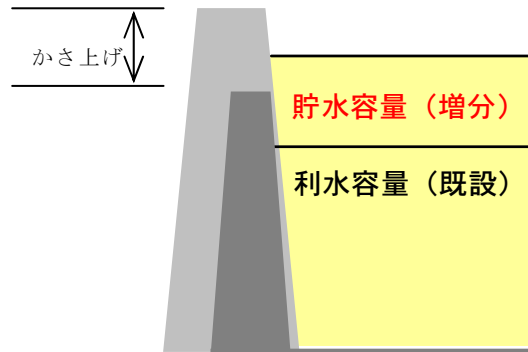


図 4-53 ため池かさ上げイメージ

【対象としたため池】

| ため池名称 (ダム名称) | 所在地 | 水系名 | 型式 | 堤高 (m) | 堤長 (m) | 貯水量 (千 m ³) |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 孫沢 | 加美町孫沢 字東山 2 | 鳴瀬川水系 孫沢川 | アースダム (均一型) | 18.2 | 202.4 | 857 |
| 長沼 | 加美町漆沢 | 鳴瀬川水系 筒砂子川 | コンクリート 式ダム | 14.7 | 60 | 1157 |

11) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川河口付近に海水淡水施設を整備し、淡水化された水を補給対象地点まで送水する。

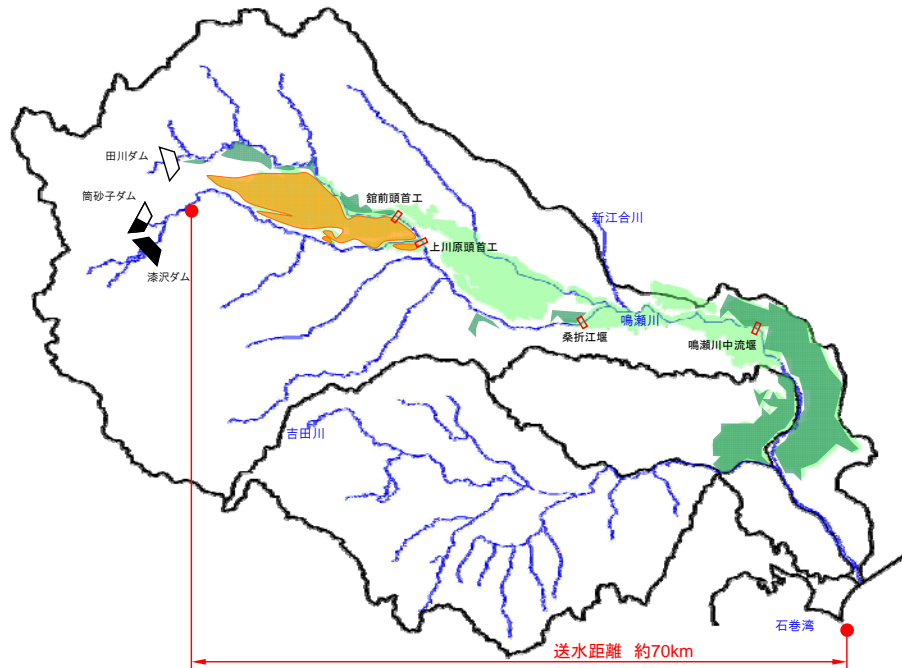


図 4-54 送水イメージ

12) 水源林の保全

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるといふ水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。

13) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える方策。

(検討の考え方)

既設ダムの利水容量について、流水の正常な機能の維持に必要な容量へ振り替えを行う。

【既設ダムの諸元】

| 項目 | 漆沢ダム | 二ツ石ダム |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 河川名 | 鳴瀬川 | 鳴瀬川 |
| ダム形式 | ロックフィルダム | ロックフィルダム |
| 堤高／堤頂長 | 80.0m／310.0m | 70.5m／439.0m |
| 流域面積 | 58.9km ² | 19.0km ² |
| 湛水面積 | 0.83km ² | 0.52km ² |
| 総貯水容量 | 18,000 千 m ³ | 10,600 千 m ³ |
| 有効貯水容量 | 16,000 千 m ³ | 9,700 千 m ³ |
| 利用目的 | FNWIP | A |
| 事業主体 | 宮城県 | 東北農政局 |

F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 A：かんがい W：水道 I：工業用水 P：発電

かんがい供給区域

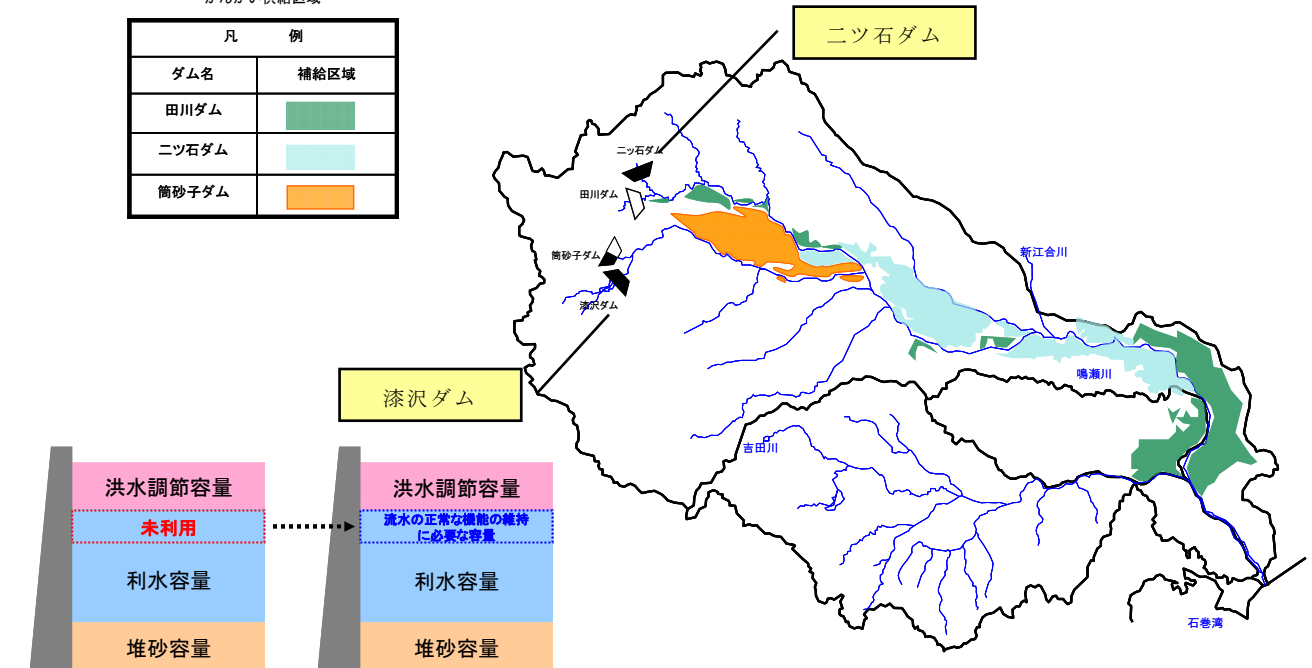


図 4-55 ダム容量振替のイメージ

14) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等により、用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等による需要減分をあわせて他の必要とする用途に転用する方策。

(検討の考え方)

鳴瀬川流域のかんがい用水について用水路整備、取水施設改良等を行い用水の合理化を図り、その需要減分を新たな水源として活用する。

15) 渇水調整の強化

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策。

(検討の考え方)

渇水情報連絡会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行うよう種々の措置、指導、要請を行う。



H16.8.11 鳴瀬川水系渇水情報連絡

北上川下流河川事務所渇水対策支部の設置について

国土交通省 北上川下流河川事務所
平成16年8月6日 13時 発表

北上川水系及び鳴瀬川水系では、このところの小雨の影響で、流量の減少傾向が続いており、過去5ヶ年の平均渇水流量を下回っている地点も出てきています。8月6日未明から岩手県内の一部で80mm～90mm程度の降雨があったため北上川では今後流況の改善が予想されますが、宮城県内ではまとまった降雨が見込めない状況であり、流量の少ない状況が続くことが予想されます。このため、今後の気象状況によっては、河川環境や水利用等への影響が懸念されることから、北上川下流河川事務所では、8月6日11時「渇水対策支部」を設置しました。

1. 気象・水象等の状況

(1) 降雨状況

| 水系名 | 観測地点名 | 7月の総雨量 (mm) | 過去5ヶ年平均値 <7月>(mm) | 観測地点 市町村名 |
|-----|-------|----------------|----------------------|--------------|
| 北上川 | 米 谷 | 1.63 | 2.10 | 稗和町 |
| | 石 巻 | 1.15 | 2.15 | 石巻市 |
| | 涌 谷 | 1.13 | 2.45 | 涌谷町 |
| 鳴瀬川 | 小 野 田 | 15.6 | 20.6 | 加美町 |
| | 鹿 島 台 | 13.1 | 24.4 | 鹿島台町 |

(2) 河川の流況 (8月6日 9時現在)

| 水系名 | 河川名 | 観測地点名 | 8月6日 9時現在流量 (m/s) | 過去5ヶ年平均 均渇水流量 (m/s) | 観測地点 市町村名 |
|-----|------|-------|-------------------------|---------------------------|--------------|
| 北上川 | 北上川 | 大 泉 | 1.72 | 1.24 | 中田町 |
| | 旧北上川 | 倉 塚 | 1.31 | 1.03 | 桃生町 |
| 鳴瀬川 | 江合川 | 荒 雄 | 7.2 | 1.7 | 古川市 |
| | 鳴瀬川 | 野 田 橋 | 5.8 | 9.4 | 松山町 |
| | 吉田川 | 落 合 | 1.5 | 1.5 | 大和町 |

(3) 河川の水質 (8月6日 9時現在)

| 水系名 | 河川名 | 観測地点名 | 水温 (℃) | DO 濃縮 (mg/l) | 観測所 地点市町 村名 |
|-----|------|-------|-----------|--------------------|-------------------|
| 北上川 | 北上川 | 春米 | 26.5 | 8.3 | 春米町 |
| | 旧北上川 | 河内 | 26.4 | 7.9 | 河南町 |
| 鳴瀬川 | 鳴瀬川 | 萩田橋 | 26.6 | 7.0 | 古川市 |
| | 吉田川 | 落 合 | 28.5 | 8.1 | 鳴瀬町 |

現在のところ各観測所とも「水質の異常」は見受けられません。

(4) 各ダムの貯水状況
鳴子ダム、漆沢ダム、南川ダム、宮床ダムとも、現在のところ平年並みの貯水状況となっています。
各ダムの詳しい貯水状況については、各機関のホームページを参照して下さい。

図 4-56 鳴瀬川水系渇水情報連絡会の設置

16) 節水対策

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る方策。

(検討の考え方)

節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図る。

17) 雨水・中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の促進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策。

(検討の考え方)

雨水・中水利用を促進することにより、河川からの水需要を抑制し、その需要減分を新たな水源として活用する。

【他の事例】※日本の水資源より（個別循環方式の例）

- ・ 事務所などの1つの建物の中で、その建物内で発生する排水を自家処理して雑揚水として循環利用するもの。
- ・ 建物内で発生する雑排水、厨房排水、浴場排水等を、生物処理や膜処理などの方法によって再生処理し、トイレ洗浄水等に利用する。

事務所ビルなど1つの建物の中で、その建物内で発生する排水を自家処理して雑用水として循環利用するもの。
建物内で発生する雑排水、厨房排水、浴場排水等を、生物処理や膜処理などの方法によって再生処理し、トイレ洗浄水等に利用する。

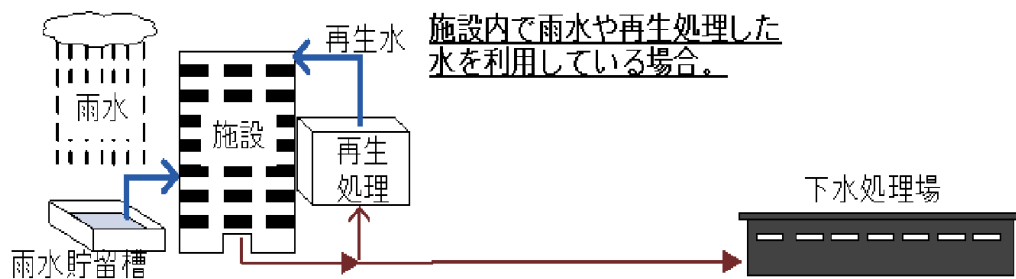


図 4-57 個別循環方式の例

(2) 流水の正常な機能の維持対策案の適用性

17 方策の鳴瀬川流域への適用性から、3)湖沼開発、4)流況調整河川、8)水系間導水、9)地下水取水、11)海水淡水化、13)ダム使用権等の振替、14)既得水利の合理化・転用、17)雨水・中水利用の 8 方策を除く 9 方策において検討を行うこととした。

なお、このうち 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての対策に共通するものであるため、これらを除く 6 方策を組合せの対象とした。

表 4-54 17 方策の鳴瀬川流域への適用性

| | 「検証要領細目」で示されている方策 | 17 方策の概要 | 鳴瀬川流域への適用性 | |
|-----------------|--|--|---|---|
| 供給面での対応 | 1)ダム | ①ダム | 河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。 既設ダム及び計画ダムの再編、新設ダムの容量見直す等の計画再編により、鳴瀬川の利水補給を総合的に実施する方策。 | 現計画で想定している鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業を含む流水の正常な機能の維持対策案を検討する。 漆沢ダム、二ツ石ダム、田川ダム、筒砂子ダムを対象に、ダム群再編等を検討する。 |
| | | ②専用ダム新設 | 流水の正常な機能の維持にかかる専用ダムを建設し、水源とする方策。 | 専用ダムを検討する。 |
| | | 2)河口堰 | ①河口堰 | 河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする方策。 |
| | ②中流部堰 | | 河川の中流部に堰を設置することにより、流水を貯留し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設取水堰の改築ならびに堰の新設について検討する。 |
| | 3)湖沼開発 | 湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする方策。 | 鳴瀬川流域には、開発できる湖沼がない。 | |
| | 4)流況調整河川 | 流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする方策。 | 鳴瀬川近傍には流況調整できるほど流況の豊富な河川はない。 | |
| | 5)河道外貯留施設（貯水池） | 河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする方策。 | 河道外貯留施設（貯水池・調整池）の新設について検討する。 | |
| | 6)ダム再開発（かさ上げ・掘削） | 既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設ダム貯水池掘削について検討する。 | |
| | 7)他用途ダム容量の買い上げ | 既存のダムの発電容量や洪水調節容量を買い上げて利水容量とすることで、水源とする方策。 | 鳴瀬川の既設ダムの洪水容量買い上げについて検討する。 | |
| | 8)水系間導水 | 水量に余裕のある他水系から導水することによって水源とする方策。 | 鳴瀬川近傍には流況調整できるほど流況の豊富な河川はない。 | |
| | 9)地下水取水 | 伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする方策。 | 地下水取水による地盤沈下が懸念される地域であるため、実現性に乏しい。 | |
| | 10)ため池（取水後の貯留施設を含む） | 主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策。 | ため池（既設）のかさ上げについて検討する。 | |
| 11)海水淡水化 | 海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策。 | 鳴瀬川の河口から補給地点までの距離が長く、コスト的に不利である。 | | |
| 12)水源林の保全 | 主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策。 | 鳴瀬川流域の現状の森林機能維持に向けた努力を継続する。 | | |
| 需要面・供給面での総合的な対応 | 13)ダム使用権等の振替 | 需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える方策。 | 鳴瀬川には振替可能な使用権等がない。 | |
| | 14)既得水利の合理化・転用 | 用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等による需要減分を、他の必要とする用途に転用する方策。 | 既に水利用計画の再編（用水路整備、取水施設改良等）を行ってきており、合理化・転用は困難。 | |
| | 15)渇水調整の強化 | 渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策。 | 従来より渇水時に行われてきた手法であり、効果量にかかわらず行うべき対策。 | |
| | 16)節水対策 | 節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る方策。 | 節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図るものであり、効果量にかかわらず行うべき対策。 | |
| | 17)雨水・中水利用 | 雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の促進により、河川水、地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策。 | 利用施設の整備の推進は、利用できる施設を有する各施設管理者の判断によって取り組まれるものであり、鳴瀬川での予めの効果評価は困難。 | |

- 組合せの対象とする方策
- 効果量に関わらず全てに共通の方策
- 今回の検討において組合せの対象としなかった方策

4.5.3.2 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(1) 流水の正常な機能の維持対策案の組合せの考え方

流水の正常な機能の維持対策案の検討において、検証要領細目で示された方策のうち、鳴瀬川流域に適用可能な6方策を組合せ、できる限り幅広い対策案を立案する。

対策案の立案は、鳴瀬川流域の利水の特徴を踏まえて検討する。

なお、「水源林の保全」、「湧水調整の強化」、「節水対策」については、効果を定量的に見込むことはできないが、効果にかかわらず行うべきと考えられるため、全ての対策案に共通するものとしている。

流水の正常な機能の維持対策案の分類の考え方は以下のとおりである。

分類1：検証対象ダムを中心とする方策の組合せ

鳴瀬川流域には、既設ダム（漆沢ダム、二ツ石ダム）、検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）の計4つのダムがあることから、既設ダムの活用および検証対象ダムの再編を取り入れた流水の正常な機能の維持対策を検討する。

主な方策※：ダム（ダム計画再編）、ダム再開発、他用途ダム容量の買い上げ

分類2：専用ダムを中心とする対策の組合せ

検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で計画していた流水の正常な機能の維持開発容量を専用ダムにより確保する場合について検討する。

主な方策※：ダム（専用ダム）

分類3：ダム以外の方策を中心とする対策の組合せ

検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で計画していた流水の正常な機能の維持開発容量をダム以外の方策により確保する場合について検討する。

主な方策※：堰、河道外貯留施設

※「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で示されている方策

(2) 流水の正常な機能の維持対策案の選定の考え方

分類ごとに、流水の正常な機能の維持対策案の選定を行う。

1) 検証対象ダムを中心とする方策の組合せ（分類1）

「検証対象ダムによる組合せ」として、ダム規模の拡大を含め、何れか一方の検証対象ダム（田川ダム、筒砂子ダム）で必要量を確保することとし、現計画で不足する容量については組合せを検討する。「検証対象ダムを中心とした組合せ」として、何れか一方の検証対象ダム（現計画規模）と他の方策との組合せを検討する。

- 田川ダムによる組合せ
- 筒砂子ダムによる組合せ
- 田川ダムを中心とした組合せ
- 筒砂子ダムを中心とした組合せ

2) 専用ダムを中心とした方策の組合せ（分類2）

専用ダムにより必要量を確保する「専用ダムによる組合せ」と、専用ダムとその他の方策との組合せにより必要量を確保する、「専用ダムを中心とした組合せ」を検討する。

- 専用ダムによる組合せ
- 専用ダムを中心とした組合せ

3) ダム以外の方策を中心とした組合せ（分類3）

検証対象ダム以外の方策として、「中流部堰を中心とした組合せ」、「河道外貯留を中心とした組合せ」を検討する。

- 中流部堰を中心とした組合せ
- 河道外貯留施設を中心とした組合せ

(3) 流水の正常な機能の維持対策案の選定

1) 検証対象ダムを中心とした方策の組合せ

検証対象ダムを中心とする方策の組合せのうち、a)、b) については、不足する容量の確保方策として既存施設を比較的大規模な工事を行わずに活用できる「ため池（かさ上げ）」とした。

a) 田川ダムによる組合せ

検証対象の 2 ダムのうち田川ダムのみを建設する。不足する容量について既設ため池のかさ上げ、田川ダムの計画容量増の方策を組合せて確保する案を検討する。

| | |
|------------------|----------|
| ◆田川ダム+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 2 |
| ◆田川ダムかさ上げ | ・・・ケース 3 |

b) 筒砂子ダムによる組合せ

検証対象の 2 ダムのうち筒砂子ダムのみを建設する。不足する容量について既設ため池のかさ上げ、筒砂子ダムの計画容量増の方策を組合せて確保する案を検討する。

| | |
|-------------------|----------|
| ◆筒砂子ダム+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 4 |
| ◆筒砂子ダムかさ上げ | ・・・ケース 5 |

c) 田川ダムを中心とした組合せ

検証対象の 2 ダムのうち田川ダムのみを現計画規模で建設する。不足する容量について新たな方策を組合せて確保する案を検討する。

| | |
|------------------------------|----------|
| ◆田川ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 6 |
| ◆田川ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 7 |
| ◆田川ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 8 |
| ◆田川ダム+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 9 |

d) 筒砂子ダムを中心とした組合せ

検証対象の 2 ダムのうち筒砂子ダムのみを現計画規模で建設する。不足する容量について新たな方策を組合せて確保する案を検討する。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| ◆筒砂子ダム+中流部堰+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 10 |
| ◆筒砂子ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 11 |
| ◆筒砂子ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 12 |
| ◆筒砂子ダム+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 13 |

2) 専用ダムを中心とした方策の組合せ

a) 専用ダムによる組合せ

検証対象の 2 ダムのうちコスト面で優位である筒砂子ダムサイトに専用ダムを建設して必要量を確保する案を検討する。

| | |
|-------|-----------|
| ◆専用ダム | ・・・ケース 14 |
|-------|-----------|

b) 専用ダムを中心とした組合せ

検証対象ダム以外の方策を組合せ、不足する容量について、検証対象の 2 ダムのうちコスト面で優位である筒砂子ダムサイトに専用ダムを建設して確保する案を検討する。

| | |
|------------------------------|-----------|
| ◆専用ダム+中流部堰+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 15 |
| ◆専用ダム+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 16 |
| ◆専用ダム+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 17 |
| ◆専用ダム+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 18 |
| ◆専用ダム+河道外調整池 | ・・・ケース 19 |

3) ダム以外の方策を中心とした組合せ

a) 中流部堰を中心とする組合せ

検証対象ダムとダム以外の方策として中流部堰を中心に必要量を確保する案を検討する。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| ◆中流部堰+河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 20 |
| ◆中流部堰+ダム再開発+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 21 |
| ◆中流部堰+河道外貯水池+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 22 |
| ◆中流部堰+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 23 |

b) 河道外貯留施設を中心とした組合せ

検証対象ダム以外の方策として、河道外貯水池、河道外調整池のどちらか、あるいは双方を含めながら必要量を確保する案を検討する。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| ◆河道外貯水池+河道外調整池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 24 |
| ◆河道外貯水池+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 25 |
| ◆河道外調整池+中流部堰+他用途ダム容量買い上げ+ため池 [かさ上げ] | ・・・ケース 26 |

(4) 流水の正常な機能の維持対策案の立案

流水の正常な機能の維持対策案について、鳴瀬川流域に適用する方策として、現計画を含む以下の 9 方策を抽出した。抽出した方策は表 4-56 に示す組合せにより、25 ケースの流水の正常な機能の維持対策案を検討する。

表 4-55 9 方策の施設規模

| No | 方 策 | 施 設 名 | 開発可能容量(千 m ³) |
|----|------------------|---------------|---------------------------|
| 1 | 現計画 | 田川ダム | 3,390 |
| | | 筒砂子ダム | 19,870 |
| 2 | 計画ダムかさ上げ | 田川ダム | 23,260 |
| | | 筒砂子ダム | 23,260 |
| 3 | 専用ダム | 田川ダムサイト | 23,260 |
| | | 筒砂子ダムサイト | 23,260 |
| 4 | 河口堰（中流部堰） | 12.3km 付近 | 930 |
| | | 28.9km 付近 | 180 |
| | | 39.5km 付近 | 1,710 |
| 5 | 河道外貯留施設 (貯水池) | 貯水地 L1 遊水地 | 1,590 |
| | | L2 遊水地 | 2,010 |
| | | R1 遊水地 | 6,320 |
| 6 | 調整池 | | 7,830 |
| 7 | ダム再開発 (掘削) | 漆沢ダム | 1,570 |
| | | 二ツ石ダム | 2,030 |
| 8 | 他用途ダム容量 買い上げ | 漆沢ダム | 5,600 |
| 9 | ため池かさ上げ | 長沼ため池 | 900 |
| | | 孫沢ため池 | 2,340 |

注：開発可能容量は各方策の必要依存量

表 4-56 流水の正常な機能の維持対策案の組合せ

| 流水の正常な機能の維持対策案 | ダム | | 河口圏(中流部圏) | | | 河道外貯留施設(貯水池) | | | ダム部圏 | | | ため池 | | 備考 | |
|------------------|---|----------------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------|------------------------|------------------------|----------------|------------|----|------------|
| | 田川ダム V=3,300千m ³ | 高砂子ダム V=19,870千m ³ | ①12.3km 付近 | ②28.8km 付近 | ③93.5km 付近 | L1遊水池 | L2遊水池 | R1遊水池 | 河道外調整池 新設 | 貯水池部圏 (既存ダム) | 貯水池部圏 (新設ダム) | 有効活用 (既存ダム) | 揚水 かさ上げ | | 長沼 かさ上げ |
| 現計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 田川ダムによる組合せ | 田川ダム H=17.6m V=20,020千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=10.5m V=2,205千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 高砂子ダムによる組合せ | 高砂子ダム H=15.0m V=20,020千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=7.4m V=23,260千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 田川ダムを中心とした組合せ | 田川ダム V=3,300千m ³ | | V=930千m ³ | V=180千m ³ | V=1,710千m ³ | V=1,590千m ³ | V=2,010千m ³ | V=6,320千m ³ | | | | | | | |
| | 調整池A V=3,300千m ³ | | | | | | | | | V=1,570千m ³ | V=2,030千m ³ | | | | 代替 不能 |
| 高砂子ダムを中心とした組合せ | 高砂子ダム V=3,300千m ³ | | V=930千m ³ | V=180千m ³ | V=1,710千m ³ | | | | | | | | | | |
| | 調整池A V=3,300千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 田川ダムを中心とした組合せ | 田川ダム V=3,300千m ³ | | V=930千m ³ | V=180千m ³ | V=1,710千m ³ | | | | | | | | | | |
| | 調整池A V=3,300千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 高砂子ダムを中心とした組合せ | 高砂子ダム V=3,300千m ³ | | V=930千m ³ | V=180千m ³ | V=1,710千m ³ | | | | | | | | | | |
| | 調整池A V=3,300千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 専用ダムによる組合せ | 専用ダム H=89.2m V=23,260千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=83.1m V=17,205千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 専用ダムを中心とした組合せ | 専用ダム H=74.5m V=10,100千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=82.3m V=18,430千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 専用ダムによる組合せ | 専用ダム H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 専用ダムを中心とした組合せ | 専用ダム H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| 河道外貯留施設を中心とした組合せ | 調整池A H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調整池A H=80.0m V=14,420千m ³ | | | | | | | | | | | | | | |

※表中のグレーの網掛け箇所は、施設の組合せを検討したもの、必要容量を確保できない案。